

平成23年第1回与論町議会定例会会議録

目 次

第1日（3月10日）

1. 開 会	5
1. 日程第1 会議録署名議員の指名	5
1. 日程第2 会期の決定	5
1. 日程第3 諸般の報告	5
1. 日程第4 町長の施政方針説明	6
1. 日程第5 議案第 3号	20
1. 日程第6 議案第 4号	24
1. 日程第7 議案第 5号	27
1. 日程第10 議案第 8号	29
1. 日程第11 議案第 9号	29
1. 日程第8 議案第 6号	30
1. 日程第9 議案第 7号	31
1. 日程第12 議案第10号	33
1. 日程第13 議案第11号	35
1. 日程第14 議案第12号	41
1. 日程第15 議案第13号	43
1. 日程第16 議案第14号	44
1. 日程第17 議案第15号	54
1. 日程第18 議案第16号	55
1. 日程第19 議案第17号	56
1. 日程第20 議案第18号	56
1. 日程第21 議案第19号	57
1. 日程第22 議案第20号	57
1. 日程第23 特別委員会設置及び委員の選任について	62
1. 日程第24 議案第21号	63
1. 日程第25 議案第22号	65
1. 日程第26 議案第23号	65
1. 日程第27 質問第 1号	69

第2日（3月16日）

1. 日程第1 一般質問	74
大田 英勝君	74
喜山 康三君	84
川村 武俊君	101
喜村 政吉君	111
供利 泰伸君	119

第3日（3月18日）

1. 日程第1 同意第 1号	137
1. 日程第2 議案第 8号	138
1. 日程第3 議案第 9号	138
1. 日程第4 議案第14号	140
1. 日程第5 議案第15号	141
1. 日程第6 議案第16号	141
1. 日程第7 議案第17号	141
1. 日程第8 議案第18号	141
1. 日程第9 議案第19号	141
1. 日程第10 議案第20号	141
1. 日程第11 陳情第 1号（総務厚生常任委員長報告）	143
1. 日程第12 発議第 1号	145
1. 日程第13 発議第 2号	146
1. 日程第14 閉会中の継続審査、調査申出について	148
1. 閉 会	149

平成23年3月 第1回与論町議会定例会会期日程

月	日	曜日	議会日程
3	10	木	本会議【開会】 施政方針、事業箇所調査、議案審議
	11	金	予算審査特別委員会
	12	土	休会
	13	日	休会
	14	月	予算審査特別委員会
	15	火	休会
	16	水	本会議（一般質問）、常任委員会
	17	木	予備日（議事整理日）
	18	金	本会議【閉会】

平成 23 年第 1 回与論町議会定例会

第 1 日

平成 23 年 3 月 10 日

平成23年第1回与論町議会定例会会議録
平成23年3月10日（木曜日）午前9時18分開会

1 議事日程（第1号）

開会の宣告

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 諸般の報告
- 第4 町長の施政方針説明
- 第5 議案第3号 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
- 第6 議案第4号 結園公園運動広場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 第7 議案第5号 与論町町税等の滞納に対する行政サービスの制限措置等に関する条例制定の件
- 第8 議案第6号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
- 第9 議案第7号 報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例
- 第10 議案第8号 与論町出産支援条例を廃止する条例
- 第11 議案第9号 与論町子育て支援金条例の制定について
- 第12 議案第10号 ゆんぬ体験館の設置及び管理に関する条例
- 第13 議案第11号 平成22年度与論町一般会計補正予算（第8号）
- 第14 議案第12号 平成22年度与論町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）
- 第15 議案第13号 平成22年度与論町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）
- 第16 議案第14号 平成23年度与論町一般会計予算
- 第17 議案第15号 平成23年度与論町国民健康保険特別会計予算
- 第18 議案第16号 平成23年度与論町と畜場特別会計予算
- 第19 議案第17号 平成23年度与論町農業集落排水事業特別会計予算
- 第20 議案第18号 平成23年度与論町介護保険特別会計予算
- 第21 議案第19号 平成23年度与論町後期高齢者医療特別会計予算
- 第22 議案第20号 平成23年度与論町水道事業会計予算
- 第23 特別委員会の設置及び委員の選任について
- 第24 議案第21号 奄美群島広域事務組合規約の変更について
- 第25 議案第22号 2軸揉摺機の購入契約の締結について

- 第26 議案第23号 2軸破碎機の購入契約の締結について
第27 質問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めるについて（簗作和香代）

2 出席議員（12人）

1番 川村武俊君	2番 林 隆寿君
3番 供利泰伸君	4番 福地元一郎君
5番 喜山康三君	6番 本畑敏雄君
7番 坂元克英君	8番 喜村吉君
9番 野口靖夫君	10番 麓才良君
11番 大田英勝君	12番 町田末吉君

3 欠席議員（0人） 欠員（0人）

4 地方自治法第121条による出席者（15人）

町長 南政吾君	教育長 田中國重君
総務企画課長 元井勝彦君	会計管理者兼会計課長 佐多悦郎君
税務課長 猿渡ケイ子君	町民福祉課長 沖野一雄君
環境課長 港沢勝君	産業振興課長 鬼塚寿文君
商工観光課長 久留満博君	建設課長 高田豊繁君
教委事務局長 野田俊成君	水道課長 池田直也君
与論こども園長 岩山秀子君	茶花こども園長 林健君
那間こども園長 高田りえ子君	

5 議会事務局職員出席者（2人）

事務局長 川畑義谷君 係長 朝岡芳正君

開会 午前9時18分

-----○-----

○議長（町田末吉君） おはようございます。教育長は出張中で午後から出席というこ
とですので、よろしくお願ひします。

ただいまから平成23年第1回与論町議会定例会を開会します。
これから、本日の会議を開きます。

-----○-----

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（町田末吉君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、5番喜山康三君、10番麓才良君を指名します。

-----○-----

日程第2 会期の決定の件

○議長（町田末吉君） 日程第2、会期決定の件を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から3月18日までの9日間にしたいと
思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（町田末吉君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日から3月18日までの9日間に決定しました。

-----○-----

日程第3 諸般の報告

○議長（町田末吉君） 日程第3、諸般の報告を行います。

報告事項につきましては、印刷して配布しておりますが、その概要については、
事務局長に朗読させます。

なお、本会議に提出されました陳情につきましては、請願・陳情文書表のとおり
関係常任委員会で審査をお願いします。

事務局長。

○事務局長（川畑義谷君） 諸般の報告をいたします。

町長から返地総合整備計画の変更に係る専決処分について、教育長から教育委員会活動の点検・評価報告書について、監査委員から平成23年1月分の例月現金出納検査結果報告書及び平成22年度財政援助団体等に対する監査の結果報告が提出されていますが、その写し（出納検査結果報告書については一部の写し）を配付してありますのでお見通しください。

また、平成22年第4回定例会において採択されました「名瀬測候所の地方気象

台への格上げを求める意見書」、「免税軽油制度の継続を求める意見書」、「離島地域出産支援事業の拡充を求める意見書」、「環太平洋戦略的経済連携協定（ＴＰＰ）への対応に関する意見書」については、国会及び関係行政庁にそれぞれ提出しております。

なお、閉会中における町外での会議・活動等については、次のとおりであります。

また、議会だよりについては、12月の定例会の内容を特集した「よろんちゅう議会だより第98号」を全世帯及び関係機関等に印刷配布してありますが、編集作業にあたっていただいた広報委員をはじめ、御協力いただきました関係者の皆様に感謝申し上げます。

以上で報告を終わります。

○議長（町田末吉君）　これで諸般の報告を終わります。

-----○-----

日程第4　町長の施政方針説明

○議長（町田末吉君）　日程第4、町長の施政方針の説明を求めます。町長。

○町長（南　政吾君）　おはようございます。よろしくお願ひいたします。

本日ここに、平成23年第1回与論町議会定例会の開会に当たり、町政運営についての所信を明らかにするとともに、平成23年度の予算概要及び主要施策を御説明申し上げ、議員各位並びに町民の皆様の御理解と御協力を賜りたいと存じます。

【1町政運営の基本的な考え方】

平和で成熟した新しい世紀を期待して迎えた21世紀も第2の10年を迎えた。

しかしながら、世界は「エジプト政変に伴う専制各国の民主化問題」「北朝鮮による韓国・延坪島（よんぴよんど）砲撃」「尖閣（せんかく）列島沖の中国漁船衝突事件」「メドベージェフ大統領の北方領土訪問」「TPP加盟問題」等まさに渾沌（こんとん）とした状況を呈しております。

また、我が国もグローバル化の波に飲み込まれ、リーマンショック以降、景気は緩やかに回復傾向にあるものの、依然として深刻なデフレーション（物価の持続的下落）の出口が見いだせない状況にあり、1968年に旧西ドイツを追い抜いて以来42年間守ってきたアメリカに次ぐ「世界第2の経済大国の座」を中国に明け渡し、勢いをなくした日本の姿を印象付けており、グローバル化への積極的な対応が求められております。

一方、本町におきましては、平成12年度に、21世紀初頭における10年間の本町の進むべき新たな方向付けをするため、町内外の方々の英知を集め、「第4次総合振興計画」を策定いたしました。

本計画において、私たちは足元にある自然や資源、人を十分に活用することで、他の地域にない特徴ある人づくり、産業づくり、町づくりを行い、島に住む人々、特に子供たちが自信と誇りを持てる「人と自然が輝くオンリーワンの島づくり」を基本理念に掲げ、本総合振興計画を道標に、町民の皆様と行政が協働・連携しつつ、平成13年度から関係機関・団体が一丸となって「若者が帰ってこれる魅力ある島づくり」そして「全ての町民が希望を持って安心して住める実りある島づくり」を基本的な考え方として、守りの戦略としての徹底した行財政改革と攻めの戦略としての外貨を獲得できる産業おこしを進めてまいりました。

保健福祉部門、教育部門、産業基盤及び生活基盤等の整備は基より、戦略プロジェクトとして必要かつ重要と位置付けた6プランについて、その実現に向け鋭意取り組んできたところであります。

主なものとして、

- ・淡水施設の整備による安全でおいしい水の供給
- ・町営「増木名住宅団地」「宇和寺団地」の整備
- ・「海中宮殿」「ゆんぬ体験館」等観光スポットの整備
- ・町民永年の課題であった火葬場（昇龍苑）の整備
- ・肉用牛販売額10億円の達成及び堆肥センターの整備
- ・茶花小学校体育館・プール及び与論小学校校舎の整備
- ・錦江町との姉妹盟約協定の締結
- ・与論港コースタルリゾートの整備
- ・パスポート申請交付業務の地元開始
- ・ヨロン特産品支援センターの整備
- ・ヨロン島サンゴ礁条例の制定
- ・(有)エスユー、(株)リンクス、日本マルコ(株)等の企業誘致
- ・光ファイバ、ADSLの全島サービスの開始
- ・地域再生計画を活用した鹿児島大学与論活性化センターの誘致
- ・特定交通安全施設整備事業の導入に伴う役場周辺整備
- ・畠総（賀義野地区・麦屋地区）の整備及び岸元地区の新規採択
- ・観光ルネサンス計画策定基盤調査

等を実施、概ね目標を達成できたものと総括しております。

これらの総括を含め平成20年度から第5次総合振興計画策定に向け町内準備検討委員会、町民との意見交換会、町民向けアンケート実施及び人口推計調査、ワーキング委員会、まちづくり委員会、策定委員会、審議会等を数回にわたり開催するとともに、各種団体との意見交換会や島外から専門の講師を招聘（しょうへい）し

た意見交換会を開催してまいりました。

平成22年12月与論町振興開発計画審議会からの最終答申を頂き、平成22年第4回与論町議会定例会において議決していただいたところであります。

「共に創ろう 未来への架け橋 ~元気・チャレンジ・感動~」を基本理念に、町民の発意と創意工夫により産業を基本とした活力のあるまちづくり、町民が島の可能性を強く信じながら、元気で新たな未来に向け果敢にチャレンジし、感動と希望を共有できるまちづくりを進めることにより、新たに過疎地域に指定されたことに伴う過疎計画とも連動させながら、まちの将来像である「南の島の豊かな心と自然が創る活力と希望のあるまち」の実現に鋭意取り組んで参りたいと考えております。

【2 予算編成の大綱及び歳入歳出予算の概要】

はじめに、平成23年度の予算編成の大綱について申し上げます。

1 国の予算について

国の平成23年度予算は「『成長と雇用』の実現、デフレ脱却への道筋」、「国民の生活第一に」、「確固たる戦略に基づく予算編成」の理念の下、「新成長戦略」を着実に推進するとともに「財政運営戦略・中期財政フレーム」に定めた財政規律の下に、成長と雇用拡大を実現するとの基本的な考え方により編成されております。

また、地方財政については、財政運営戦略に基づき、社会保障関係費の自然増に対応する地方財源の確保を含め、交付団体をはじめ地方の安定的な財政運営に必要な地方の一般財源総額について、実質的に平成22年度の水準を下回らないよう確保することを基本として、地方交付税の増額確保や地方税の充実など地方財政対策を講ずることとしており概要として次のような基本的な考え方により編成されております。

- (1) 地方交付税の4,799億円(2.8%)増額
- (2) 特別交付税制度の見直し(普通交付税への段階的移行)
- (3) 臨時財政対策債発行可能額1兆5,476億円(20.1%)減額
- (4) 公債費負担対策として3年間で1.1兆円程度の公的資金の保証金免除繰上償還
- (5) 過疎対策におけるソフト事業に対する財政措置
- (6) 公会計の整備に伴う連結財務書類の早期整備
- (7) 地域活性化事業による「緑の分権改革」の推進

2 県の予算について

県の予算編成については、少子高齢化の進行に伴う社会保障費の増や公債費の高水準での移行等により極めて厳しい状況となっております。こうした中で「力みな

ぎる・かごしま」の実現に向けた各種施策の推進、歳入・歳出両面にわたる徹底した見直しや、新たな歳入確保策の検討など次のような基本的な考え方が示されております。

(1) 人件費・扶助費・公債費	所要見込額
(2) 公共事業費	平成22年度当初95.1%
(3) 県単公共事業	平成22年度当初95.1%
(4) 一般制作費	平成22年度当初同額
(5) 「力みなぎる・かごしま」	プロジェクト事業所要見込額
(6) 共生・協働プロジェクト事業	所要見込額
(7) 新規事業1件につき事件1業の廃止（一般財源範囲内）	

3 本町の予算について

以上の国・県の予算の動向を踏まえ、本町の平成23年度当初予算編成に当たっては、依然、町財政が厳しい状況であり、事務事業や町単独補助事業の見直し、並びに人件費や物件費等の削減など、歳出経費の節減に努めるとともに、第5次総合振興計画の初年度でもあること、また過疎計画の本格的なスタートの年度でもあることから策定の段階で検討された提言等を十分に考慮しながら、各種事業の着実な推進を図るべく効率的な施策の展開を基本とした予算編成を行ったところであります。

なお、国民健康保険特別会計への赤字補てんとして、平成19年度5,461万2,000円、平成20年度5,370万円、平成21年度5,500万円が一般会計から繰り出されており、平成22年度も前年度を大幅に上回る繰り出しが想定され、一般会計の財政調整基金が底をつき平成24年度以降の一般会計予算編成が困難な状況となっていることから、関係者による早急な対応策等を検討していく必要があると考えております。

また、本町の町税の徴収率が県下ワーストワンと極めて厳しい現況にあることから、収納対策室の体制を強化するとともに、滞納者に対する行政サービスの制限等の条例を制定し、納税の促進及び滞納の防止を図るとともに、納税の公平性と徴収に対する町民の信頼の確保に努めていきたいと考えております。

次に、平成23年度歳入歳出予算の概要について申し上げます。

1 歳入予算について。

歳入予算につきましては、町税が2億9,951万7,000円と前年度より約300万円増額となっております。地方交付税につきましては、前年度と同額の18億6,000万円を計上しております。国庫負担金は、子ども手当負担金等により前年度比6,625万3,000円の増額、一方、国庫補助金は、前年度の国庫補助

金事業分の減などにより 8,650 万円の減額となっております。県補助金は、総務費県補助金で「重点分野雇用創出事業補助金」などで前年度より約 3,000 万円増加している一方、農林水産業費県補助金では、前年度の「さとうきび産地活性化実践事業補助金」分の減などにより 2,266 万 2,000 円の減額となっております。地方債は 4 億 3,970 万円で、うち辺地債が 1 億 6,960 万円、過疎債が 1,200 万円、公営住宅費が 7,810 万円などとなっております。なお、予算編成の過程で、生じた財源不足については、財政調整基金から 1 億 5,312 万 9,000 円を繰り入れて対応することとしております。

2. 歳出予算について

歳出予算につきましては、衛生費では、一般廃棄物最終処分場設計委託料 3,000 万円、農林水産業費では水産業費で鹿児島県離島漁業再生支援交付金 2,148 万 8,000 円、耕地費で県営事業負担金 7,353 万 2,000 円、農村環境整備事業町単工事費 1,110 万円、土木費では町道改良費町単工事費 6,100 万円、国庫補助工事費 3,020 万円、宇和寺団地 5 号棟整備工事費 1 億 3,794 万 9,000 円、教育費ではハレルヤ幼稚園運営補助金 798 万円等を計上しております。また、特別会計予算規模は、15 億 4,329 万 6,000 円、水道事業会計は、1 億 6,914 万 1,000 円となっております。

【3 町政の推進体制】

町政の推進体制に関する主な事項として、次のことに取り組んでまいります。

1 行政改革について

- (1) 指定管理者制度導入に向けた調査検討会の実施
- (2) 与論町公式ホームページの充実

2 財政改革について

予算編成の大綱で申し上げたとおり、歳入の的確な把握に努めるとともに事務事業の精査を行い、人件費・物件費の削減を引き続き行うとともに、税収確保のため収納対策室を中心とした徴収率向上に更なる努力を重ねてまいります。また、緊急雇用創出事業・重点分野雇用創出事業・ふるさと雇用再生特別基金事業の導入による 51 名の新規雇用を創出することで、1 億 833 万 4,000 円の人件費等の町負担を抑制することとしています。

3. 住民参加の体制強化について

週報やホームページ等の情報公開による意見収集や意見反映に努めるとともに、各種委員会や懇談会等で幅広く町民の御意見を拝聴してまいります。

なお、平成 22 年度に実施した観光ルネサンス計画策定に関する調査研究をもとに、町民と官が一体となった「観光ルネサンス計画」を策定し観光産業の振興に努

めてまいります。

【4 主要施策】

第1 「第5次総合振興計画」 重点プロジェクトについて

「南の島の豊かな心と自然が創る活力と希望のあるまち」を実現するため重点プロジェクトとして6つのプロジェクトを推進して参ります。

1 「健康増進プロジェクト」について

健康づくり事業の推進

2 「子宝プロジェクト」について

(1) 子育て環境の充実

(2) 出産支援金給付事業の推進

(3) 縁結び事業の支援

3 「人づくりプロジェクト」について

(1) 心豊かな人づくり

(2) まちづくり人材の育成と活動の支援

(3) シルバー人材センターの設立

4 「農水産業プロジェクト」について

(1) 農業の振興

(2) 水産業の振興

(3) 特產品開発の支援

5 「環境プロジェクト」について

(1) 花と緑のまちづくりの推進

(2) ヨロンの海再生事業の推進

(3) 環境保全型農業の推進

(4) 環境学習の推進

6 「観光プロジェクト」について

(1) 観光ルネサンス事業の推進

(2) 体験型観光の推進

(3) 地域ＩＣＴ事業の推進

第2 「オシリーワンのひとづくり」について

【1】教育文化

教育行政については、本県教育行政の基本目標である「あしたをひらく心豊かでたくましい人づくり」及び本町の基本理念である「共に創ろう 未来への架け橋」を進めるため、「誠の島」と謳われてきたこの島の良い伝統と、「東洋の海に浮かび輝く一個の真珠」と称えられる美しい風土の中で、生涯学習の観点に立ち、

進んで意見を述べ、事をねばり強く遂行するなど「誠」の持つ積極性と主体性・創造性・国際性を備え、人間性豊かでたくましく生きる誠実な町民の育成に努め、後世に誇れる「教育観光の島」の実現を目指して、学校教育・家庭教育・社会教育の各部門でそれぞれ次のような教育行政を進めてまいります。

1 学校教育に関しては、

本町においては、鹿児島県下各地に先駆けて平成22年度から3こども園がスタートし、0歳児から就学前までの一貫した幼児教育が可能となり、文字通り本町が目指してきた0歳から18歳までの、「幼小中高一貫教育」の更なる充実が、期待できるようになりました。

そこで、

- (1) まず、こども園においては、0歳児からの読み聞かせに加えて、4～5歳児に対する古典等の暗唱指導により本好きな子供に育て、小学校入学までにどの子も絵本がすらすらと読めるようとする。
- (2) 小学校においては、読み書き算に加えて、各教科の基礎・基本を繰り返し定着させて進級・卒業させる。

特に新年度は、NTTの協力により、全国4県8小学校の中に本町の3小学校が選ばれ、5年生を中心に電子黒板等のICT（情報通信技術）を活用した授業の充実が期待できる。

- (3) 中学校においては、中学生として基礎・基本の定着に加えて、小学校時代から育ててきた将来の夢を更に練り上げ、明確な目的意識を持って高校に進学させる。
- (4) 高校においては、一人ひとりの夢実現に向けて、確かな進路保障の指導をしていただき、それぞれの夢実現に向けて大きく羽ばたかせる。

2 家庭教育に関しては、

- (1) 「教育の原点は家庭にある」ことを認識させ、幼小中高一貫教育実現のため、各期における発達問題の理解とその定着に努めさせる。
- (2) 「学年×20分間」（小1～3年生も60分間）の宅習（復習・予習・読書）の習慣化を図る。
- (3) PTA・家庭教育学級・教育県民週間等への、保護者や地域住民の積極的参加を促進する。
- (4) 毎月23日の「子ども読書の日」の趣旨を踏まえた親子読書や、読み聞かせ・自由読書等を推進する。
- (5) 毎月18日を中心、各家庭や地域社会の日常会話における「方言使用」を推進する。

3 社会教育に関しては、

- (1) 島はである誠の具現化として、小中高一般による「場に応じたあいさつ運動」を一層充実させる。
- (2) 各自治公民館の「農地・水・環境保全対策事業」と連動させ、町民一齊清掃の徹底と、子ども会・女性団体・老人クラブを中心に「花いっぱい運動」を更に充実をさせる。
- (3) 発足して5年目を迎えた「ヨロン島スポーツクラブ」を一層充実させ、独立自主運営への意向を推進する。

4 与論で育ったすべての児童生徒に対し、家庭・学校・地域社会の連携により中学校卒業までに2,000mを完泳できる泳力と、「三味線2曲が弾ける・指笛が吹ける・エイサーが踊れる」のいずれか一つの特技を身に付けさせる。

【2】保健・福祉・医療

- (1) 「健康よろん21」の継続推進
 - ① 町民の健康づくりに関する長期ビジョン「健康よろん21」に基づき、健康寿命の延伸や早世（早死）の減少、生活の質の向上に繋げる施策・事業の継続実施
 - ② 各種がん検診・結核検診の実施及び受診率の向上
 - ③ 百寿のまちづくり50人委員会事業と連携した「健康福祉まつり」の開催
- (2) 母子保健の推進
 - ① 島外における妊婦健診・出産費用に対する県単独補助事業と連動した公費支援制度の拡充（航空機利用の支援等）
 - ② 妊婦健康診査に対する公費助成の継続実施
 - ③ 母親学級の開催、乳幼児健診及び健診後の各種相談や教室の継続実施
 - ④ 「8020運動」（80歳20本の歯をという運動）の推進による乳幼児から高齢者までの歯科健康対策事業の継続実施
- (3) 感染症対策の実施
 - ① インフルエンザ・ワクチン接種費用に係る町費助成の継続実施
 - ② 高齢者を対象にした肺炎球菌予防ワクチン接種費用に係る町費助成の継続実施
 - ③ 新たな対策として、子宮頸がん予防ワクチン、ヒブワクチン、小児用肺炎球菌ワクチン接種費用に係る町費助成の実施
- (4) 児童福祉の充実
 - ① 就学前の子どもたちに幼児教育及び保育を一体的に行う「認定子ども

園」の充実

② 町次世代育成支援後期行動計画（平成22年～26年度）に基づく施策の実施

③ 新たに制定する「町子育て支援金支給条例（仮称）」による少子化対策及び定住促進並びに子育て支援の充実

④ 新法に基づく「子ども手当」の支給

中学校修了までの児童を対象に、3歳未満の子どもについては月額2万円を、その他の児童については月額1万3,000円を、6月・10月・2月に支給。

（5）障害福祉の推進

障害計画及び障害者福祉計画に掲げるノーマライゼーションの具現化に向けた施策の継続実施

※ノーマライゼーション：障害者や高齢者などと健常者を区別することなく、誰もが「普通に暮らせる社会」をめざす考え方

（6）高齢者福祉及び介護保険の充実

①老人クラブ等の運営活動の継続支援

②敬老者に係る施策事業の継続支援

③独居老人等に対する支援の充実

④介護給付費の適正化及び介護保険事業の健全運営

⑤地域包括支援センター及び介護予防拠点センターにおける高齢者等支援活動の強化（総合相談や介護予防事業、権利擁護事業等への取り組みなど）

（7）国民保険事業及び後期高齢者（長寿）医療制度

①医療費及び保険給付費の適正化を図るため、タラソテラピー等の地域資源を活用した健康づくり及び心の健康づくり等に力点を置いた医療費適正化事業や保健事業の継続実施

②平成19年度に策定した「特定健康診査等実施計画」に基づき、40歳以上の加入者を対象にした特定健康診査（糖尿病等の生活習慣病に関する健康診査）及び特定保健指導（健診結果に基づく保健指導）の充実

③現行の後期高齢者（長寿）医療制度の廃止を見据えた新制度に係る情報の収集と対策

（8）火葬場の充実

個人委託を主に、町職員1名による補助という現行の管理運営業務を、複数の職員による補助対応が可能となるよう業務体制を充実

○議長（町田末吉君） 町長、5分ぐらい休憩しましょうか。

○町長（南 政吾君） 大丈夫です。

第3 「オンリーワンの産業づくり」について

【1】農業生産基盤整備

豊かで住みよい農村づくりを推進するため平成23年度も引き続き町民の御理解と御協力を得ながら効率的な農業生産を確保するため、次の農業生産基盤整備を推進してまいります。

- (1) 県営担い手育成型畠地帯総合整備事業として継続事業の那間地区・第二那間地区・岸元地区の整備
- (2) 農道保全対策事業 与論地区の測量設計
- (3) 県営担い手支援型畠地帯総合整備事業による麦屋地区の土層改良及び畠かん事業の整備
- (4) 農地・水・環境保全向上対策事業の推進
- (5) 水質保全対策事業（耕土流出防止型）古里地区の沈砂池及び排水路整備
- (6) 平成24年度新規県営担い手支援型畠地帯総合整備事業第二真正地区的推進

【2】農業の振興

日本の農業を取り巻く環境は原油高による生産資材や輸送費の高騰、農畜産物の輸入攻勢、産地間競争の激化、農業従事者の高齢化に伴う担い手農家の減少及び消費者の食の安全安心への関心の高まりなどや、国のTPP交渉参加表明、オーストラリアとのEPA交渉など本町の農業にとってますます厳しい環境になってきています。こうした中にあって本町の農業振興については、さとうきびを基幹作物として位置づけ、肉用牛・輸送野菜、花き・果樹を重点作目とする複合経営の一層の推進を図るため、次のことに取り組んで参ります。

- (1) さとうきびの振興として
 - ①依然として厳しい状況にある栽培面積及び生産量の減少の対策として、さとうきび増産プロジェクト計画及び糖業振興会事業による各種施策の展開
 - ②農作業受託組織等の担い手の育成
- (2) 園芸の振興として
 - ①輸送野菜の生産拡大・品質向上のための種子代、トンネル施設及びパイプハウス等の一部助成
 - ②新たな作物導入のための展示ほ設置ならびに講習会・研修会の実施
- (3) 畜産の振興として
畜産については、飼料価格の高騰、消費者の購買意欲の低下による価格低迷が続いているが、引き続き次のこと取り組んで参ります。

- ①優良繁殖牛の保留及び導入・優良種牛の精液確保
- ②飼料作物種子導入による低コスト飼料の確保
- ③敷料供給による畜舎環境の改善及び防疫対策の徹底

(4) 環境保全型農業の推進として

- ①堆肥センターの良質堆肥を活用した環境保全型農業の推進
- ②有機認証農家やエコファーマーの育成

(5) 耕地防風林の造成として

防風林苗木代の助成

【3】水産業の振興

水産業については、原油高による燃料費の高騰や漁価の低迷等依然として厳しい状況にありますが、今年度も引き続き離島漁業再生支援交付金を活用した諸事業を実施し、漁家の経営安定を図ってまいります。

【4】商工業の振興

本町の商工観光業を取り巻く環境は、経済の長期低迷等により、依然として大変厳しい状況にあります。

特に、観光面は、航空会社 J A L グループの機構再編に伴い、従来の大量移送システムの改善や見直し案が隨時施行されている中で、系列の J A C 並びに R A C との連携強化を図りながら、沖縄を基点とした船便利用による誘客システムを提案し、従前同等以上の利便が確保できるよう努力してまいります。

このような現状を踏まえ、次のことを重点施策として商工観光業の振興発展に努めてまいります。

(1) 商工業の振興について

与論町中心市街地活性化基本計画等の各種計画に基づき、交通の利便性を図りながら、地域 I C T 事業を活用した個性豊かな魅力ある商店街づくりを推進します。

(2) 観光産業の振興について

①誘客対策として

(ア)航空船舶会社及び各旅行業者・観光連盟等観光機関への積極的なアプローチ及び緊密な連携の強化

(イ)各種イベント等の内容充実（記念大会）

(ウ)各種メディアの活用及び高速インターネットを活用するとともにホームページ等の内容の一層の充実を図り P R 活動の推進

(エ)ヨロンマラソン 2 0 1 2 （21回大会）及び観光協会主催各種イベントを活用し、広く島内外への情報発信

(オ)「ゆんぬ体験館」を拠点に、島全体を体験フィールドとした体験型観光（修学旅行等）の推進

(カ)九州新幹線の全線開通に伴い、県及び群島観光・物産キャンペーンに共催しPR活動を推進するとともに、福岡地区等のキャリア・エージェント窓口担当者の説明会を本町で開催し、新幹線と船旅による奄美離島周遊商品づくりを行い、誘客に努めてまいります。

②受入態勢の充実として

(ア)貴重な自然や文化資源を観光資源として活用できるよう景観美化に努め、新たな旅行商品として造成を図る。

(イ)老朽化した観光施設の整理及びリニューアル化

(ウ)民泊等の整備推進を図り体験型観光の一層の充実を図る

③推進体制の充実として

(ア)観光を担う人材の育成

(イ)関係機関及び各種団体等と連携し、文化交流やスポーツ活動等積極的な地域間交流の促進を図ります。

④観光ルネサンス事業の積極的な推進のため、郷土出身者のネットワーク化によるPR体制づくりの確立や、隣県沖縄への旅行客をターゲットとした旅行業者へのアプローチを図り、誘客に繋げてまいります。

第4 「オンリーワンのまちづくり」について

【1】消防防災・防犯・交通安全

消防防災・防犯・交通安全については、次のことに取り組んでまいります。

(1) 消防防災について

①広報活動等、町民の防災意識の高揚の推進

②消防団員の補充や訓練・消防機材整備等、消防防災体制の強化

③自主防災組織の育成・支援

(2) 防犯について

①防犯灯の維持管理等

②与論町防犯協会・警察・ユンヌ安心パトロール隊との連携活動

(3) 交通安全の推進について

①警察及び交通安全協会等の関係機関と協力した各種啓発活動

②ガードレールやカーブミラー設置等による交通環境の整備

【2】道路・交通

交通基盤の整備につきましては、町民生活の利便性の向上や各種産業振興を図る上で必要不可欠であることから、次の事業を行ってまいります。

(1) 町道について

- ①ハキビナ長崎線・立長10号線・西岸当線の改良舗装整備
- ②瀬呂加2号線・那間茶花（図書館通り）線の舗装整備
- ③地方道路交付金事業上田線及び那間茶花線の改良舗装整備
- ④町道危険箇所の部分改修や路肩法面・路肩補修などの維持管理とともにヨロンマラソンコースの整備清掃
- ⑤町道等の改良整備に伴う適切な登記委託事務の促進

(2) 県道について

県と連携し役場下交差点の拡張整備や立長地区（旧発電所西側）等の県道改良整備を推進してまいります。

(3) 港湾・空港について

県と連携し、与論港における運行船舶や旅行者及び荷役作業等の安全性と円滑化が図れるよう港湾施設の整備を推進してまいります。

また、与論空港については、県へこれまでQ400型機の安全就航を図るため、滑走路の拡張延長を求めてまいりましたが、今後も引き続き要望を重ねてまいりますとともに、空港施設のより一層の安全性が図れるよう努めてまいります。

①与論港の岸壁面の補修

②与論空港における、要改善箇所の改修や空港の安全利用の推進

【3】住宅

町内の公営住宅の需要や町営宇和寺住宅の老朽化に対応するため、民営賃貸住宅の需要状況を考慮しつつ、町営住宅の建設と併せ、県と連携し県営住宅の建設を推進してまいります。

また、与論校区における公営住宅建設のため、用地調査や必要戸数・年度計画等について検討委員会を設置し、適切な住宅政策を進めてまいります。

①町営住宅宇和寺住宅5号棟（8戸）の建設

②宇和寺住宅在来住宅の除却

③県営住宅1号棟（8戸）の建設（23年度～24年度）

④家賃収納事務の更なる合理化の推進

⑤与論校区町営住宅建設基本方針の策定

【4】水道事業

水道事業については次のことに取り組んでまいります。

(1) 水質の安定について

①浄水場の機能充実

②各水源地の水質監視

(2) 経営の安定について

①プラントの運転コストの削減

②高い有収率の維持継続

・配水管流量監視システムによる流量監視

・漏水多発路線の布設替工事

(3) 地元業者への専門分野業務委託について

①浄水場運転管理

②漏水探知作業及び漏水修理等業務

(4) 施設の危機管理体制の整備について

①台風時の監視システムの充実

②耐震化等安全対策の実施

以上、公営企業としての使命と責任を十分認識し、経営コストの削減に努め、町民生活に欠かせない生活用水の安定的な供給に努めてまいります。

【5】農業集落排水

農業集落排水事業については次のことに取り組んでまいります。

(1) 施設の適正管理による環境汚染防止

(2) 加入率の向上による生活環境の保全及び収入の確保に努めてまいります。

【6】環境保全

環境保全については、環境課を中心に町環境総合計画に沿って次のことを推進してまいります。

(1) ごみ処理について

①適正なごみの分別意識や不法投棄防止等の啓発

②資源リサイクル品等の回収率の向上

③リデュース（排出抑制）、リユース（再使用）、リサイクル（再利用）の「3R運動」の推進による循環型社会の構築

(2) し尿処理について

合併処理浄化槽の年次的整備（国庫補助金事業）の継続実施

以上、平成23年度の町政運営にあたりまして、申し上げました所信、予算編成の大綱及び歳入歳出予算の概要・町政運営の推進体制・主要施策の4項目に基づき、第5次与論町総合振興計画の初年度でもあることから、全ての町民が「元気」で全てに「チャレンジ」し「感動」を与えることができる、自立した持続可能なまちづくりに全力を挙げて取り組んでまいります。

町議会をはじめ、町民の皆様方の一層の御理解と御支援を心からお願い申し上げ

て終わります。

ありがとうございました。

○議長（町田末吉君） 暫時休憩します。

-----○-----

休憩 午前10時12分

再開 午前13時29分

-----○-----

○議長（町田末吉君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

-----○-----

日程第5 議案第3号 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

○議長（町田末吉君） 日程第5、議案第3号、職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（南 政吾君） 議案第3号、職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由を説明申し上げます。

この改正は、県教委が県で支給されるべき給与額を補償することを前提で職員派遣を行っていることから、割愛指導主事に対し、べき地手当相当額を支給するために条例の一部改正を行うものです。

御審議され、議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（町田末吉君） 提案理由の説明は終わりました。

これから質疑を行います。

○議長（町田末吉君） 5番。

○5番（喜山康三君） まず最初にお聞きしたいのは、割愛指導主事という聞き慣れない用語が出てきまして、この用語の意味について、定義について説明をお願いします。

○議長（町田末吉君） 教育長。

○教育長（田中國重君） 割愛という言葉自体が私もあまり好きではありませんが、是非とも我々が必要だということで、県の方にお願いして県の大事な職員をいわゆる惜しみながらやるということで割愛という意味合いでです。

○議長（町田末吉君） 5番。

○5番（喜山康三君） 条例を見るときには、まず句読点の位置がどこにあるか。その漢字や用語の一つ一つにいろんな定義があって、それに注意を払わないととんでもないことが潜り込んでいるところがよくあることです。それで今確認したのですが、

ということは、与論町から県に対して是非とも必要だということで指導主事を頼んでいるということで理解していいのですね。県に対してどういう文書を出して要請していますか。

○議長（町田末吉君） 教育長。

○教育長（田中國重君） 私が前、教育委員会にいたときが最初の初代の招集ということでの招へいを受けたのですが、そもそもこれは、市町村別に市町村から具体的な文書で指導主事要請というのはしない、一番最初したときはそれは当然のこととして県の方も派遣するわけでありまして、ですから今回、昨年11月18日に初めて割愛職員の給与についてという文書が県から出まして、初めて私も知って、それはもちろん前に努めていた学校における給与の基本給というのはいわゆる現給保障ということで、私たち教育委員会の方でも総務企画の方にお願いして段取りを付けたのです。それに対するへき地手当、あるいはへき地に準ずる手当というのが、へき地手当が25%。

○5番（喜山康三君） 質問したことだけに簡潔に答えればいいです。

○教育長（田中國重君） 準ずる手当が4%その申請というのは初めてのことあります。

○議長（町田末吉君） 5番。

○5番（喜山康三君） 町から国・県に対してそれを要請したかということを聞いたら、招へいを受けたとか、今おっしゃったが、与論町が主体的に行っている節がないのです。県から押しつけられた。そういう感じに私には理解されるのですが、今町長がこの条例の説明に当たって、7条の中に指導主事手当は割愛指導主事に対してコンマその身分保障の観点からという、この用語を抜けた形で今町長が説明されたのです。要するに、ここで言うのは何でその身分保障の観点からへき地手当というのが必要なのか、身分保障と関係ないことでしょう、これは。じゃないですか。公務員ということ自体で身分は保障されているわけで、へき地手当と身分保障とは関係ないことです。簡単な話が、これはおまけですよ。私はそう理解するのですが。

そして、これは県から与論に派遣されている教諭、方はお1人ではないかと思うのですが、その個人を特定して言っているわけではないということはもちろん皆さん御理解いただいてると思いますが、このへき地手当で幾らぐらいが与論町の負担になるのですか。

○議長（町田末吉君） 事務局長。

○教育委員会事務局長（野田俊成君） 今の手当の前に、この割愛指導主事についての誤解があるようですので、私の方で少し御説明をさせていただきます。

まず、法律の地方教育行政の組織及び運営に関する法律の第19条にあります。

これは、見出しが指導主事その他の職員とありますて、「都道府県に置かれる教育委員会の事務局に指導主事、事務職員及び技術職員を置く。」というふうにあります。続けて、第2項に、市町村に置かれる教育委員会の事務局に前項の規定に準じて、指導主事、その他の職員を置くということで、指導主事を置くのはこれは義務です、法律の。その中で、非常に指導主事の資格というのが高いものですから、いわゆる俗に言う充て指導主事というのがあります。この指導主事は、教育に関し見識を有し、かつ学校における教育課程・学習指導、その他学校教育に関する専門事項について教養と経験を有する者であること。ということであるものですから、やはり単独の市町村、あるいはまた弱小、小さな市町村でこういう大きな人材、有資格者を確保するのが難しいということで、県の方が配慮いたしまして、いわゆる充て指導主事を御配慮いただきたいということあります。

先ほども身分保障なるものの今、疑義がありましたが、これは県の方から正式に通知がきておりまして、今年2月1日付けで教育庁の総務福利課長から、与論町教育委員会教育長あてに、こういう通知がきています。県教育委員会の指導主事についても身分上は充て指導主事としての近隣の学校に在籍しており、へき地手当等についても教職員と同様支給されているところです。市町村においては、へき地手当等項目は存在しない。これは与論町の職員ですので、与論町の職員でありながら、与論町でへき地手当をもらうことはできないということです。市町村においては、へき地手当等項目は存在しないことは承知していますが、割愛指導主事は県教育委員会の人事異動により配置を決定し、県教育委員会の指導主事と同様の身分保障がなされることを前提に発令しているということで、県で支給されるべき給与額を保障する。いわゆる現給保障をお願いしているところです。なお、級地の高い市町村では、割愛指導主事へのへき地手当等相当分の負担が多くなりますが、趣旨を御理解の上、支給くださるようお願いしますということで、重々の通知がきていますので、特に与論町だけがかかわって突出した手当を支給しようということではありません。

○5番（喜山康三君） 金額は幾らになるか。差し当たって幾らの支給になるか。

○議長（町田末吉君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（野田俊成君） これは大島郡内で徳之島町と与論町以外の市町村はずつともう何十年も支給しておりますが、差額が150万円です。本来支給すべきへき地手当相当額を与論町はずっと支給してなくて、ある意味財政への貢献度はずっと高かったということですが、4月からはその分を支給するということで150万円ぐらいの差がありました。

○議長（町田末吉君） 教育長。

○教育長（田中國重君） すべてそれぞれの地域に値する、与論の場合は25%ですが、それでどの市町村もやっていたというわけではありません。いくらかそれに見合うだけの少しいろんな差がありまして、その差額があったらおかしいということで、県下一致にこのたび特に阿久根市の問題がいろいろありますと、それから発生してきて全ての町村に通達がきたわけであります。

○議長（町田末吉君） 5番。

○5番（喜山康三君） これは昨日、今日の話ではなくて、もちろん学校教員の方々に対してもへき地手当があって、いろいろそういう意味で言えば、離島に住む私たちにとっては、これは向こうから、県からいらした方にすれば与論島はへき地扱いかかもしれません、私たちにとっては役場職員だって同じです。身分保障というのは、特権身分保障の観点といって書いた方がいいのではないか。私に言わせれば同じような形でこうして仕事をしているのに、その中でこれだけの格差がある。逆に150万円近くと言ったら、臨時職員の年間所得ぐらいになるのではないか。これだけの格差があるということです。これは、私はたまたま県で3号議案でこれを取り上げましたが、ふだんからこういうへき地手当について、だったらへき地に住んでる私たちは、税金を30%でも40%でも割り引いてくださいよと、私はこういうへき地手当の在り方自体が逆差別で与論島に住んでいる人が逆差別を受けているということです。私は、それを言いたいために質問しているのです、実を言うと。

だから、この辺については国や県で勝手に法律をつくって、わしらが職員を送つて、その職員のへき地手当をお前らが払えということはむちゃくちゃな話なのです。これが例のいわゆる広域連合と同じ構図なのです。国のこととを委譲されて、建前はいいが、その委譲に伴うコストは各市町村が払えということになるのです。消防の広域もそれなのです。消防も合併して広域化してから、そこに国や県の業務を委譲して、その委譲のコストを各市町村がまた払えといってくるのです。消防の広域化についても少し飛び込んでしまいましたが、そういう意味でこういうへき地手当の在り方自体も、またある意味ではこれを逆手に与論町の利益のためにもう少しいろいろな形で与論町の利益確保のために県にもいろいろな形で要請していただきたい。町長いかがですか、一言だけ。

○議長（町田末吉君） 町長。

○町長（南政吾君） その点については教育の機会均等と大きくうたっている中で、こういう在り方というのはおかしいのではないかということで正式に文書で抗議しています。

今後これはまた国の法律とかいろいろな問題があるわけでありまして、隨時私ど

もが納得いくようなことについて、奄美また首長さん方みんな共同で頑張っていきたいと思っています。以上です。

○議長（町田末吉君） これで、質疑を終わります。

お諮りします。

議案第3号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（町田末吉君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第3号については、委員会付託を省略することに決定しました。これから、討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（町田末吉君） 討論なしと認めます。

これから、議案第3号、職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

[「反対」と呼ぶ者あり]

○議長（町田末吉君） お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

[「反対」と呼ぶ者あり]

○議長（町田末吉君） 異議なしと認めます。

討論しなければ駄目だよ。

したがって、議案第3号、職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第6 議案第4号 結囲公園運動広場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

○議長（町田末吉君） 日程第6、議案第4号、結囲公園運動広場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（南 政吾君） 議案第4号、結囲公園運動広場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について提案理由を申し上げます。

この改正は、地域活性化きめ細やかな臨時交付金事業により結囲公園運動場内に人工芝、テニスコート2面を整備したことに伴い、多目的屋内運動場施設に準じた

使用料金設定を行うために条例の一部改正を行うものです。

御審議され、議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（町田末吉君） 提案理由の説明は終わりました。

これから質疑を行います。5番。

○5番（喜山康三君） ほかの方も質問してほしいのだが。

このテニスコートの使用料とかですが、年間利用見込額はどの程度を考えていらっしゃるか、その点と現在のテニス人口は何人か。

それから、以前教育長にも教育長室で申し上げたが、百合ヶ浜のテニスコートは荒れ放題にまかせていると、お聞きすることによるとそれは観光課の管轄だ。観光課の管轄だから知らぬ存ぜぬと簡単な話が、町民からその造った場所はサッカーもある、野球もするさまざまな意味で多目的広場で使われるから、その一角をこういう形で占領されると非常に他のスポーツにも支障が出て困ると、何でこういうことしたのですかと私は町民の方から怒鳴られて、確かにそれはそうです。場所についても私たちが確認するのを怠ったことで、非常に問題があったなと思っているのです。その点もあわせて教育長と観光課長。

○議長（町田末吉君） 教育長。

○教育長（田中國重君） まず利用についての御質問ですが、確かにより有効に使いたいという気持ちは山々ですが、観光課ともいろいろ合議した結果、木の根が入り込んだり、その設備・整備というのが非常になかなか、やってもやっても難しいと、もともと観光課の施設ですが、そういったような現状の中で、どうしてもテニスコートとしては使えないということから、このような発想が起こってきているわけであります。また利用率などは後で局長の方から。

○議長（町田末吉君） 商工観光課長。

○商工観光課長（久留満博君） 百合ヶ浜のテニスコートにつきましては、奄振事業で導入をいたしまして、整備を図ってまいりましたが、何せコートの下の方が砂地になつていて、その下の方から水脈が通っております。下の方を一度点圧をいたしまして、レベルをやってきたのですが、どうしても水脈の関係でコートとしては水平が保てないという現状で、向こうの方の整備についてはそのままの状態でいます。もう四、五年ぐらいテニスコートとしての利用はしておりません。以上です。

○議長（町田末吉君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（野田俊成君） 御説明させていただきます。この第2グラウンドのテニス場は今回初めての供用開始になる関係で、まだはっきりはしませんが、

多目的屋内運動場の利用が年間30万円の使用料。この料金設定で30万使用料を見込んでいます。屋内と屋外の違いがありますので、この30万円にいくかどうかはちょっと分かりませんが、その半分ぐらいは利用料金が見込めるのではないかというふうに思っています。

テニス人口については、今、手元に資料を持ち合わせていません。また、後ほど提出させていただきます。

○議長（町田末吉君） 5番。

○5番（喜山康三君） 町長、今の観光課長と教育長の話を伺って、町長はどう考えますか。

○議長（町田末吉君） 町長。

○町長（南 政吾君） この件については、行政が勝手にやったわけではなくて、体協が中心になって、体協、いろんなスポーツ関係の方々と相談をして決定したのです。なかには場所という問題もあるでしょうが、自由勝手に使えないという面も多々あるかと思いますが、今ある施設の中にちょっと手を加えた形で改めてその場所を整地してやると非常に莫大な金額もかかるということと、それからテニスの大会はほとんど今まで与論でやったのですが、今の観光課長の話のとおり百合ヶ浜のテニスコートが使えないということで、与論でのテニス大会がなかなか難しいということで代わるテニスコートを2面欲しいというのは体協の方から毎年のように要望があったわけであります。それも加えて体協を中心として検討した結果つくってありますので、私としては非常にいいのではないかと思っています。

○議長（町田末吉君） 5番。

○5番（喜山康三君） 私が聞いた話とは全然違うので、関係者の方と聞いたら中で大分設置場所についてもめたと。

それから、テニスをするときには風の影響を受けにくいのが一番いいと、やはり周りに木立がある場所というのは、ある意味ではテニスの競技には余計に向いているのだと。そういう競技に向いている場所とか、そういういろんな意味で町長がおっしゃったのとは、相反する話しかほとんど私は聞いてないのですが、いずれにしても百合ヶ浜の周辺一帯がスラム化みたいな形の状況にもなっているし、ある意味では、その辺の再整備の意味も込めて、百合ヶ浜の周辺一帯のトイレとか、その辺も考えた場合にもう一度その辺の再整備とか観光推進についても考え方直してやる必要もあるのではないかと、その辺について今度御配慮いただきたいと思います。

以上です。

○議長（町田末吉君） これで、質疑を終わります。

お諮りします。

議案第4号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（町田末吉君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第4号については、委員会付託を省略することに決定しました。これから、討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（町田末吉君） 討論なしと認めます。

これから、議案第4号結園公園運動広場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（町田末吉君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第4号、結園公園運動広場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

○議長（町田末吉君） 日程第7、日程第10及び日程第11の議案については、総務厚生常任委員会に付託しますので、提案理由の説明の後、総括的・大綱的な質問にとどめます。

-----○-----

日程第7 議案第5号 与論町町税等の滞納に対する行政サービスの制限措置等に関する条例制定の件

○議長（町田末吉君） 日程第7、議案第5号、与論町町税等の滞納に対する行政サービスの制限措置等に関する条例制定の件を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（南 政吾君） 議案第5号、与論町町税等の滞納に対する行政サービスの制限措置等に関する条例制定について、提案理由を申し上げます。本町の町税等の収納対策については、喫緊に施策を講じる必要があることから特別な理由もなく町税等を滞納している方に対し、行政サービスの提供を停止する制限を行うことにより、滞納の解消及び滞納の抑止を図り、また納税期限内に納税されている多くの町民の方々との税負担の公平性や町税等の徴収に対する町民の信頼を確保するため、本条例を制定するものであります。

主な内容は、制限措置の対象となる行政サービスの提供を受けようとする申請者

及び受益者に対して徴税等の滞納の有無を確認し、滞納が確認された場合、行政サービスの提供が制限されること。また、特例措置として滞納が確認されたときも行政サービスの提供が受けられる手続き等についてあります。この制度の目的は、行政サービスを制限することではなく、納税相談等を通じ滞納の防止を図るものであります。

御審議され、議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（町田末吉君） 提案理由の説明は終わりました。

これから、質疑を行います。5番。

○5番（喜山康三君） 5号議案の件ですが、先の12月定例議会で私の方で与論町でモラル条例という名前でいわゆる行政サービスの制限とか、あるいは町長、議員、農業委員など、公職選挙法で選ばれる方々が滞納している状態では、そもそも立候補する資格はないのではないか。法律でそれを制限は、法律で認められているわけで、これをあえて町の条例でストップするわけにはいかないので、少なくとも選挙公報の中に、この候補者は4年以内、3か月以上の滞納のがないということを書くような条例をつくったらしいかということでお願いしたわけだが、この条例を見る限り、そんなに厳しいものでもない。特に、特段どうのこうのというほどでもないのですが、もう少しこの辺でいわゆる社会的責任のある方とか、発言のある方、いわゆるまた公から交付金や補助金などをもらっている団体の役員になると、その辺にはきちんとした形で制限をすべきだと、私はそういう考え方でこれを提案したのですが、総務課長にお聞きします。与論町の条例にはいわゆる選挙における公報についての条例はありますか、ないですか。

○議長（町田末吉君） 総務企画課長。

○総務企画課長（元井勝彦君） ないというふうに理解しています。

○議長（町田末吉君） 5番。

○5番（喜山康三君） 今、選挙のために選挙公報が配られていますが、あれは条例に基づかないで、結局自主的な形でやっているような位置づけになるわけで、本来はそういう選挙法の中においていわゆる選挙候補の条例も定めるべきではないかということで、これは要望しておきます。実を言うとせんだって琉球新報の方に沖縄県下の市町村で選挙公報の条例がほとんどつくられていなかつたと、確か8市町村ぐらいしかつくられてなかつたということで問題になっていまして、いざ地元の私のいわゆる条例・例規を調べてみたらそれらしきものがないので、あえてお尋ねしたのですが、もしその辺についてまず最初選挙公報における中の記載項目とか、内容についてのことも併せてこの条例の整備をお願いしたいと。その中でいわゆる行政

サービス、そのことについて一定の与論町から日本のトップを切ってその辺のモラルは打ち出してもいいのではないかと私はそう思いますので、ぜひ町長、御検討くださいますよう要望して質問を終わります。

町長、一言お願ひします。

○議長（町田末吉君） 町長。

○町長（南 政吾君） 今回、この提案した条例については初めてのことでありまして、最初から入り込むということではなく、段階を踏んだ形でさせていただきたいと、隨時検討させていただきたいと思います。

○議長（町田末吉君） 1番。

○1番（川村武俊君） 町税ということで、国民健康保険税も入るかと思います。この条例によって、例えば国保税の滞納者の方の保険証を取り上げるとか、そういったのがおきないかどうかということですが、いかがでしょうか。

○議長（町田末吉君） 税務課長。

○税務課長（猿渡ケイ子君） お答えいたします。

滞納者の方は、納税相談をされて対応をしていきたいと思います。取り上げるということではなくて。

[「与論町は取り上げてるという話だよ」と呼ぶ者あり]

○議長（町田末吉君） いいですか、1番。

○1番（川村武俊君） はい。

○議長（町田末吉君） これで質疑を終わります。次に進みます。

-----○-----

日程第10 議案第8号 与論町出産支援条例を廃止する条例

○議長（町田末吉君） 日程第10、議案第8号、与論町出産支援条例を廃止する条例を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（南 政吾君） 議案第8号、与論町出産支援条例を廃止する条例について、提案理由を申し上げます。

これは、子育て支援体制の更なる充実を図るために新たに与論町子育て支援金条例を制定することに伴い、条例を廃止するものです。

御審議の上、議決していただけますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（町田末吉君） 提案理由の説明は終わりました。

これから、質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（町田末吉君） これで、質疑を終わります。次に進みます。

-----○-----

日程第11 議案第9号 与論町子育て支援金条例の制定について

○議長（町田末吉君） 日程第11、議案第9号、与論町子育て支援金条例の制定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（南 政吾君） 議案第9号、与論町子育て支援金条例の制定について、提案理由を申し上げます。

この条例は与論町の人口増加を願い出産を奨励し、子育てを支援するため、与論町子育て支援金を支給することにより、子供たちが将来町の発展を担う人材となるよう健やかに成長し、活気に満ちた町の創造に寄与するものです。

御審議の上、議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由といたします。

○議長（町田末吉君） 提案理由の説明は終わりました。

これから、質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（町田末吉君） これで、質疑を終わります。次に進みます。

-----○-----

日程第8 議案第6号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

○議長（町田末吉君） 日程第8、議案第6号、職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（南 政吾君） 議案第6号、職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）の一部改正が本年4月1日から施行されることに伴い、職員の育児休業等に関する条例の一部を改正するものです。主な内容としては、育児休業をすることができない職員について任期を定めて採用された短時間勤務職員及び一定の要件を満たす非常勤職員以外の非常勤職員を追加するものです。

御審議され、議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（町田末吉君） 提案理由の説明は終わりました。

これから、質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（町田末吉君） これで、質疑を終わります。

お諮りします。

議案6号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（町田末吉君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第6号については、委員会付託を省略することに決定しました。これから、討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（町田末吉君） 討論なしと認めます。

これから、議案第6号、職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（町田末吉君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第6号、職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第9 議案第7号 報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

○議長（町田末吉君） 日程第9、議案第7号、報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

○議長（町田末吉君） 本案について、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（南 政吾君） 議案第7号、報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明申し上げます。

月額報酬の支給方法として、報酬及び費用弁償等に関する条例、第3条第2項の規定により、議会の議員を除き、1か月に1日も勤務しないときは、その月分の報酬は支給しないとなっていることから、1か月間の出勤確認を行う必要があります。現行の毎月21日支給の場合、21日以降の出勤確認ができないため議会議員以外の委員月額報酬については、1か月間の出勤確認を可能とする月末に支給することが適当であると考え、改正するものです。

御審議され、議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（町田末吉君） 提案理由の説明は終わりました。

これから、質疑を行います。5番。

○5番（喜山康三君） 3項目の「議会議員以外の委員の月額報酬」となっていますが、議会議員以外の委員というのは何を指しているのでしょうか。

○議長（町田末吉君） 総務企画課長。

○総務企画課長（元井勝彦君） 選挙管理委員とか教育委員、それから監査委員等々でございます。

[「農業委員会は入らないの」と呼ぶ者あり]

○総務企画課長（元井勝彦君） 農業委員会もです。

○議長（町田末吉君） 5番。

○5番（喜山康三君） 等々というのを使われると困のですが、今述べられたのは四つですよね。確定して述べていただきたいということなのですが。それから、以前にもいわゆる行政委員の報酬の月額支払いは違法だということで、全国違法。行政委員への報酬支払いが月額支払いは違法だという、いわゆる公金の違法な支出に当たるということで、今年の5月にも鹿児島大学教授が県知事を訴えています。

それとまた、全国的にも問題になっているのですが、それはいわゆる日当制に変えろということで出てきているのです。そのことについて、その辺との兼ね合い、整合性はどういう考え方で理解されるつもりかその辺について。

○議長（町田末吉君） 総務企画課長。

○総務企画課長（元井勝彦君） この点は選挙管理委員会の中でも、議事にはありませんが、議事録にはありませんが、そういうのが新聞報道等でもあるという話も出ておりまして、今後検討するという方向で選管の方では話はしています。

○議長（町田末吉君） もういいですか。

総務企画課長。

○総務企画課長（元井勝彦君） 先ほど、等々と申し上げまして失礼しました。委員ですが、教育委員会です。教育委員会の委員、それから選挙管理委員会の委員、監査委員の委員、それから農業委員会の委員であります。

○議長（町田末吉君） これで、質疑を終わります。

お諮りします。

議案第7号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（町田末吉君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第7号については、委員会付託を省略することに決定しました。これから、討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（町田末吉君） 討論なしと認めます。

これから、議案第7号、報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（町田末吉君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第7号、報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第12 議案第10号 ゆんぬ体験館の設置及び管理に関する条例

○議長（町田末吉君） 日程第12、議案第10号、ゆんぬ体験館の設置及び管理に関する条例を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（南 政吾君） 議案第10号、ゆんぬ体験館の設置及び管理に関する条例について、提案理由を申し上げます。奄美群島振興開発事業（観光施設整備事業）で、ゆんぬ体験館を整備したことに伴う条例の設置を行うものです。

御審議され、議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（町田末吉君） 提案理由の説明は終わりました。

これから、質疑を行います。5番。

○5番（喜山康三君） これ12条に「公益上」とありますが、まずこの施設を利用するには、個人的な利益で利用する方はほとんどいないのではないかと思うのですが、いわゆる町長の裁量によって、場合によっては利用料を免除なり軽減、削減できる安くできることをうたっていますが、この金額を見て、どう見てもこれ以上安くしようがないなという金額であるのですが。

それと、前もこの議案が出たときに一般の観光関連業者の方々がいわゆる体験の形でいろいろ協力して、御苦労なさっているということで、あえて町がこういうものにこういう形で出る必要があるかということで、異論を唱えたのですが、この施設ができることによる利用見込み額とか、あるいはいらした方に対してどういうメリットがあるのだろうか。

そしてまた、今後の施設運営管理にそれなりの経費が必要ではないか。その辺の形をどういう形で見られているか。それとまた、今述べたように今の既存の業者の方々と競合関係にならないで補完しあう施設であってほしいと、そういう形をまた

いろんな形で模索していただきたいとそういうことですが、課長いかがでしょうか。

○議長（町田末吉君） 商工観光課長。

○商工観光課長（久留満博君） 端的に申し上げまして、個人的に営業されている方々への影響は極力抑えながら運営をしていきたいというふうに思っています。現在、観光協会の方に年間多額の補助金をいただいているが、この体験館を拠点にいろいろな体験型の観光誘致することによりまして、あっせんの手数料とかというの一部いただきまして、観光協会の運営資金の方にも補填をしていきたいというふうに考えています。

○議長（町田末吉君） 5番。

○5番（喜山康三君） 運営資金がどうのこうのというより、既存の観光業者の方々のいわゆる所得向上とか、そういう売り上げ増加に対して、この施設がどうあるべきかを問うているのです。それであっせん手数料がどうのこうのでなくて、これだけなつたら、また今度いわゆる運営の管理委託費を出してくれと、そういう形にならませんか。また町に。負担がきませんか。その辺はどうですか。

○議長（町田末吉君） 町長。

○町長（南 政吾君） まずその前に最初の御質問、ただでという問題についてからお答えしたいと思いますが、これは学校で学習面とかいろいろなそういう点もあるものですから、やはり町長の裁量によって使用料を免除することができるという1項は入れるべきだということで入れているのです。

それから、今の運営の方にということですが、与論町は御承知のように悪天候、それから雨天の場合は全く行く所がないということで、せっかく大金を投じてこられた観光客に対してのサービスが欠如しているという面がございまして、それを少しでも和らげるにはこの体験館が一番いいのではないかということでやったわけであります。観光客の誘致という面からある程度の運営費というのは考える必要があるのではないかと思っています。できるだけかかるないような考え方でやっていくのですが、観光資源の必要条件として考えています。以上です。

○議長（町田末吉君） いいですか。

これで、質疑を終わります。

お諮りします。

議案第10号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（町田末吉君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第10号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから、討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（町田末吉君） 討論なしと認めます。

これから、議案第10号、ゆんぬ体験館の設置及び管理に関する条例を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（町田末吉君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第10号、ゆんぬ体験館の設置及び管理に関する条例は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第13 議案第11号 平成22年度与論町一般会計補正予算（第8号）

○議長（町田末吉君） 日程第13、議案第11号、平成22年度与論町一般会計補正予算（第8号）を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（南 政吾君） 議案第11号、平成22年度与論町一般会計補正予算（第8号）について、提案理由を申し上げます。

補正予算の歳入の主なものといたしまして、町税が町民税から町たばこ税まで合わせまして、773万円を増額計上しているほか、地方消費税交付金1,238万5,000円、普通交付税4,142万3,000円、民生費国庫負担金1,077万7,000円、農林水産業費県補助金の資源循環化施設整備事業補助金850万円、諸収入の雑収入にスマージャンボ宝くじ市町村交付金3,135万8,000円などをそれぞれ増額計上しています。

次に、歳出の主なものといたしまして、耕地管理費総務費の県営事業負担金に2,350万2,000円、水産振興費の表層魚礁緊急設置事業補助金に150万円、財政調整基金積立金に1億7,035万円等をそれぞれ増額計上しています。一方、ハレルヤ保育園費のハレルヤこども園運営費負担金マイナス1,527万6,000円及びハレルヤ幼稚園建設費国庫補助金マイナス741万7,000円、糖業振興費町単補助金の古里地区旱害（かんがい）対策施設整備事業補助金マイナス150万円、耕地費農業・農村活性化推進施設等整備事業、伝名地区舗装工事費マイナス370万円などを計上しています。歳入歳出予算それぞれ1億1,405万9,000円を追加し、一般会計予算額増額45億974万8,000円となっています。

御審議され、議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（町田末吉君） 提案理由の説明は終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

9番。

○9番（野口靖夫君） 24ページ、この14の安心・安全子宝事業費ですが、これは2月10日に理事会でいろいろ議論になりました。そうですね、それで今回提案が出ているのは、報償費と業務委託料の組み替えのようにうかがえ・・・ます。そこで私はそれを2月の時期にこれをした場合にあまりにも日にちが短すぎるのはないかと、報償費が大きいのではないかということでいろいろと議論をいたしました。

そうましたら、繰越明許等で対応するのだと答弁されました。そこでそうなりますと業務委託料の方にまた追加されるのです。追加といいますか、移管されるわけだから、この金額が、報償費が。こうした場合、今度報償費を新年度で予算化しなければなりません、そういうことになります。そうしたら、この間ついせんだっての2月の臨時議会では、繰越明許で対応すると言われたのですから、この報償費はどこから持ってきて、この報償費に充てられるのか、それをお聞きしてみたいと思います。

○議長（町田末吉君） 町民福祉課長。

○町民福祉課長（沖野一雄君） お答え申し上げます。

まず24ページの中ほどのただいまの安心・安全子宝事業費の中の節のところを御覧いただきたいと思いますが、前回の7号補正で皆様に議決をいただきましたが、私どものちょっと勉強不足でこの講師報償費、それから人材育成実証指導員報償費となっていますが、これは実はプログラム開発等を委託料の中で組んで委託業者の方にお願いをすべき内容でございました。

したがいまして、このプログラム開発等の委託料の中に講師の開発後のいろいろな指導をしたりしなくてはいけないということで、この業者に委託する委託料の中に報償費、それから実証指導員、そういったものを組み込んで今回組替えという形で、増額ということではございません。要するに8の報償費と委託料の組替えでございまして、あと消耗品のところで若干調整していますが、総額としてはゼロでございます。

また、6ページの方に6ページ第2表のところになりますが、繰越明許費という形で上から2段目の衛生費、保健衛生費、安心・安全子宝事業ということで、6,935万7,000円を繰り越しています。せんだっての臨時議会で議決いただきました予算総額の6,999万円のうち、63万3,000円はこの前第1回目の運

営協議会をもちまして、それにかかった費用の分が実質的に3月までの支出額ということで使っていきますので、残りを繰り越しという形で23年度分に繰り越しという形にさせていただきました。もちろん6,935万7,000円という額は、繰越明許費の場合、いわば予算の限度額ということになりますので増額ということは考えておりません。以上です。

○議長（町田末吉君） 9番。

○9番（野口靖夫君） 今、課長の方から繰越明許費で、これはもう予算書に乗っているのですが、これは本当に我々も知りたかったのですが、その経緯をですね。今度の交渉経緯というものは次の議会で是非説明をしていただきたいということで、その時点で2月臨時議会で釘をさしておいたのです。その確約が取れたものかどうかということも経緯を全部、県との交渉過程というものを、後で後日報告してもらいたいと。ここにももちろん確約がとれたから載せておられると思うのですが、これはもう間違いない交渉結果によってこうなったのですね。それだけ聞きたいです。繰越明許の確実性というものをです。

○議長（町田末吉君） 町民福祉課長。

○町民福祉課長（沖野一雄君） せんだってこの事業にかかわる協議会の運営委員の方々、島外から遠隔医療の専門家の方々、予定しておりました協議会の委員の方々全て御了解いただきまして、いろいろ方々が来ていただいて、その場でいろんな話を聞いていただきて、またお聞きしながら確認をしました。予算どおりの形で執行させていただきたいと、また今年度継続事業でお願いするのですが、これが終わりましてからのいわゆるメンテに維持経費、そういったことも含めて。もちろん24年度同以降の予算というのはまだ現時点では幾らになるということは申し上げられませんが、せんだって申し上げましたとおりの内容で進めるということは確認しています。以上です。

○議長（町田末吉君） 9番。

○9番（野口靖夫君） それともう1点、今のことに関してですが、もう1点の懸念事項というのはこの与論島で出産をされる産婦さんは、鹿児島に行かれるとか、奄美大島に行かれることは少ないです。いわゆる沖縄の方にはほとんど行かれる、出産の時は。だからそうなると、大体沖縄との連携が必要ではないか。十分そこら辺は念頭に入れてしなければならないのではないかということで我々議論をしたわけなのです、2月に。それはまだ早いかもしれないが、そういうことを念頭に入れられて進めておられるのかどうかということを確認しておきたいと思います。

○議長（町田末吉君） 町民福祉課長。

○町民福祉課長（沖野一雄君） ありがとうございます。まさに今の点は、私どももや

はり当初から疑問もございましたし、実際運用面の方で事業効果が上がるものかどうかというところを非常に慎重にならざるを得なかつたのですが、初年度から実際の形としては23年度から動き始めるのですが、その委員の方々の中に、当然胎児の心電、あるいは脈、そういうものを例えれば携帯電話で先生方に診ていただく、その先生方は診ていただけるメンバーが既に協議会の委員の中にいらっしゃるのです。そういう方が当然診ていただけるわけで、もちろん私どもは今交渉していますのは、例えば名瀬の徳州会病院であるとかに今働きかけていますが、最初から当然実態としては沖縄の方に出産に行かれる方々が、ほとんどの方が沖縄の方に行かれますが、実際に出産をする段階では当然主治医となっていただく先生については、当然参考として、十分参考になるわけで、また専門の先生方にお聞きしても胎児の心電を診ることによって、かなりの部分のいろんなリスクを把握できるというお話をございましたので、急に最初から沖縄の先生方にお願いできるという形ではありませんが、次年度以降そういう形で、対象を広げていって結果としては当然よく利用する沖縄のいろんな病院の先生方にお願いできるような形で、私も進めていきたいと。またそうしなくてはいけないというふうに考えています。町長もそういうふうに理解していますので、よろしくお願いします。

○議長（町田末吉君）　いいですか。5番。

○5番（喜山康三君）　関連して質問します。前回の時にも質問しましたが、この事業導入にあたっては、二つ以上の自治体にまたがらなければならないという要件があるということを担当の（タケナガ）さんからお聞きしているわけなのですが、いわゆる奄美事務組合にしたらただの名義貸しだと、奄美市はこれには参加していませんと、そういう回答がありました。結局簡単な話が与論町独自だけでこの事業を進めているという状態です。これは、場合によってはこれは監査をかけたら大変なことになりません、町長。

それと、町長が先の議会で答弁されましたが、与論徳州会病院にもいろいろお話を伺っているということでお聞きしたので、実を言うと私も後日徳州会病院にこの妊婦のいわゆる設備とか、この基金運用について与論病院さんはどういう対応されていますかということは全くしていませんと。かといって与論町と何かいわゆる契約書を結ぶとか、いわゆる業務委託を受けているとか、そういうことは一切ないと。そういう状況なわけなのです。したがって、この事業を与論町独自でやつたって、今の現在では医療機関ともほかの自治体とも連携も何もされていないのです。これは、この事業遂行でかなり問題があるのではないでしょうか。たとえ後日奄美市とかほかの自治体なり、ほかの医療関係が入ってきた場合に、今度はその医療関係者の方々とか自治体の方にまたそれに対応する機器とかも、あるいはそれに対する

るいわゆる運用のことについてのさまざまな経費が伴うわけで、その経費負担はどこが持りますかという話になると思うのです。それを今度は与論町が持りますかということになります。この辺について漠然とした形でこの事業が急激に走り出しているのではないかと。もちろんそれもですが、果たしてこの機器を妊婦さんがどれだけ使いこなしてきちんとデータを病院なりそういう関係に送れるようになるまで妊婦さんがこの機械が簡単に取り扱えるものか。

また保健センターにその機器を置くということですが、保健センターの職員はそれを判断する能力があるのか。また、能力を養うためには講習も研修もいるでしょう。またそのコストもいるでしょう。その人材も必要でしょう。その点でかなり問題があると。

もう一つ、この事業導入したときに、私言いましたが導入した翌年度まではいわゆる維持管理とか、その辺について状況を見計らって経費について、交付税で措置することもあるようなことをおっしゃっていましたが、これは繰越明許費で来年度事業になるのです。そしたら、いわゆる翌年度分納補助とかその辺についても対象から外れないか、その辺についてはいかがでしょうか。

○議長（町田末吉君） 町長。

○町長（南 政吾君） すみません。たくさんの質問でみんな答えられるかどうか分かりませんが、足りない分はまた改めておっしゃってください。

まず、会計検査の問題については、前に議員が指摘されたこともありますて、大丈夫かということで、2自治体以上ということになっては大丈夫かということでしたのですが、もう絶対大丈夫だということを聞きました。

それからもう一つ、德州会のどなたにお聞きになったか分かりませんが、医院長と事務局長と一緒にになって最初からやりましょうというと、向こうが熱心にやってきたわけで、どなたに確認されたか分かりませんが、トップの方はそういう考え方で医院長もメンバーの中に入つて非常に熱意溢れる島の不自由を何とかせないかんという思いで発言もしておられますので、その点は大丈夫だと。

それと沖縄に行かれるときの問題ですが、恐らく病院を通した形でやるということになれば德州会とかほかの病院いろいろあると思うんですが、ほかの病院については委員の先生の中で権威の先生がいらっしゃいまして、ほとんどが知り合いだということでその点の紹介とかそういうのはやっていただけのではないかと、極力努力するというお話をありました。

それともう一つ、ほかに何だったですか、以上です。何かありましたらまたお答えします。

○議長（町田末吉君） 5番。

○5番（喜山康三君） 町長が話にいらしてないということは言ってないので。要するに私が言るのは、これだけの事業をするのだったらお互いの仕事の分担をきちんと明確にして、与論德州会病院がどこまでは何をすると、そういう意味での協定書を結ぶなり、口話の物語ではなくて、その辺をきちんとして始めて、文書化して始めて事業としてはなり得るわけであって、その辺についてのきちんとした詰めをいただきたいと、それはインターネット契約も同じです。だから、それと同じようにいわゆる行政側とも委員側とのいわゆる語り合いではなくて、文書できちんとその辺についても、後での経費負担の割合とか、どこで誰がこれを導入したら通信費が必要りますよね、当然。その通信費はまたどの程度かかるかということもあるし、それをどこが持つかということもありますから、その辺についてもきちんといわゆる提携なら提携で、その辺のものは文書も何もないので逆にないのと同じです。そのことを私は言っているわけなのです。いかがですか。

○議長（町田末吉君） 町長。

○町長（南 政吾君） すみません。忘れないうちに先ほどの質問の機器の取り扱いです。これからお答えしたいと思いますが、その件については大丈夫だということです。判断は専門の先生がやるわけでありまして、前回の補正のときの問題で光を利用するが、スピードとかそういう問題もあるということもあったのですが、その点もＮＴＴに確認しましたら、それは別回線なので全然問題はないという回答がありました。それから、今さっきの御質問についてですが、私どもとしてはまた文書のやり取りはしていないのですが、体制がはっきりしてからは必要であればやるつもりでいます。ただ、費用の配分については、大体話し合いができるというふうに聞いています。

それともう一つ、妊婦さんの考え方で自分で機器を借りてやるか、あるいは病院に行ってやるかというのは自由であるということでありますので、できるだけたくさんの方が利活用できるような体制づくりを行政としてはやっていきたいというふうに考えています。

○議長（町田末吉君） いいですか。

これで、質疑を終わります。

お諮りします。

議案第11号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（町田末吉君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第11号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから、討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（町田末吉君） 討論なしと認めます。

これから、議案第11号、平成22年度与論町一般会計補正予算（第8号）を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（町田末吉君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第11号、平成22年度与論町一般会計補正予算（第8号）は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第14 議案第12号 平成22年度与論町国民健康保険特別会計補正予算 (第5号)

○議長（町田末吉君） 日程第14、議案第12号、平成22年度与論町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（南 政吾君） 議案第12号、平成22年度与論町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）について、提案理由を申し上げます。

今回補正の主なものは、歳入、国庫支出金888万5,000円の追加、繰入金354万7,000円の減額。

歳出では、保険給付費1,583万7,000円の追加、保健事業費511万4,000円、前年度繰上充用金354万7,000円、総務費344万2,000円をそれぞれ減額計上しています。

御審議され、議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（町田末吉君） 提案理由の説明は終わりました。

これから、質疑を行います。10番。

○10番（麓 才良君） 6ページのことでした。国庫補助金の後期高齢者医療制度を準備事業の補助金が出ていますが、この事業の概要について御説明をいただきたいと思います。

○議長（町田末吉君） 町民福祉課長。

○町民福祉課長（沖野一雄君） お答えを申し上げます。

後期高齢者といいますのは、75歳以上ということになっておりまして、75歳以上の方々の予備軍といいますか、前期高齢者と今あまり使わなくなりましたが、前期高齢者の方々が70歳から74歳の方々を言うのですが、その方々は実は法律の中では、病院にかかりました時に2割負担というのが原則でなっています。

しかしそれは2年前ですか、3年前ですか、後期高齢者制度が成立したときからずっと実は1割負担で凍結されておりまして、その凍結された、要するに窓口が2割負担なのですが、本来であれば、それが1割負担と、ずっと凍結されているということで、凍結されたのは平成20年度からでございます。1割負担のまま凍結されているものですから、それに伴って毎年保険証を再交付しなければならないという前期高齢者ということの証明の保険証ですが、その保険証の発行する費用として國の方からこういう補助金をいただいているということです。

○議長（町田末吉君） いいですか。10番。

○10番（麓 才良君） これが今補正で出てきているというのは、國の方針が定まらなくて、年度末になって、追い込みの時期になってこういう形で出てきているという理解でいいのですか。

○議長（町田末吉君） 町民福祉課長。

○町民福祉課長（沖野一雄君） そういうことではなくて、予算上に2万4,000円不足しておりましたですから、追加という形で計上させていただいている以上です。

○議長（町田末吉君） いいですか。10番。

○10番（麓 才良君） 補正前の額がゼロになっているから今お伺いしているのです。

○議長（町田末吉君） 町民福祉課長。

○町民福祉課長（沖野一雄君） 申し訳ございません。御指摘のように予算がなかったということで今回最終で計上させていただきました。以上です。

○議長（町田末吉君） 10番。

○10番（麓 才良君） 今、私がお伺いしたのは、國の後期高齢者医療について方針がしっかりと定まっていないということは御承知のとおりですので、そういう國の方針が当初からしっかりと定まっていなくて、この年度末になって対応するためにこういう措置でされているのですかというお伺いなのですが、よろしいですかそういうことで。

○町民福祉課長（沖野一雄君） はい。

○議長（町田末吉君） これで、質疑を終わります。

お諮りします。

議案第12号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略し

たいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（町田末吉君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第12号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから、討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（町田末吉君） 討論なしと認めます。

これから、議案第12号、平成22年度与論町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（町田末吉君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第12号、平成22年度与論町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第15 議案第13号 平成22年度与論町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第4号)

○議長（町田末吉君） 日程第15、議案第13号、平成22年度与論町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（南 政吾君） 議案第13号、平成22年度与論町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）について、提案理由を申し上げます。

補正は、歳入で、使用量及び手数料2万4,000円の増額、一般会計繰入金130万8,000円、諸収入33万4,000円、国庫支出金11万円をそれぞれ減額計上しています。

歳出で、後期高齢者医療広域連合納付金3万1,000円の増額、総務費13万円7,000円、保健事業費45万2,000円をそれぞれ減額計上しています。

御審議の上、議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（町田末吉君） 提案理由の説明は終わりました。

これから、質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（町田末吉君） これで、質疑を終わります。

お諮りします。

議案第13号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（町田末吉君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第13号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから、討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（町田末吉君） 討論なしと認めます。

これから、議案第13号、平成22年度与論町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）を、採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（町田末吉君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第13号、平成22年度与論町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）は、原案のとおり可決されました。

ここで、暫時休憩します。

次は、3時から続行しますので、3時まで休憩します。

-----○-----

休憩 午後2時43分

再開 午後3時00分

-----○-----

○議長（町田末吉君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第16から日程第22までの議案については、委員会付託の予定でありますので、提案理由の説明の後、総括的、大綱的な質問にとどめます。

-----○-----

日程第16 議案第14号 平成23年度与論町一般会計予算

○議長（町田末吉君） 日程第16、議案第14、平成23年度与論町一般会計予算を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（南 政吾君） 議案第14、平成23年度与論町一般会計当初予算について、

提案理由を申し上げます。

平成23年度の一般会計当初予算規模は、35億7,510万円となります。対前年度比約3%の増となっています。

歳入につきましては、地方税が2億9,951万7,000円と全年度より約300万円増額となっています。地方交付税につきましては、前年度と同額の18億6,000万円を計上しています。国庫負担金は、子ども手当負担金等により前年度比6,625万3,000円の増額、一方、国庫補助金は全年度の国庫補助金事業分の減などにより8,650万円の減額となっています。

県補助金は、総務費県補助金で重点分野雇用創出事業補助金などで前年度より約3,000万円増額している一方、農林水産業費県補助金では前年度のさとうきびの産地活性化実践事業補助金分の減などにより2,266万2,000円の減額となっています。地方債は4億3,970万円で、うち辺地債が1億6,960万円、過疎債が1,200万円、公営住宅債が7,810万円などとなっています。

なお、予算編成の過程で生じた財源不足については、財政調整基金から1億5,312万9,000円を繰り入れて対応することとしています。

次に、歳出の主なものといたしまして、衛生費では一般廃棄物最終処分場設計委託料3,000万円を農林水産業費で鹿児島県離島漁業再生支援交付金2,148万8,000円、耕地費で県営事業負担金7,353万2,000円、農村環境整備事業、町単工事費1,110万円を、土木費では町道改良費、町単工事費6,100万円、国庫補助工事費3,020万円、宇和寺団地5号棟整備工事費1億3,794万9,000円を、教育費ではハレルヤ幼稚園運営補助金798万円などを計上しています。

御審議され、議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（町田末吉君） 提案理由の説明は終わりました。

これから、質疑を行います。8番。

○8番（喜村政吉君） 私が心配してもどうにかなるかならないか分かりませんが、ただいま非常に国会が混迷を続けておりまして、年度内にいわゆる予算関連法案が成立しなければ国民生活に、あるいはまた行政のさまざまな手続きに混乱を来すのではないかということが言われていますが、もしそういうことになった場合、本町においてはどういう問題が生じるのか。あるいはまたその問題に対して、どういうふうに対処されていかれるのかお伺いをしてみたいと思います。

○議長（町田末吉君） 町長。

○町長（南 政吾君） まず私どもとしては、国を信用するということでやらざるを得

ないという立場にあるわけであります。ですけれども、多少の変動には対応できるようにできるだけ、何といいますか、縮減した形での予算の組み方をしてございます。

ちなみに公債費よりも起債した金額が2位億円以上下回るということでの規模でやっていますので、そういう点は借金を減らすという意味からそういうことを基準にしてやっているのですが、今年度も公債、今年借金を払う公債費より起債を2億円以上少なくてやっているということで、年々借金が少なくなるような計画のもとに進めていますので、ある程度の変動には対応できるという思いをしています。以上です。

○議長（町田末吉君） 8番。

○8番（喜村政吉君） 国を信用する。人を信用するというのは、やはり大事なことだと思います。けれどもやはり心配もし、また疑問も一方では持つてそれに対して働きかけるということもまた大事ではないかと思います。仮に、そういうふうにして成立しなかった場合は、今つなぎ法案が云々とか言われていますが、具体的には、特に自己財源の少ない本町においては、また地域においては一番やはりいろいろな面でこたえてくると思うのです。

今特にいわゆる子ども手当等、そういうことなども、もしそういうことになれば、具体的にどういうふうに問題が生じてくるのか、その辺のところをもう少し具体的に説明いただければと思いますが、課長さんに。

○議長（町田末吉君） 町民福祉課長。

○町民福祉課長（沖野一雄君） ありがとうございます。

具体的に私で所管します、例えば子ども手当について、私も細かい情報というのは新聞で知るだけでございますが、例えば昨日付けの毎日新聞に載っていたのをちょっと私ネットで見てますが、恐らく年度内での子ども手当の予算の成立というのは無理ではないかというふうな見方をしているようで、今おっしゃられたつなぎ法案。今年度22年度と同じ措置のまま延長するつなぎ法案というのを議員立法という形で政府へ提出するということを聞いています。そのつなぎ法案というのが成立した場合、国が、政府が提出したつなぎ法案を出した場合に成立が果たして見込めるのかどうかということも状況も非常に厳しい状況だというふうに毎日新聞では見ておりまして、例えば子ども手当であれば、子ども手当の場合は2歳以下は2万円の支給。3歳以上は1万3,000円の支給というのを国はおっしゃっておりましたが、子ども手当も2歳以下の7,000円増額するという案も見送らざるを得ないという状況に追い込まれるということで、マスコミ等で報道されているとおり、その場合は以前のと言いますが、今も生きていますが、児童手当を支給すると

いう形になろうかと思いますが、それに伴ってまたいろんな電算関係であるとか、与論の場合はそのシステムはまだ生きていますので、特に問題ないと思いますが、自治体によってはかなり混乱するであろうと、次は次回は子ども手当の支給は6月を予定していますが、それを遅れたりする自治体もあるというふうに聞いています。与論の場合は児童手当の支給ということになっても6月の支給というのはできるのではないかと考えています。以上です。

○議長（町田末吉君） 8番。

○8番（喜村政吉君） 是非ちゃんと年度内に成立をして、スムーズにいけば問題はないのですが、万が一そうなった場合さまざまな混乱が生じないように十分に想定されるべき点に対して、どのように対応すべきだということを県にも国にも連携を図りながら十分対策を考えていただきたいと思います。

そして、私は町長はいわゆる中央にも行かれて国会議員等ともよく会われる機会があろうかと思いますが、是非とも国民の声、町民の声、また地域の声として国会議員にも届けていただきたいと思いますが、まさにマスコミや地域の方々が言われているとおり、まさに国会において本当に不毛議論がなされています。揚げ足とりの、足の引っ張り合いの、国民不在の議論であります。

だから是非とも地方分権も呼ばれる中で、地方の声というものを積極的に国民のための政治がありますから、国会がすることだと言って傍観しないでしっかりと本町の立場に立ってそういう声を届けていただきたい、もっと国会議員なら国会議員らしい議論を建設的な議論をしてほしいと思います。本町においてもかつて保徳戦争の中でいろいろな対立がありました。その中でもあのような不毛な議論は僕は全くなかったと記憶しています。あの大きな国を代表する国会議員がまさに見るに堪えない状態ではないかと思いますので、是非ともその点を積極的に地域の意見として国会議員等にも伝えて改善を図っていただくようにお願いを申し上げたいと思います。以上であります。

○議長（町田末吉君） 9番。

○9番（野口靖夫君） 喜村さんは国会の話をしましたが、私は県会議員レベルで話をしたいと思います。

実は、町長にこれは是非今どういう考え方なのか聞いてみたいと思って、本当は一般質問でするつもりでしたが、レベルがちょっと低すぎてここで質問させていただきます。

先程来、広域事務組合のことが話に出ています。喜山さんは消防関係の広域事務組合、私は奄美群島広域事務組合、いずれも広域事務組合だから同じところはポイントは同じです。ただ私が気になるのは、この我が与論町から職員を奄美パークに

派遣しています。持ち回り制で、持ち回りでやっています。奄美の広域関係でしょう。

前もありました。今まで奄美の別の組合に行っている。だから、そこを申し上げているのです。私が申し上げたいのは、広域事務組合が本当に今我が町にとってその役を果たしているのか。役割をどれくらい果たしているのかという。機能も本当に疑うのです。といいますのは、今は派遣していないと言われましたが、奄美パークは管理するために、各市町村持ち回りで職員を派遣して、いわゆる島づたい観光をするためにやるべきだということで、県は進めてこられました。

ところが私はそのときに奄美広域事務組合の議長だったもので申し上げました。これは船づたい観光にならない、奄美だけの、奄美というのは大島本島だけの問題なんだと、これを喜界とか徳之島、沖永良部、与論島と、何が島づたい観光ですかということで大きく議論をいたしまして、それは町長も御存じかと思うのですが、非常に反感を持たれたのです。今こうしてやってきてまして、その県が言わされたことがほとんど何も言われたことが当たってないわけなのです。私が申し上げたことが正しかったわけなのです。そうでしょう。といいますのは、奄美パークに来たお客様が与論に来るわけありません。徳之島でもない、沖永良部でもない。それを奄美の自治体が全部負担しているのです。

これからはこれを町長として、これからはこの奄美群島広域事務組合のどの部分を全体でやるのか。この部分は奄美の大島の本島でやっていただきたいということを市長村長首長会の中でどうされていかれるのか。あるいはこれは議長、議員の一人ですから、広域事務組合の議員ですから、是非僕はそれをどう思っておられるのか、それを今お聞きしてみたいと思います。

○議長（町田末吉君） 町長。

○町長（南 政吾君） 広域事務組合というのは、こうして私ども奄美が島、あちこち点在して一つの連合体をなしている、地域をなしている状況から広域事務組合が必要だということでできたのではないかと思っているのですが、その広域事務組合が各市町村に対して平等にその役割を果たしているかということについては、非常に疑問を感じている点もあります。

御承知のように、まず奄美パークをつくったときが、奄美からお願いをするという形でできたのですが、実際は県が企画して全部県がやったと、そして運営を広域にやれということできた時点から大反対をしまして、もう私と県との大げんかになりますて、相当半年ぐらい引っ張ったわけであります。とうとう県がやるということにしたのですが、最近になってからまた広域に移ってきてています。今現在は広域でやっています。その時点も、私はその前の会合に都合があって、十五夜豊年祭が

あって行かなかつたものですから、内容がよく分からぬ点もあったのですが、非常に議論を呈しまして、大げんかまでしたのですが、しかしこれはもう多数決の問題でしかできない。組織は既に出来上がっているのですので、それでは分かりましたということで飲んだのです。

今回も職員のあがり一巡をしたのです。ですから最初に職員の派遣という制度はおかしいと、奄美パークの営業活動が成り立たないではないかと、もう2年おきにみんな職員が入れ替わり立ち替わりではこれは問題があるから奄美パークプロパーで職員を採用して、その費用分担は負担しても構わないということをずっと出張してきたのですが、相当2町だけ、私と一緒にそうだということで相当やったのですが、やはり多数決で今回もまたもう一巡ぐり、各自治体がやるということになったのですが、その恩恵についてはいろいろ賛否あるのですが、どうしても私ども与論町としてはなかなか理解ができない点もあるわけで、その今後の広域事務組合についての内容については、検討していく必要があると思います。ただ国の方では、交付金を事務組合で分割させようと、配分させようという思いがあります。だけども私ども市町村としては、県でやってくださいと、責任転嫁でお前なんかでやれでは、けんかの種にしかならないということで、県でやっていただきたいということでお願いをしているのですが、ただ広域事務組合としてもやらなければならない点も多々あると思いますので、そういう面も含めていろいろと検討して改善をしていくところはしていかなければならぬのではないかと思っています。

○議長（町田末吉君） 9番。

○9番（野口靖夫君） まさしく町長がそう思っておられるのは有り難いことです。私がなぜこういうことを申し上げるかといいますと、この間から福地さんの方が光ファイバーのスピードが遅いということで、それを代表して町長は首長会か何かで県で発表しておられますね、与論町を代表して。そしたら少し外野の方でまたしばらくは静かにしてくれと言われたという話も漏れ聞いています。その理由は、ほかの市町村の問題もあって、だからしばらく黙ってもらえないだろうかということを言われたということを漏れ聞いています。それは本当かどうか分かりません。そういうことがまずこれは奄美を代表、沖永良部も入る、徳之島も入る、喜界も入る。だから奄美を代表して町長が述べておられることを少し県の職員がしばらく黙ってくれないかということを言ったのは県の職員だと聞いています。それが一つ。

もう一つは、今、奄美TIDA基金というのがありますね、奄美TIDAネシア基金、広域事務組合の中に、それのほとんど使っているのは大島本島なのです、その金を使っているのは。それでまた、そのほかの与論、沖永良部、徳之島、喜界あたりはほとんど恩恵はないです。そういうことも広域事務組合の中でやっている。

それから、本当に言えばきりがないです。「奄美は一つ」だと口では言うわりには、いざ「とくかくみんなでいいことをやりましょう」と言ったら、それは与論のことだ、勝手にやってくれ、それは喜界のことだから勝手にやってくれということで、こういうふうに会議がなっていくのです。だから今町長は、自信を持たれて、この部分をこうしたということ、この部分を我々は私が言うのは沖永良部にも通用することだ、徳之島にも通用することだ、喜界にも通用することだということで自信を持って主張していただきたいということを申し上げて、それを言いたかったのです、私は。だから、その前の幹事会は総務企画課長だから、幹事会でほとんど決まるのです。そして、その次に首長会があって、まとまった中で決まった後に我々議員を呼ぶのです。それで全く各町村の声を反映されていない。そういうことが起るものだから、ですから総務課長と町長はじっくり打合せをされて、必ずそういう広域事務組合に対しては事前に打ち合わせをして臨むべきだと私は思います。

そして、しばらく黙ってくれと言うのだったらぶつ飛ばすぐらいでなければいかんです。そうですよ、鹿児島県の役員というのはみんなばかなやつの集まりですよ。私はなぜかといいますと、いや本当ですよ。この水道の淡水化プラントをするときに、淡水化プラントの事業のときに、私は見たのです。国土交通省が大臣室の入り口にきおつけ立てるのです、県の職員は。我々は大きな顔していってやってきましたが、鹿児島県の役員というのは上にはぺこぺこ、下には偉そうにふんぞり返ってるのです。そういう連中との話し合いですから、それを頭に入れて黙ってもらえないかといったら、冗談じゃないと、我々は町民の代表であるから、やはり町長は自信を持ってやっていくべきだと思う。どうですか、どう思いますが。

○議長（町田末吉君） 町長。

○町長（南 政吾君） 先般の奄美での会合のときの光のスピードの問題については、黙ってくれということは一言も言われませんでした。最後まで私の方が申し上げて、1企業とか業者に責任をなすり付けるのではない。国が、総務省がその音頭をとつて日本全国に光を布設するのだという大号令の下に我々はそれを信用してやったのだと。現在、実際にこのスピードが遅いというのは国に責任があるから、県が責任を持って国を説得するからできなければ県で解決してくれということを強く、もう3回も同じことを言って何回もはっきり「はい」と言うまでやったのです。

それは、ただ途中でどうのこうのということは全くなくて、みんなびっくりしていらっしゃったのですが、あるところは、うちのところは大丈夫らしいと言われたのですが、そのあとからまた聞いたら全く与論と同じだということで、こられたのですが、みんなともに県と国に対してその問題を解決してもらう運動をしようではないかということで話し合っています。これから自信を持ってまたいろいろな面で

やりますので、今後ともよろしくお願ひします。

○議長（町田末吉君） 9番。

○9番（野口靖夫君） それは有り難い。私が言ったのはこれは本当なのですが、黙ってくれと言わなかつたというからまた助かる。しかしあるのですほかにも、県道の拡幅問題でも沖永良部でも徳之島でもそういう問題があるから、しばらく黙っててくれないかと私も言わされましたよ、県の職員から。県会議員からまで言わされました。あれは本当に頭の悪い県会議員から、本當です。だから、何で沖永良部が中断しているのだったら、その予算を与論に引っ張ってくればいいではないですか。お互いに市長村長というのは市町村を代表する長でしょう、町長でしょう。だから与論町の県道を拡幅整備して、振興発展を図りたいと思うのだったら、沖永良部は関係ない、徳之島も関係はない。向こうが黙つとけと言うのだったら何で黙つとかないといかんのかと言わないかんのです。私は言っていますから、是非今のように自信を持たれて県会議員レベル、国会議員レベル並みでやっていただきたいと思います。

以上です。

○議長（町田末吉君） 5番。

○5番（喜山康三君） ・・・議長。

財政改革とか、いわゆる組織のスリム化とか、市町村合併の問題のときにはその辺に相当いろいろなかんかんがくがく出てきましたが、市町村合併がしなくなつて済んだらその辺については、もう少し論議を進める必要があるのではないかと思います。

それから、堆肥センターとかサザンクロス、それからいわゆる観光協会、自治公民館に対する補助金とかその辺の支援金、その辺についての今までどおりずっと同じことをやるのではなくて、一定の区切りの中で評価し、それについて見直しを図ると、特に公民館の場合などは、もう事業も以前より大分少なくなつて、非常に負担も少なくなっているのではないかということで言われています。

そういうことなどを踏まえ、なお一層の財政のスリム化、そして子育て支援とか、高齢化に向かつての対策にその辺の予算を更に振り向ける必要があるのではないか。いわゆるここ5年以内で10年後はもう1,000人以上の人口減になるのですから、それに対処した形の財政や予算配分の在り方。

それからいわゆる今言われた廃棄物処理上の問題とか、これだけの人口減少に向かつてどういう排出量を基においてその規模を算出しているか。水道事業についてもどういう状態で将来の事業計画を立てているのか。その辺についても非常に事業の算定根拠、それについてももつといろんな意味で将来に向けた形での踏み込んだ査定、それで事業計画を立てるべきではないかということをつくづく感じますが、

その辺については、町長いかがですか。

○議長（町田末吉君） 町長。

○町長（南 政吾君） これからは確かに今おっしゃったような方向で、これまででもですが、やっていかなければならぬと思っています。また、やってきているつもりであります。今、やっているのが指定管理の制度を活用した形ができるだけ行政をスリム化する方向の準備をしている段階でございます。ちなみにテニスコートの問題もそういう面も含めた形での検討会を持ってやっているわけでありますし、できるだけ行政のスリム化をしていきたいと、それと今まで既にやってきたことの見直し、いろいろな団体とかいろいろな機関の見直しというのは今までやったわけではないのですが、今後そういう点もやる必要があるのではないか。

特に補助金の出ている問題については、毎年いろいろな角度からの検討は個々にやつてはいるのですが、総体的な見直しというのを一度はやる必要があるのではないかとは思っています。

○議長（町田末吉君） 5番。

○5番（喜山康三君） 以前の話ですが、自治公民館に対する補助金をカットしたらかんかんがくがく相当お叱りを受けたようで、それのまたお返しという形で指定管理者制度を使って18万円の指定管理費を渡して、結局焼け太りみたいのがそういうことが1回ありました。その辺もきちんと町長が、執行部の皆さんもきちんとした毅然とした姿勢を示さないと、その辺は歯止めがきかなくなるのではないかと、きちんとした政策の元においてがんとして政策を遂行していただきたいということです。

それから、職員諸問題、職員の配置がここ5年間ぐらいで相当いわゆる団塊の世代とまでは言いません、みたいな形で職員がいわゆるここ四、五年で退職者が相当増える状況だし、役場の職務の遂行の問題、そして人材の問題、相当ここ5年間で大きな問題が出てくるような気がしますが、その辺の対応について明確な方向性が見えてきていません。それについてもきちんとした方向と、いわゆる臨時職員の活用、それから先日の琉球新聞では45歳の方が沖縄県の方でももう採用されているということで、年齢とか男女、それから障害者も関係なく可能な限りさまざまな人材を登用するような門戸を広げるような形の人事制度を町長はいろいろ考えていただきたいなと思いますが、その辺はいかがですか。

○議長（町田末吉君） 町長。

○町長（南 政吾君） その採用の件についてであります。年齢を制限しない特殊なものについてのみ年齢を制限しないでという考え方をしているのですが、一般職について採用することになれば、やはり年齢制限をしないと後々の問題もあり

まして、また最初から職としての指導をしていって島に適合した形の人材育成をしていくとか、場合によってはまた途中から全部外で、都会でいろいろな経験をされた方を入れるという形もありますが、そうなると制限がつかないと、特殊な能力が必要な仕事があったときだけしか、今は年齢制限なしの採用というのは考えられないという現状にあります。ただ、今後それが正しいかどうかというのはまた随時職内で検討する必要があると思いますが、今のところは特殊な技能以外は年齢は制限してしか採用していないという形になっています。

○議長（町田末吉君） 5番。

○5番（喜山康三君） 今回、一般質問の中にちょっと出している広域の件なのですが、いわゆる107ページの常備消防費の1億500万円。この中に今回広域化検討協議会ということを立ち上げるということで新聞を拝見したのですが、協議会にするに当たっての事務経費とか、その辺の分が出てくると思いますが、この辺の経費については、今回この予算の中には含まれていますか、どうですか。

○議長（町田末吉君） 総務企画課長。

○総務企画課長（元井勝彦君） その経費につきましては、広域の方で担当することになっています。奄美群島広域事務組合で、ですからこの中では計上しておりません。

○議長（町田末吉君） いいですか。10番。

○10番（麓 才良君） 就労対策室の強化ということをうたっています。

また、国保会計の繰り入れが問題になっているということが指摘されています。

また、滞納に対する行政サービスの措置も条例として出ていますが、これらを含めて収納対策の強化方針ということについてお伺いをいたしております。

○議長（町田末吉君） 町長。

○町長（南 政吾君） その点については、いろいろ形で検討しています。ただまだ決定していないので、ちょっとはつきりは答えられないのですが、その面の経験者といいますか、方をお願いしてやりたいということで計画をして、この4月にしかはつきりしないわけで、その対策は考えています。

○議長（町田末吉君） 10番。

○10番（麓 才良君） 今の答弁ですと、人を配置をしてその人を介して対応をされるということに聞こえますが、その方向ですか。

それと、もう一つ一番肝心な点は、各関係機関官民のやはり連携・情報の共有が一番大切ではないかと思います。先般も今朝のときにも指摘がありましたが、倒産していくかれた業者が結局滞納分を売買したときに、押さえるお願いをすることができなかつたと、そこに情報の共有がなかつたというのが大きな課題だったというのが指摘されています。そういうところも反省をしながら収納対策ということについて

ては、人を経てお願いするという観点。それから、お互い各課の情報を共有して対応していくというこのきめの細やかさ、これは各課の情報を共有するということは、その人の状況というのをしっかりと把握をして支援すべきところは支援をし、またきちんと負担していただくところは負担をしていただくというような、このような両面がなければいけないと思います。

そういう観点からしても、収納対策というのは非常に大きな観点に立った視点というのが必要だと思いますが、もう一度その点を踏まえてお願いをいたします。

○議長（町田末吉君） 町長。

○町長（南 政吾君） 全くおっしゃるとおりで、この点が非常に私どもおろそかになっていたのではないかと、横の連携がこれを先般の対策協議会の中できっちりやつていこうということで、その準備をしています。

それともう一つは、非常にワースト1ということで汚名をあれしているのですが、ちょっとこれは弁解めいた内容になるかもしれません、その時効にならないよう1円でも、2円でもというお願いをしてずっとやっているという点が非常に強いところがあるのです。ですから、滞納がどんどん増えていくような格好になる形になってきているという面もありまして、総体的な考え方として、どうしたらいいかということを県の方にお願いをして、今その対策を練っていきたいということで人的派遣もお願いをしているのです。

○議長（町田末吉君） 10番。

○10番（麓 才良君） 与論の滞納の状況については、過去にいろいろな経緯があつて非常にそういうのが重なってワースト1の位置を占めているというようなこともあります、もう一つの大きな滞納という観点と、ちょっとしたことで対応できるのではないかというそういう部分と、しっかりと仕分けをして対応していく必要があるのではないか。過去の観光バブルと言われるようなそういう時期からの積み重ねている分については、それなりの対応というのも考えていく必要があるのではないか。そういう点についても県・国等の指導もいただきながら思い切った対策をそういうところで講じていきながら、別の観点での額の少ない、滞納というものについてのきめ細やかな対応というもの仕分けをしていく必要があるではないかと思いますので、是非いろいろな観点からの収納対策というものについて取り組んでいただきたいと思います。

○議長（町田末吉君） これで質疑を終わります。次に進みます。

-----○-----

日程第17 議案第15号 平成23年度与論町国民健康保険特別会計予算

○議長（町田末吉君） 日程第17、議案第15号、平成23年度与論町国民健康保険

特別会計予算を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（南 政吾君） 議案第15号、平成23年度与論町国民健康保険特別会計予算について、提案理由を申し上げます。

予算の規模は、対前年比1.2%の減で8億6,030万6,000円となっています。

歳入につきましては、前年度費増減の主なものといたしまして、前期高齢者交付金832万7,000円の増、国庫支出金346万円の増、国民健康保険税1,850万1,000円の減、共同事業交付金239万4,000円の減となっています。歳出につきましては、前年度比の増減の主なものといたしまして、共同事業拠出金888万9,000円の増、後期高齢者支援金等452万1,000円の増、保険給付費1,994万6,000円の減、保健事業費329万9,000円の減となっています。

御審議の上、議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（町田末吉君） 提案理由の説明は終わりました。

これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（町田末吉君） これで、質疑を終わります。次に進みます。

-----○-----

日程第18 議案第16号 平成23年度与論町と畜場特別会計予算

○議長（町田末吉君） 日程第18、議案第16号、平成23年度与論町と畜場特別会計予算を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（南 政吾君） 議案第16号、平成23年度与論町と畜場特別会計予算について、提案理由を申し上げます。

予算の規模は、前年同額32万9,000円となっています。

歳入の主なものにつきましては、使用料及び手数料2万9,000円、繰入金29万9,000円を計上しています。

歳出につきましては、総務費32万9,000円を計上しています。

御審議の上、議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由といたします。

○議長（町田末吉君） 提案理由の説明は終わりました。

これから、質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（町田末吉君） これで、質疑を終わります。次に進みます。

-----○-----

日程第19 議案第17号 平成23年度与論町農業集落排水事業特別会計予算

○議長（町田末吉君） 日程第19、議案第17号、平成23年度与論町農業集落排水事業特別会計予算を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（南 政吾君） 議案第17号、平成23年度与論町農業集落排水事業特別会計予算について、提案理由を申し上げます。

予算の規模は、前年度0.7%の増で、2,301万9,000円となっています。歳入で分担金102万2,000円、使用料1,123万円、繰入金1,076万4,000円、歳出で総務管理費1,495円7,000円、公債費786万2,000円を計上しています。

御審議され、議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（町田末吉君） 提案理由の説明は終わりました。

これから、質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（町田末吉君） これで、質疑を終わります。次に進みます。

-----○-----

日程第20 議案第18号 平成23年度与論町介護保険特別会計予算

○議長（町田末吉君） 日程第20、議案第18号、平成23年度与論町介護保険特別会計予算を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（南 政吾君） 議案第18号、平成23年度与論町介護保険特別会計予算について、提案理由を申し上げます。

平成23年度与論町介護保険特別会計当初予算の総額は、6億310万9,000円で、平成22年度予算額と比較しますと、2,911万3,000円の増額、率にして5.07%の増となっています。この増額の主な要因は、保険給付費の増加によるものです。対前年度の増減の主なものといたしまして、歳入で保険料919万8,000円。国庫支出金854万4,000円、支払基金交付金817万6,000円、県支出金415万7,000円をそれぞれ増額、繰入金96万2,000円を減額計上しています。

歳出では、総務費24万4,000円の減、保険給付費2,798万円、地域支援

事業費 137万6,000円をそれぞれ増額計上しています。

御審議のされ、議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明とい
たします。

○議長（町田末吉君） 提案理由の説明は終わりました。

これから、質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（町田末吉君） これで、質疑を終わります。次に進みます。

-----○-----

日程第21 議案第19号 平成23年度与論町後期高齢者医療特別会計予算

○議長（町田末吉君） 日程第21、議案第19号、平成22年度与論町後期高齢者医
療特別会計予算を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（南 政吾君） 議案第19号、平成23年度与論町後期高齢者医療特別会計予
算について、提案理由を申し上げます。

予算の規模は、前年度比0.84%の増で、5,653万3,000円となっています。歳入につきましては、対前年度比の増減の主なものといたしましては、一般会計繰入金100万2,000円の増額、後期高齢者医療保険料8万6,000円の減額、諸収入33万6,000円の減額、国庫支出金11万円の減額を計上しています。

歳出につきましては、対前年度の増減の主なものといたしましては、後期高齢者医療広域連合納付金92万6,000円の増額、保健事業費45万6,000円の減額が主な内容となっています。

御審議の上、議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明とい
たします。

○議長（町田末吉君） 提案理由の説明は終わりました。

これから、質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（町田末吉君） これで、質疑を終わります。次に進みます。

-----○-----

日程第22 議案第20号 平成23年度与論町水道事業会計予算

○議長（町田末吉君） 日程第22、議案第20号、平成23年度与論町水道事業会計
予算を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（南 政吾君） 議案第20号、平成23年度与論町水道事業会計予算について、

提案理由を申し上げます。

業務の予定量は月平均給水件数2,735件、年間給水量を58万2,000立方メートル、1日平均給水量1,595立方メートル、建設改良事業5,049万8,000円となっています。収益的収入で営業収益1億6,858万6,000円、営業外収益は55万円、収益的支出で営業費1億5,851万5,000円、営業外費用932万6,000円、資本的収入で工事負担金35万円、補償費、補償金20万円、資本的支出で建設改良費5,049万8,000円、企業債償還金2,610万1,000円を計上しています。

御審議の上、議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（町田末吉君） 提案理由の説明は終わりました。

これから、質疑を行います。6番。

政策的に町長に質問してください。詳しいことは明日からの特別予算予算審査特別委員会で行います。いいですか。6番どうぞ。

○6番（本畠敏雄君） 予算の関係ではないが、最近石灰水がどうも2月いっぱいは天水使って、3月になって初めて町水道でお茶をわかして魔法瓶に入れたりしてあつたが、のどにやはりかかるのです。やはりはっきり出ています。あれちょっと何も誰も言わないが対応しないといけないのではないか。よろしく。

○議長（町田末吉君） 町長。

○町長（南政吾君） その件については、私ども水道課の方も認識をしておりまして、流している水を供給している根っ子は、非常にその硬度は低いです。160度ずっと流しているのですが、今までなかったのに何ですか、その原因が今究明中で全くない所とある所とあるわけなのです。それがどういう理由でか、それが分からぬものですから、今その原因究明をしているところです。

また町民にもその内容は、はっきりしてからまたお伝えしたいと思っています。ある所とない所があるのです。すみません。

○6番（本畠敏雄君） 非常にいっぱいあります。究明してください。お願いします。

○議長（町田末吉君） いいですか。1番。

○1番（川村武俊君） 第5次総合計画案の中で水販売事業というのを計画されています。これは地下水を利用するのですか。それともまた海の海水を利用するのですか。いかがですか。

○議長（町田末吉君） 町長。

○町長（南政吾君） その件については、まだはっきりしたあれは持っていないのですが、深層水を取ってということではありません。

今の与論町の水が、前にも興行権を与えてくださいということで、硬度が高いということで、非常に骨粗しょう症とかいろんなあれにいいのではないか。ちなみにフランスのエビアンというのは硬水でカルシウムといいますか、カルシウムの非常に高い水を売っているわけなのです。

ですから、そういう面の話もあったものですから、それも検討する必要があるのではないかということで今後検討の一つにしていきたいということで挙げてあるのです。今度また勉強してまいりたいと思っています。

○議長（町田末吉君） 1番。

○1番（川村武俊君） 与論町の地下水は、販売するだけの量がございますでしょうか。
・・・いかがでしょう。

○議長（町田末吉君） 町長。

○町長（南 政吾君） 今、私ども水は、今の人団であれば十分に対応できると思って
います。しかしながら、お客様が8万から10万ということになればまた制限せざ
るを得ないのではないかというふうには考えています。

○議長（町田末吉君） 1番。

○1番（川村武俊君） 私がお聞きしているのは、この水を販売するだけの量というの
はあるのですかということをお聞きしたいのです。販売事業をする分の水というの
があるのですかというのをお聞きしたい。

○議長（町田末吉君） 町長。

○町長（南 政吾君） 結局、今ある給水している水を改めてもう1回何と言いますか、
電気透析法になるか逆浸透法になるか分かりませんが、いろいろな企業の販売企画
というのがいろいろあるものですから、それに従った方法になるのですが、今、給
水している水の中からという考え方です。

○議長（町田末吉君） 10番。

○10番（麓 才良君） 現在の浄水施設をつくるときに、一つの目標として、この施
設を更新するまでには安心して飲める水に戻したい。環境浄化に努めるといふこと
で、環境宣言もしながら取り組んでいるのですが、それ以後上水の水質の推移はど
のようになっているのかお伺いをいたします。

○議長（町田末吉君） 水道課長。

○水道課長（池田直也君） お答えいたします。実際、水道ビジョンの中で10年計画
を立てて、人口推移にのっとった投資をしていて起債もその分で償還しています
が、実際には水というか、地下水は十分あるという考え方です。ですが、後々のちょ
っと質問と反するのですが、企業運営としての人口減とか、あるいは消費といふこと
については、大変懸念しているところです。

水質については、今、水源地については県の方に全部送って毎月検査していますが、またほかの井戸、要するに水を上げる町が管理している場所以外についても高知大学の方に委託していますが、水源地は水質については大丈夫です。ほかの水源地でない場所については、相当濃度が悪くなっているというふうに研究結果が出てきます。以上です。

○議長（町田末吉君） 10番。

○10番（麓 才良君） 当時のあの考え方にもう一度原点に戻って、水質の水の安心して飲める水の確保ということについて、町民で共通理解をもつとするような全体的な施策というのもやはりとていく必要があるのではないか。第5次総合振興計画の中でも、水という視点からの突っ込みが少し足りなかつたのではないかという指摘もありますが、やはり今後施策の中で水の視点からの環境保全、安心・安全に暮らせる島づくりへの啓蒙というのか、お互いの引き締めというのか、そういう観点が必要だと思いますが、特に水道事業を通じてもそういう視点を持って取り組んでいく必要があろうかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（町田末吉君） 町長。

○町長（南 政吾君） 地下水の汚染の件について、今議員がおっしゃいましたように、海淡プラントができたときに環境憲法というのをつくりまして、その施設がいらなくなるような水になるまで環境の汚染を防いで浄化していくことやったわけでありますが、実際問題としてはあれから畜産が急激に増えたり、いろいろな面がありまして、畑の硫安とかそういうあれの量を非常に農協にお願いをして再三軽減したり、それから、今度また去年、一昨年の11月から法的に野積みができないと、畜産の牛のふん尿の野積みができないことになっているのですが、それを畜産の方で徹底して取り締まりをしながら、それを今行っているところですが、やはり農業が盛んになってそればかりではないと思うのですが、環境が汚染される可能性のある要素は増えてきてる状況にあって非常に困っている点はあります。

井戸もあれからできてから、一つ10ppmに近くなったということで、あれしたと思うのですが、できるだけ水の浄化については水道課としても検討して進めてまいりたいと、皆さんにお願いをしていきたいと、両面また産業課の方とか周りの方からもあわせた形でやらないと長い年月で汚染されている環境がありまして、長い年月かけないと元に戻っていかないのではないかという思いがして、根気よくやっていく必要があるのではないかと思っている状況です。

○議長（町田末吉君） 10番。

○10番（麓 才良君） 農業水とかそういう面については、今私どもよく意を碎いて論議をする機会が多いのですが、水道については、浄水施設ができてからこの水質

問題、水源の問題についての危機意識というのが少し欠けてきているように、私の自戒も込めて反省をするところであります。

是非この水道の問題については、水質の問題、水源、要するに水量の問題。これは裏表の課題でありますので、そうすると我々が整備をする整備の仕方、日常の生活の様式、いろいろな観点に波及をしてくる問題でありますので、水の観点からの環境保全ということについてもより一層私ども意を砕いていく必要があろうかと思います。さしつけ新進気鋭の水道課長が見えていますので、ぜひ水の販売は安心・安全な水質を確保するという第一歩を踏まえて、ぜひ取り組んでいければというふうに思います。

○議長（町田末吉君） 町長。

○町長（南 政吾君） 水の安全面、飲料水の安全面という点では絶対大丈夫でございます。亜硝酸チッソはちゃんと対処していますので、ただ硬度がちょっと石灰が混ざってくるという硬度が高く、地域によっては高いということで、それは是非また解消してまいりたいと思っています。

○議長（町田末吉君） 5番。

○5番（喜山康三君） 水質の問題については、一般質問の畜産振興の中でも取り上げる予定にしていますが、特に水道事業の工事の布設の在り方についてちょっと疑問がありますて、以前から古里一直線を通ったときに10mおきに全部掘削した跡があるのです。いわゆる10mおきにパイプが破損するか漏水しているという状態です。一体どういう施工管理をされているのか。どういう業者がこの仕事されたのか。また、どういうメーカーのパイプとか継ぎ手とかそういうものをされたのか分かりませんが、いわゆるこの辺についての水道管の中で配管事業における施設埋設管理のいわゆる管理状況、その状況はどういうやり方をやっているのか。その一地点からどの工区はどの業者が何年度行ってどういう施工をして、どういう施工管理をチェックされたのか。その辺についてはどうですか、どういう管理をされていますか。これはすぐチェックできますか。

○議長（町田末吉君） 水道課長。

○水道課長（池田直也君） 指摘のありました古里については、相当初期のころの水道工事に行った30年ぐらいかかるところであります。そのために、今年度予算の範囲内で補修工事というかパイプの入れ替えをしているところであります。掘って見てみると、業者によって一応どこどこがやったという業者の記録が残っているのですが、業者さんがやった所によっては砂を入れる量とか、あるいはまた固める段階での施工が若干悪いというところが実際見受けられます。その時は、行政がほとんどを委託していたのですが、今の段階はできるだけ工事の場合は、直接職員が行

って対応するよう形で進めていきたいと思います。ほかの場所につきましても、若干大きい工事については、資料的にどこどこの建設会社がやっているということで残っていますが、細かい工事等については、そういった資料は残っていないのが現状であります。

○議長（町田末吉君） 5番。

○5番（喜山康三君） 工事にそういう公共工事全般においてですが、いわゆる施工管理をして、その管理がいわゆるデータベース化していつでもこれがチェック態勢ができるかどうかということなのです。失礼ですが、全般にわたってこの辺のいわゆる事業をした後のいわゆるデータベース化と書面上の管理というのも徹底されていないのではないかと、それが結局後々いろいろなトラブルが出る時に対応策とかそれについていかないと。

聞くところによると、あるメーカーの連結部分は漏水事故が多いとか、メーカー、メーカーによってもそういうことがあるらしいと、そういうことも分かりますので、やはりどこのメーカーのどういう品番の型を使って、どの程度のここの距離は、工区は何を使っているかという、そういうデータベースのきちんとした管理をしていただきたいと、それを要望しておきます。以上です。

○議長（町田末吉君） これで、質疑を終わります。次に進みます。

-----○-----

日程第23 特別委員会の設置及び委員の選任について

○議長（町田末吉君） 日程第23、特別委員会の設置及び委員の選任についてを議題とします。

お諮りします。

議案第14号から議案第20号については、議長を除く11人の委員で構成する「予算審査特別委員会」を設置し、これに付託して審査をすることにしたいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（町田末吉君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第14号から議案第20号については、議長を除く11人の委員で構成する「予算審査特別委員会」を設置し、これに付託して、審査をすることに決定しました。

これから、委員長及び副委員長を互選していただきます。

暫時休憩します。

-----○-----

休憩 午後4時04分

再開 午後4時04分

-----○-----

○議長（町田末吉君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

特別委員会の委員長及び副委員長が、次のとおり決定した旨通知を受けましたので、お知らせします。

委員長に野口靖夫君、副委員長に麓才良君、以上のとおりでありますので、報告を終わります。

-----○-----

日程第24 議案第21号 奄美群島広域事務組合規約の変更について

○議長（町田末吉君） 日程第24、議案第21号、奄美群島広域事務組合規約の変更についてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（南 政吾君） 議案第21号、奄美群島広域事務組合規約の一部を変更する規約について、提案理由を申し上げます。

この規約変更は、国が定める広域行政圏計画策定要綱及びふるさと市町村圏推進要綱が平成21年3月31日をもって廃止されたことに伴い、奄美群島広域事務組合の共同処理する事務の変更を行う必要があり、地方自治法第286条第1項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

御審議のされ、議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明いたします。

○議長（町田末吉君） 提案理由の説明は終わりました。

これから、質疑を行います。9番。

○9番（野口靖夫君） もう1回いきます。これは非常に重要なから僕は申し上げているのです。この中に16条に奄美群島の振興整備のため事業を推進するということが目的と書かれています。

そして、これはTIDAネシア基金、こればく大な予算です。もう本当にそういう基金というのはこれはもったいないぐらいの予算ですが、最初に実際携わってみて、これは本当に市長村長、首長、いわゆる企画総務課長、議長、このお三方の力が非常にこれに対してはものを言う、どれだけ認識を持たれているかという、この広域事務組合に対して、それによってそれぞれの市町村が抱える問題を解決して、また本当の大きな利益を享受するということになると思うのです。

だから私は、再三申し上げるようありますが、是非ひとつ町長、このTIDAネシア基金というものを大いに自信を持って我が島の発展のために、声を大にして活用していただきたい。なぜかと言いますと、もう奄美の、私がしている時の話で

す。奄美の大島の本島の市町村の首長を辺りが余りにもうるさくて、その人たちがほとんど使っていたようなものです。今でもそうです、だと思います。

だから、こういう広域事務組合がなぜあるかということは、広域の発展ということもあります。本当に各市町村がそれぞれに発展するためにあると思うのです。だからそのためには、そのお三方が、町長をはじめ議会議長、総務課長が自信を持って我が町の代表者であるということをこの中で強く主張をしていただきたい、どうですか。もう1回お聞きしておきたいと思います。

○議長（町田末吉君） 町長。

○町長（南 政吾君） 確か広域事務組合の中での奄美の特に予算関係の仕事の量が増えたら、それはもう大変なことであります。命がけのやり取りになるということを覚悟しないといけないと思っています。

その点また、県のもう1ランク上の方で配分をということで、今みんなそろってお願いをしているところですが、全郡の首長さんやっているのですが、また広域になったときには、それはおっしゃるとおり腹をくくって対応しないと大変なことになるのではないかと思っています。

○議長（町田末吉君） これで、質疑を終わります。

お諮りします。

議案第21号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（町田末吉君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第21号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから、討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（町田末吉君） 討論なしと認めます。

これから、議案第21号、奄美群島広域事務組合規約の変更についてを採決します。

お諮りします。本件は可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（町田末吉君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第21号、奄美群島広域事務組合規約の変更については、可決されました。



日程第25 議案第22号 2軸揉摺機の購入契約の締結について

日程第26 議案第23号 2軸破碎機の購入契約の締結について

○議長（町田末吉君） 日程第25、議案第22号、2軸揉摺機の購入契約の締結についてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（南 政吾君） 議案第22号及び第23号、2軸揉摺機及び2軸破碎機の購入契約の締結について、提案理由を申し上げます。

町内の畜産農家においては敷料がないため、垂れ流しのふん尿の上の飼育を余儀なくされており、子牛の下痢、肺炎などの死亡事故をまねく原因になっています。

また、町内にある未利用資源の有効活用を図るため、敷料製造器を地域ぐるみ防疫、衛生意識高揚対策事業により整備し、牛舎の環境改善を図り、資源循環型農業の実現に努めるようとするものであります。

御審議のされ、議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明いたします。

○議長（町田末吉君） ただいま町長の方から一括して、日程第26号、議案第23号まで一括して御提案いただきました。

それでは一括してこれから質疑を行います。8番。

○8番（喜村政吉君） 特殊な機械であることの関係か分かりませんが、沖縄県の業者との契約ですが、その契約の経緯をお聞かせ願いたいというのと。その機械のあと管理、利用はどういうふうな方法でやっていかれるのかについてお伺いしたいと思います。

○議長（町田末吉君） 産業振興課長。

○産業振興課長（鬼塚寿文君） 契約の経緯でございますが、まず機械の製造会社が福岡県、東京、岡山県にあります。それからもう一方の機械が福岡の方にございます。その代理店が一番近いのが沖縄の方にございまして、その沖縄の業者と契約しているというところでございます。それから、との維持管理のことでございますが、これはまだどうしようということで決まってはおりません。3か月間ほど試しに試験、研究期間といいますか、敷料を製造してみて農家に供給してみて、それから経費をお金を徴集するのか、幾ら取ればいいのか、取るべきでないのか、運用の方法もまだ決まっておりません。これからでございます。

○議長（町田末吉君） 8番。

○8番（喜村政吉君） 主に先ほどの町長の説明にもありましたようにいわゆる畜産に資するということの事業みたいで。

今まで全然なかつた新たな機械を導入していわゆる試験的に環境下の方で入れて、いたのをちょこっと小さい機会を見たわけなのですが、それをした分を堆肥センターに入れて、堆肥として普通の一般の農家にも還元していくというシステムだとは思いますが、そういう意味から考えれば恐らく堆肥センターの近く当たりにおいて、最初は試験的ということありますが、畜産以外の一般の方々でも、例えばいわゆる畠の隅々にそういういろいろな雑木とかある。

あるいはまた普通の建築資材というか、そういうのをもあってやはり破碎して何かに使いたいとか。そういうことがいろいろまた今度の試験的にやっている間に出てくるかと思いますが、その辺のこととも十分考慮していただき、もちろん利用料金とか利用のサイクルとかいろいろあるとは思いますが、ぜひその辺のところを十分また検討していただいて聞かせいただければと思います。

○議長（町田末吉君） 町長。

○町長（南 政吾君） まず、この敷料の問題については、国の方で小規模に今実際試験をやっています。それをその機器は規模は非常に小さいですが、したがいまして、木とかそういうのが小さいのしかできないという状況になるのですが、それを実際に出来上がったものを実際に農家の方々に使っていただいて、堆肥センターにすぐそれを持っていくのではなくて、農家の人たちに牛の下に敷いて、水がだぶだぶしないようにやると、環境を整えてあげるというのをやって、それを堆肥センターに持っていくという形です。

それともう一つは、くだものなどをつくっている方々の下にあれを敷くと非常にいいらしいのです。雑草が生えなくて、非常にいいということで、どちらかというと畜産の方々もですが、それと同じように花きをつくっている方々も非常に期待をしておられるのです。

それと、今度の機械は非常に大型化、設計をお願いして大型課になるわけで、実際問題としてハイオクなどのあれもできるのですが、産業廃棄物でやっておられる方もいますので、やるのは制限をしたいと思っています。実際に企業でやっておられる方、そこの兼ね合いもあるものですから、やはりやる内容については検討していかないといけないのではないかというふうに考えています。以上です。

○議長（町田末吉君） 5番。

○5番（喜山康三君） これは、メーカー数は何社なのか。それと公開入札なのか。その契約の状況はどうですかと。

○議長（町田末吉君） 産業振興課長。

○産業振興課長（鬼塚寿文君） これは、随意契約でございます。根拠は特別の目的があることにより、品物の買い入れ先が特定されているとき、または特殊な技術を必

要とするときというのと、緊急の必要により競争入札に付することができないとき。この理由は、機械が受注生産のために発注を受けて最短でも納品まで2か月はかかるということで随意契約をしています。以上です。

○議長（町田末吉君） 5番。

○5番（喜山康三君） 何か特殊な機械ということで、逆に故障とか何かあった時のいわゆるメンテとか、その辺についてのコストが心配するのですが。

それと牛の方が、例えば針金とか、釘とかを飲み込んで事故が起きたとかいうのも何件も聞いているのですが、いわゆるこの機械の中にはそういう意味での金属の紛れ込んだ時の感知だとか、その辺もどういう形で考えられているのか。あるいはまた、入れる樹種によっては牛に害を与える樹種も紛れ込むことだってあるかもしれませんと、その辺のこともありますので、その辺についてのことは専門家の方々といろいろコンタクトを取って進めてられるとは思っていますが、その辺についての機能とか、機械の機能についてはどのようなものですか。

○議長（町田末吉君） 産業振興課長。

○産業振興課長（鬼塚寿文君） 今、聞いている範囲内でお答えしますが、異物を噛み込んだ時は反転してパクジャッシュン（吐き出す）というか、出るようになっているようでございます。

○議長（町田末吉君） 1番。

○1番（川村武俊君） これは、畜産の敷料等への利用ということなのですが、以前段ボールとか新聞紙等の方も活用するということですが、いかがでしょうか。

○議長（町田末吉君） 町長。

○町長（南 政吾君） その点は、それを原料として使うという点は今のところ今後検討課題としてやっています。というのは、ごみ焼却場もそういうのが燃料補給しないで済むという点では、それが非常に功を奏している点もありまして、一概に分別して全部やるというのも、また経費の面では非常に問題があるものですから、その点はよく検討していきたいというふうに考えています。

○議長（町田末吉君） 1番。

○1番（川村武俊君） 一番私が懸念しているのは、段ボールとか新聞紙に重金属が含まれているということで、それが敷料に活用されると堆肥として混入してくるということで、なるべくこういったことは利用しないでいただきたいというふうに要請しておきます。以上です。

○議長（町田末吉君） 4番。

○4番（福地元一郎君） 先ほどの町長の答弁の中で、敷料として畜産農家に配付しますよね。その時にはやはり金額のことを考えないと、考慮に入れないと

思うのです。というのは、無料にしてしまうとただで与えたものをまた、それをまた買い取るのですよね、堆肥センターの方で。そうなった場合にはやはりそれをもらっていない畜産農家との間に金額の差額ができる不公平が起きると思うのです。その点についてお願いします。

○議長（町田末吉君） 町長。

○町長（南 政吾君） まさにおっしゃるとおりで、堆肥で買い取るのですから、ただあげてまた今度は買い取るという形になるので、その点は考えています。ですから、金額はいただかないといけないのではないかという基本的なことは考えているのですが、これから、今実際に実験をしているのです、国の方で。その機械は全部町に寄附をするということになっているのですが、規模が非常に小さいものですから、非常にその製品についても農家の方々が非常に要望が多すぎるぐらい多くて、それで思い切って今度の事業を取り入れたのですが、その点はまた検討して考慮に入れていいきたいと思います。

○議長（町田末吉君） これで、質疑を終わります。

お諮りします。

議案第22号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（町田末吉君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第22号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから、討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（町田末吉君） 討論なしと認めます。

これから、議案第22号、2軸揉摺機の購入契約の締結についてを採決します。

お諮りします。本案は可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（町田末吉君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第22号、2軸揉摺機の購入契約の締結については、可決されました。

議案第23号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（町田末吉君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第23号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから、討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（町田末吉君） 討論なしと認めます。

これから、議案第23号、2軸破碎機の購入契約の締結についてを採決します。

お諮りします。本案は可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（町田末吉君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第23号、2軸破碎機の購入契約の締結については、可決されました。

-----○-----

日程第27 諒問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求ることについて

○議長（町田末吉君） 日程第27、諒問第1号、人権擁護委員の推薦につき意見を求ることについてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（南政吾君） 議案第27号、諒問第1号、人権擁護委員の推薦につき意見を求ることについて、提案理由を申し上げます。

人権擁護委員法第6条第3項により、地域婦人活動や福祉活動に熱意を持って取り組まれている箕作和香代氏を推薦したいので、議会の意見を求めるます。

御審議の上、議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（町田末吉君） 提案理由の説明は終わりました。

これから、質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（町田末吉君） これで、質疑を終わります。

お諮りします。

諒問第1号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（町田末吉君） 異議なしと認めます。

したがって、諮問第1号については、委員会付託を省略することに決定しました。
これから、討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（町田末吉君） 討論なしと認めます。

これから、諮問第1号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めるについてを
採決します。

お諮りします。本件は適任と認めることについて御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（町田末吉君） 異議なしと認めます。

したがって、諮問第1号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めるについて
は、適任と認めることに決定しました。

-----○-----

○議長（町田末吉君） 以上で、本日の日程は、全部終了しました。

次は、3月16日、本会議一般質問であります。定刻まで、御参集お願いします。
本日は、これで散会します。御苦労様でした。

-----○-----

散会 午後4時25分

平成 23 年第 1 回与論町議会定例会

第 2 日

平成 23 年 3 月 16 日

平成23年第1回与論町議会定例会会議録
平成23年3月16日（水曜日）午前9時18分開会

1 議事日程（第2号）

開議の宣告

第1 一般質問

2 出席議員（12人）

1番 川村武俊君	2番 林 隆寿君
3番 供利泰伸君	4番 福地元一郎君
5番 喜山康三君	6番 本畠敏雄君
7番 坂元克英君	8番 喜村吉君
9番 野口靖夫君	10番 麓才良君
11番 大田英勝君	12番 町田末吉君

3 欠席議員（0人） 欠員（0人）

4 地方自治法第121条による出席者（12人）

町長 南政吾君	教育長 田中國重君
総務企画課長 元井勝彦君	会計管理者兼会計課長 佐多悦郎君
税務課長 猿渡ケイ子君	町民福祉課長 沖野一雄君
環境課長 港沢勝君	産業振興課長 鬼塚寿文君
商工観光課長 久留満博君	建設課長 高田豊繁君
教委事務局長 野田俊成君	水道課長 池田直也君

5 議会事務局職員出席者（2人）

事務局長 川畠義谷君 係長 朝岡芳正君

開議 午前9時18分

-----○-----

○議長（町田末吉君） おはようございます。

[「おはようございます」と呼ぶ者あり]

○議長（町田末吉君） 開会に先立ちまして、この度東北関東地方で発生しましたマグニチュード9の大地震、さらにそれに伴う津波で多くの方々が犠牲になられました。

本日のNHKの報道によりますと、3,573人が死亡されたと報じられています。心から哀悼の意を表し、御冥福をお祈り申し上げたいと思います。

なお、7,558人の方々がいまだ行方不明と報じられておりました。一日も早く無事救出を願うものであり、また多くの方々が被災で苦しんでいることを思うときに、一日も早く復興願いたいと思っているところでございます。

私ども議会としましても、早速義援金を送るよう議員一同話し合ったところでございまして、町民こぞって今回の被災に対しては何がしかの義援金を送りたいものだと考えているところでございます。

本日は、地女連の方々を始め、多くの方々に傍聴いただいています。誠にありがとうございます。

これから本日の会議を開きます。

-----○-----

日程第1 一般質問

○議長（町田末吉君） 日程第1、一般質問を行います。

順番に発言を許します。

11番、大田英勝君。11番。

○11番（大田英勝君） おはようございます。

[「おはようございます」と呼ぶ者あり]

○11番（大田英勝君） 昨年の奄美を襲った豪雨災害の記憶も冷めやらぬうちに、先月はニュージーランドにおいて大規模地震が発生、その被災に心を痛めている間もなく、去る11日には東北から関東にかけて国内観測史上最大というマグニチュード9.0の巨大地震が発生、これは1900年以降に世界で発生した地震の中でも、最大級という大規模なものがありました。

その被害は、想像を絶する甚大なものがあり、町丸ごと、あるいは集落丸ごと押し流されて跡形もなくなるなど、テレビ画面に映し出される映像は信じられない地獄絵の連続でありました。お亡くなりになられた方々の御冥福を心からお祈り申し上げるとともに、被災された方々にも心からお見舞いを申し上げる次第であります

す。

そこで、私たち与論町も被災地の一日も早い復旧のために、早急に義援金を集め送つて差し上げることが肝要ではないかと思います。

また、今回の大津波では、岩手県大槌町では港から約1キロにある役場庁舎2階まで津波が押し寄せ、対策会議を開こうとしていた町長以下約50人の職員も行方不明となっており、宮城県南三陸町でも3棟の役場庁舎のうち木造の2棟は流され、鉄筋コンクリート造りの防災対策庁舎も津波に完全に飲み込まれてしまい、庁舎内にいた約40人の職員のうち、3階屋上まで逃げたのが約30人、そのうち助かったのは10人とのことです。このことは、これから役場庁舎の建設や防災センターの移転を迫られている本町にとっても、建設場所の選定論議に大きな影響を与えることにもなる貴重な教訓になるのではないかと思われます。この後、同僚議員から庁舎建設についての質問も予定されており、防災対策を踏まえた真摯な議論を期待したいと思います。

さて、去る1月22日の新聞報道によると、国の文化審議会が、与論民族村が収蔵する与論島の生産・生活用具1,094点を、県内初の登録有形民俗文化財にするよう文部科学大臣に答申したとの報道がありました。

これは、所有者の御家族の長年にわたる地道な収集活動や保存状況が高く国に評価された結果であり、所有者のみならず本町にとってもこの上ない名誉なことだと思います。どうか末永く島の宝として守っていってほしいと思います。

それでは、平成23年第1回定例会に当たり、先に通告した件について質問をさせていただきます。

1 文化財保護行政について

- (1) 本町に国・県・町の指定又は登録を受けた文化財はどのようなものがあり、その保存や維持管理の状況はどのようにになっているのか伺います。
- (2) 文化財の保存や維持管理には、多大の労力や経費がかかるものと思われます。国や県からの助成はあるのか否か。町としても何らかの支援体制が必要だと思うが見解を伺います。

2 町民の健康づくりについて

- (1) 運動と健康は密接なつながりがあると考えます。そこで、与論島スポーツクラブ設立以来の加入者数の推移や参加の状況はどうなっているのか。また、クラブでの活動は個々人の健康にどのような影響を与えているとお考えか伺います。
- (2) スポーツクラブを軸に全町民が1スポーツに取り組めば自分自身の健康を維持することができるとともに、結果として医療費の抑制にもつながると思いま

すが、町長部局と教育委員会が一致協力して、全町民1スポーツの推進という一大キャンペーンを展開し、町民の健康づくりに取り組む考えはないか伺います。

○議長（町田末吉君） 教育長。

○教育長（田中國重君） おはようございます。

[「おはようございます」と呼ぶ者あり]

○教育長（田中國重君） それでは、最初に答弁をさせていただきます。

まず、1の(1)についてでございますが、現在、本町には国指定重要無形文化財が1件あり、県指定はありません。また、町指定文化財が19件と国登録有形民俗文化財1件があります。保存や維持管理ですが、国指定重要無形文化財につきましては、平成9年に整備した与論十五夜踊り保存館を、一般財源を活用して補修管理を行いつつ、前夜祭の開催や奉納踊りの練習、島外公演への参加など、伝統文化の周知保存を行う活動を推進するとともに、町指定文化財については、石積みの補修や高倉の屋根のふき替え及び古文書の解読・印刷製本など、有形文化財や天然記念物の保存、保守管理を継続実施しています。

なお、国登録有形民俗文化財については、民間の所有者が管理を兼ね展示し、一般公開されていることから、専ら所有者個人が保存・維持管理に努めているところであります。

次に、1の(2)についてお答えいたします。

国からの助成としては、国指定文化財及び文化財保護法第182条2項の規定に基づく条例について規定された文化財（県町指定文化財）が所在する地方公共団体に対して、その保護のための行政経費を措置するために特別交付税が交付されていると思います。思いますということで、ちょっと濁してございますが、これは具体的な数値が分からるのは、一括して交付されている関係からであります。

また、県の場合は指定後の文化財補修経費として、県単独事業が創設されています。さらに文化財保護法第182条1項には、地方公共団体は文化財保護の管理・修理・復旧・公開その他の保存及び活用に要する経費について補助することができるとあります。このことを踏まえ、国の予算措置や県単独事業等の有効な活用を図るために専門の部署を設置し、文化財専門員育成を始め、国・県指定に向けた取組の強化、公開活用、保存のサイクルの構築を目指す文化財の新しい保護策を推進し、文化財保護が有する多様な働きによって地域の魅力を高めていく必要があると考えられます。

次に2の(1)について、お答えいたします。

現在、クラブ加入者は639人であり、町民の約1割強の人が加入していること

になります。スポーツクラブが設立されて、およそ4年が経過していますが、年々加入者が増えてきて、ますます充実してきています。スポーツクラブの基本理念の中に各自の継続的活動を通して、健康体力の保持増進による医療費削減と、スポーツ愛好者の増加を目指して、地域に貢献する人材バンクとしての役割を担い、地域社会の健康で明るく豊かな生活の実現を図るうたわれています。老いも若きも一緒にになってスポーツを楽しむ中で、地域の各種競技ごとに先輩が後輩を指導し、一流スポーツ選手の育成を目指すとともに、スポーツを通して異年齢の交流が図られ、心も体も健康になり地域住民が明るく豊かな生活を送れるようになっていると思います。ひいてはそのことが、医療費削減につながり地域づくりの原動力となると確信しています。

ここでもう1つ新しい情報を御提供したいと思います。去る3月3日に行われたB&G財団の会合で、私たち与論町のB&Gが2010年B&G広報大賞に推挙されました。これは、2,340件もある中でのトップの賞でございます。これを朗報としてお伝えしておきます。以上です。

○議長（町田末吉君） 町長。

○町長（南 政吾君） おはようございます。

御答弁の前に、今回の東北地方太平洋沖地震に伴う地震及び津波で犠牲になられた皆様に衷心より哀悼の意を表すとともに、1日も早い復興がなされますよう心からお祈りを申し上げます。なお、3月と言えどもいまだ寒さの残る被災地の皆様が1日も早く元気になられ、再起なされるよう暖かい癒しの島・我が与論島でできることはないか。例えば、短期滞在とか短期疎開など、受け入れ側である地元の関係者と検討していきたいと考えています。

なお、義援金等については、今後、赤十字社とかいろいろな関係各位を中心として根本的にやってまいりたいと思いますが、なお、当面の措置としては、庁舎内で、あるいはまた高校生が自ら募金を始めている状況にございます。今後とも1日も早い復興を心から念願し答弁させていただきたいと思います。

2の(2)についてお答え申し上げます。

全町民の皆様が何か1つのスポーツ、あるいは運動に継続的に取り組むことによって健康の維持増進はもとより、結果的に医療費の抑制にもつながるという考え方には全く異論のないところでございます。

総合型地域スポーツクラブの活動のねらいは、多くの町民がそれぞれの年齢や体力、関心や目的に合わせてまずは1つのスポーツや運動を手始めに、あるいは多様なスポーツを楽しむことによって、健康を維持し生活を豊かにするとともに、地域コミュニティーの絆（きずな）も深めながら次世代に継承し、発展させていくこと

であります。

御提案のスポーツクラブを軸にした健康づくりの活動の推進につきましては、もとより町長部局、教育委員会を問わず町を挙げて取り組むべき問題であり、今後とも皆様方からの具体的な御意見や御提言を賜りながら、より効果的な施策、事業の展開に努力してまいる所存でございます。

○議長（町田末吉君） 11番。

○11番（大田英勝君） おおむね前向きな回答を有り難く思っています。

先ほど国指定の重要無形民俗文化財が1件、そして県の指定はなし、町指定が19件、それと新しいこの登録有形民俗文化財が1件という答弁がありましたが、国については大体分かっていますが、町指定の文化財19件というのは、主なものは分かっているつもりですが、19件は具体的にはどのようなものがあるのか、お示しいただきたいと思います。

○議長（町田末吉君） 教育長。

○教育長（田中國重君） まず、天然記念物といたしましては、供利一本松、これは枯れてしまったのですが、その小松がまた生えていますので、その小松をもとにして歴史をたどるという意味では、やはり大事ではないかというふうに思っています。それから、大道那太関係、屋井（やごー）、奄水（あまんじょう）、与論城跡、赤崎御願（あかさきうがん）、大道那太遺跡のこれは有形の方でございますが、2件。それから、同じく有形で大道那太関係が3件。それから古文書、これは田中裕子さんが所蔵しておられる古文書。これと、それから瀧文書などについては、やがて印刷・製本されたものが仕上がって来る予定でございます。

それから、岩村康弘さん所有のいわゆる猿渡家古文書につきましては、既に印刷・製本して皆さんにもお配りしてあるところでございます。

それから、家系図では基岸澄さんの所有する古文書、以上の19件でございます。

○議長（町田末吉君） 11番。

○11番（大田英勝君） 今いろいろと示していただきましたが、その奄水（あまんじょう）ですか、赤崎御願（あかさきうがん）ですか、屋井（やごー）ですか、そういったものがあるのですが、その周辺の整備とか清掃とか、そういった関係はどのようになっているんでしょうか。

○議長（町田末吉君） 教育長。

○教育長（田中國重君） 主なところにつきましては、例えば大道那太関係の指定文化財につきましては、私どももまた屋根のふき替えとかにも予算を組んで協力いたしていますし、それから主な所には立て札や、案内版を設置して御案内しているとこ

ろであります。

それから清掃につきましては、年に何回か賃金で人夫を雇って、清掃活動等を行っています。

○議長（町田末吉君） 11番。

○11番（大田英勝君） その周辺の清掃とかですが、年間を通じてその地域の方々とか、例えば周辺の子ども会ですか青壮年でもいいのですが、そういった形でいくらかでも活動資金に見合うような形のものを提供しながら、通年にといいますか、年間を通した形で、常に何かの機会に周辺をあなたたちでここは守ってくださいというような形で、やっていくような形の方が、よりまた地域の人たちにも文化財についての意識を植え付けるとか、そういったことにもつながると思いますので、その都度、年に1回かそこら賃金で雇用して行っても、その後しばらくすると草が生えたままになるとか、そういうことがないよう年間を通した形で、これはその団体に何かをいただくからやるというといったものではなくて、その地域にあるものを自分たちが守っていくという形をとりながら、その中で何がしかの活動資金が幾らかでもあれば、そういう形でやっていくことができるのではないかと思うのですが、そういう方向に転換することなどはお考えではないでしょうか。

○議長（町田末吉君） 教育長。

○教育長（田中國重君） 大変貴重な御提案だと思います。

現在、第3日曜日を中心に地域清掃、特に農地・水関係で、今各集落において館長さんを中心分担してもらっているのですが、これに加えまして、この際、今でも高校生と青年団がなかなか地域清掃には参加が希薄でございますので、特にそういった文化財ということを認識し、それに愛着を持ってそこの清掃をして、さらにそれを伝承していくという意味からも、特に青年団と高校生を中心に、今後高校側と連携しながら、青年団とも連携を図って推進していこうと思います。

○議長（町田末吉君） 11番。

○11番（大田英勝君） 是非ともそのような形で文化財を地域住民にも理解し、分かってもらうためにも、そういう形をとっていただければ大変有り難いと思います。

今回、文化財についての質問を思ひ立ったのも、先ほども申し上げましたとおり、新聞報道で有形登録民俗文化財ということでの報道がありましたので、町内の文化財について我々はどの程度の認識で、どの程度関心があったのかなということ改めて反省をして、どちらかというとスポーツ関係には華々しい面があつてすぐ飛びつくのですが、この文化や文化財という辺りは少し地味なところもあるものですから、つい忘れてしまいがちだったので、そういったところも反省しながら、今回思ひ立ったのですが、是非とも今後文化や文化財といったことにも町の行政の方でも

いろいろと力を入れていっていただければ有り難いと思います。成熟した社会になると、文化といったものに重きを置いていくというような考え方もあるようですが、ひとつその辺をしっかりととした形で、文化財行政の方にも取り組んでいただければ有り難いと思います。

今回、指定を受けた民族村の文化財については、非常に国としても高い評価を下しているようあります。県でも初めての登録ということで、私たち町民にとっても誇りとするものであり、これは末永くしっかりと守り続けていく必要があると思います。そういった面では、非常に個人所有のものではありますが、だからといって個人だけに任せて、「ではひとつしっかりと守ってください」というだけではなかなか守りきれないこともあると思います。答弁の中にもありましたとおり、文化財保護法の182条のところにも何がしかの助成をすることができるような形にはなっていますので、解釈次第ではいろいろな形ができるのではないかと思いますので、是非ともどういうお手伝いができるかということに知恵を絞って検討していくだいて、個人のものですから、誰が見ても納得できるような形を模索していかなければいけないと思いますので、そういうものをみんなで知恵を出し合って、何とかいつまでも守っていけるような体制づくりを是非やっていただきたいと思いますがいかがでしょう。

○議長（町田末吉君） 教育長。

○教育長（田中國重君） 登録段階におきましては、私ども担当部署を中心にいろいろ登録に向けての手伝いをさせていただいたわけでございますが、今後の保存につきましては、今さっきも御指摘のとおり法に基づいた形で、どういったことができるのかということを検討してまいりたいと思います。

○議長（町田末吉君） 11番。

○11番（大田英勝君） この件について、ネットでちょっとした文章をかいま見ることができましたので、少しだけ紹介してみたいと思いますが、ちょうど登録になる前ぐらいのものではないかと思うのですが、ある人がネットに投稿した文章です。

昨日久しぶりに与論民族村を訪ねた。成城大学文化資料学科の小島先生と学生が収集された資料のリストを作成しているとの情報があったので、どんな作業をされているのかを見学したかった。

通常は、展示していない小物や衣類など相当の数があり、外にも持ち出して並べてあった。3時のお茶の時間を見計らってお邪魔したが、あまりにも忙しそうだったのでお話を伺うのに気が引けたが、文化財として指定された場合の今後の保存方法について頭を悩めている様子だった。国の文化財指定を想定しての調査とリストの作成であることは、前回文化財調査官を案内したときにお聞きしていた。その

時、今までの保存方法では失われていく貴重な資料があまりにも多くあるので、まずは価値のあるものだけをリストアップして文化財審議会にかけたいとの調査に、成城大の小島先生が関わったようである。文化財の指定を受けるかどうか、また民族村の営業との関わりや保存館をどうするかなど、いろいろなことが想定される。込み入った事情もあるようで早々においとました。

与論町文化協会がどのような対応をしているのか、管轄している教育委員会が今後どう対応していくか、今後与論町の民俗文化に対する姿勢が問われると思った。

与論町文化財保護審議会が民俗村の民具などを、どう評価しているかも知りたい。町の文化財に指定されただろうか。個人の所有物としての認識しかなかつた私の程度の低さも改めて反省している。久しぶりに千代さんにお会いしたが、少し歳を召したように見受けた。名譽町民に値する方だと私は尊敬しているが、この機会に国の文化財指定を受け名譽をたたえていただければと思う次第である。

これは、ある人の思いを率直に示した文章ですが、私も全く同感でした。いろいろな形で長年にわたって島の文化を守り続けてこられた菊千代さん、非常にすばらしいことだと思いますし、私たちもまたそれなりの尊敬の念を持って今後も接していくかなくてはいけないと思います。

菊千代さんについては、私が申し上げるまでなく、沖縄、鹿児島を代表するような文化人であり、数々の賞も受けて現在もこうして頑張っておられるのですが、こうして守り続けてきた文化財を今後後世にずっと残すためにも、みんなで協力し合って頑張っていく必要があると思います。

それでは、スポーツクラブについてお伺いしますが、これの正式名称はヨロン島（とう）スポーツクラブなんでしょうか、ヨロン島（じま）スポーツクラブなんでしょうか。島（とう）なのか島（しま）なのか曖昧なところがあるので、その辺りを少しお伺いしたいと思います。

○議長（町田末吉君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（野田俊成君） 御説明いたします。ヨロン島（とう）スポーツクラブでございます。ヨロン島（とう）です。

○議長（町田末吉君） 11番。

○11番（大田英勝君） 島（とう）か、島（しま）かの論議がいろいろあるので、どうだったかなというところがありまして、ヨロン島（とう）でいいのですね、はい。

本当にスポーツと健康は、非常に関わりがあると思います。私も昔は随分スポーツはやってきたつもりです。最近、スポーツはなかなかする機会がなくて、本当はしたいのですが、何か夕方になると別の用事がいろいろと出てきまして、非常に反

省をしているところですが。実は、今回の提案は自分自身もこうありたいという願いから、島全体がそういうムードになっていけば、またそうであれば、いろいろな夕方からの大事な用事も断って、スポーツができるのではないかという、そういう思いも込めて、島全体がそういう雰囲気になれば私も自由にスポーツができるかなと、私も卓球が大好きなのです。それでそういった思いも込めて、今回提案をしているところです。是非ともこういう形で全ての人に一つ何か運動を、スポーツでもいいですし、何でもいいと思います。ジョギングでもいいし、ウォーキングでもいいし、自分なりのまた何かでもいいと思うのですが、必ずこういった型にはまった何かをということでなくていいと思うのですが、そういう一人一人が自分の健康についてもうちょっと今まで以上に関心を持ち、そうすることが島全体、島そのものが健康になって医療費の削減にもつながるし、体が健康であれば心まで健康になりいろいろなことで、いいことずくめではないかと思いますので、その辺をみんなでやっていきたいと思うのですが、もう一度考え方を。

○議長（町田末吉君） 教育長。

○教育長（田中國重君） 現在のところ、特にスポーツクラブマネージャーという資格をうちの柳田孝志君が取ってまいりまして、ただスポーツだけではなくいろいろなイベントを通して、より町民にその関心と意欲を高めるような方策をとっていますので、それが功を奏して年々会員も増えている現状でございますので、さらにそれを充実していくことによって、今議員の御指摘のとおりの理想像に近づいていくのではないかと考えていますので、一層の御協力を町民の方々に、後ろの傍聴をしておられる方々も大いに加入方をよろしくお願ひしたいと思います。

○議長（町田末吉君） 11番。

○11番（大田英勝君） そういうことがすばらしいといつてしまっただけでは、余り何も動かないこともあります。そういうことでひとつ大々的に一大キャンペーンということで、何かアドバルーンを上げてみんなそうしましようやと常に呼び掛けをしていただけるような、そういう雰囲気づくりに是非ともやっていただきたいと思います。

そして、もちろんスポーツクラブは教育委員会サイドの活動だと思います。

しかし、健康づくり、そういうものは、またこれは教育委員会がどうのこうのではなく、町長部局、それこそ島全体の課題だと思いますので、それこそ一致協力、一致団結、みんなで町民福祉課を含め、全ての皆さんでこれを推進していくそういう体制づくりが必要だと思いますので、人間やはり幸福になるために、幸せになるために生まれてきたんだと思います。そのための一番の要素というのは、やはり健康だと思います。健康とやはりお互いが仲良くする輪と、そしてある程度の今

日・明日の心配をしないぐらいの蓄え、経済、何もぜい沢する必要はないと思いますが、少しぐらいのゆとりがあるぐらいの豊かさ、そういったものが三つそろえば大体幸せにつながっていくのではないかと思います。

その第1点はやはり健康だと思います。そういった意味では、一人一人が幾らか時間を割いてでもスポーツをする、運動をする。そういった形をみんなが町民全体がやっていくことによって島全体の幸せにもつながるのではないかと思います。

どうかひとつみんなで一致協力して、それがまた国保財政の健全化にも少しづつつながっていくと思いますので、みんなが一人漏れなく幸せになって四方八方、大万々歳の形がやはり健康だと思いますので、ひとつそのような方向で今後も強力に進めていただきたいと思います。

町長の方からもひとつ一緒にスクラムを組んでやるという方向での答弁を
……。

○議長（町田末吉君） 町長。

○町長（南 政吾君） 今、議員のおっしゃるとおりでありますと、現代病のほとんどがカロリーの摂取量に対して、その燃焼がバランスがとれていないというのが原因でほとんどの現代病がそう言われているのですが、それを解消するにはやはり運動をするということが基本になるかと思います。私どももスポーツクラブというのが結成されて、国もまたその重要性を認めて、ある程度運営ができるまでの補助金をいただいてやったのですが、そのスポーツクラブを今後続けていくということを想定した形で、今指定管理制度を利用した形でスポーツクラブにいろいろな施設を移管する必要があるのではないかということを想定して、責任者の会長さんと相談をしながら事業を進めているのです。

その一つに、先ほど紹介がありましたと、B&G財団のグランプリをいただいたということですが、ランクがございまして特AからA、B、C、D、E、Fまで段階があるのです。それに従って補助率が違うということで与論の場合は、非常に今までB&Gの施設をフルに活用してということで、特Aのランクをいただいて補助率が一番最高の補助率になっているのですが、それを利用した形で補助をいただいて、今のB&Gのプールも温水化して冬でもいろいろな高齢者の方々が運動できるようにということで、それを今計画し申請して、24年度は必ず造るという約束をもらっているわけであります。あらゆる事業の中でどういう事業を指定管理に移すかという選択と、そうしたときに運営面で何が必要かということを前もって補助をいただいて、整備をしてからやりたいということで、今会長と相談をしながら着々と進めているところであります。

議員がおっしゃるとおり、教育委員会と町長部局が一体となって、そのことは全

町民の目標でありますので、しっかり連携をとってやっていきたい思っています。
以上です。

○議長（町田末吉君） 11番。

○11番（大田英勝君） ありがとうございました。

私も早速、23年度の申込みをまずやってみたいと思います。

また、是非とも役場職員の皆さん、そしてまたいろいろな団体の人がこぞってスポーツクラブに参加し、参加してない人もまた各家庭でそれなりの自分なりのそういった運動、そういうことができるような雰囲気づくりをまた皆さんでもやっていただきたいと思います。

瞬く間に町の1割強がと先ほど答弁がありました、それが3割、4割、5割と過半数が正式に参加し、それぞれの楽しみ・趣味を持ちながら、楽しく生きていけるように、そして健康で長生きができるような、そういう形の島づくりができればと思っています。

是非とも職員の皆さん全員加入をお願いしたいと思います。

また、後ろで聞いていらっしゃる御婦人方も今日はとても元気ですばらしい方がお集まりのようですので、皆さんもまた加入を勧めていただきたいと思います。どうか、そういうことで健康なまちづくりができますようにひとつみんなで頑張りましょう。

これで質問を終わります。ありがとうございます。

○議長（町田末吉君） 以上で、11番、大田英勝君の一般質問は終わりました。

御苦労様でした。

次に進みます。

次は、5番、喜山康三君に発言を許します。5番。

○5番（喜山康三君） 23年度第1回定例議会の一般質問を行います。

1 医療費の公費支援について

(1) 義務教育期間中の一般医療及び歯科医療に関わる自己負担分を公費で負担する考えはないか。

(2) 那間小及び与論小の児童の歯科治癒率が低いことから、その対策として歯科医院とタイアップして歯科診療のための無料バス券を発行し、治癒率の向上を図る考えはないか。

2 役場庁舎の建設について

(1) 現在の建設場所から移転する考えがあるか。また、建て替え期間中の仮庁舎の場所等はどこを考えているか。

(2) 建設予定期限及び建設費をどう考えているか。

3 畜産業の振興対策について

(1) TPP（環太平洋連携協定）問題を始め、さとうきび作や畜産業界を取り巻く経営環境は一段と厳しい状況にあるが、将来に向けた畜産業の振興対策をどう考えているか。

4 消防の広域化について

(1) 大島地域消防広域化検討協議会が設置されるとの報道があったが、この設置をどう考えているか。

以上、質問いたします。

○議長（町田末吉君） 町長。

○町長（南 政吾君） まず最初に、1の(1)についてお答えいたします。

子育ての時期にある御家庭の医療費支援策につきましては、現在小学校就学前の乳幼児を対象にした町の条例に基づく公費助成を行っているところであります。

中学校卒業までの児童に係る医療費を公費負担でという御提案につきましては、具体的には、例えばこの助成制度に準じて対象年齢を引き上げて実施するということが考えられます。

しかしながら、御承知のように町民医療費の増加が町財政を圧迫している厳しい状況の中で、この政策を実施していくことになると新たな財源の確保が必要となります。御提案の施策につきましては、様々な角度から慎重に検討させていただきたいと思います。

次に、1の(2)についてお答えいたします。

学校においては、年度当初に行われる健康診断の結果に基づき治療の指示等を行っています。歯科医療についても治療を要する児童の保護者に対して、個々に早期の治療を働きかけるとともに治療済みの報告を受けるようにしています。その結果、町内3小学校の最近3年間、これは20年から22年にかけてですが、虫歯治療率は、与論小学校が64.3%、これは20年度です。21年度が68.6%、22年が56.3%、茶花小学校が28.7%、30.0%、50.0%、那間小学校が48.3%、58.3%、69.4%となっています。

治療率が毎年度向上している学校がある一方、前年度よりかえって後退した学校もありますので、今後一層虫歯治療の必要性については、各学校で児童生徒や保護者への指導を充実させていきたいと思っています。その上で財政担当とも相談し、できれば無料バス券の発行も検討して、治療率100%を目指していきたいと考えています。

次に、2の(1)についてお答えいたします。

平成20年8月に策定した与論町中心市街地活性化基本計画において、役場庁舎

については、津波などの災害等に近隣住民の避難場所となりうるような構造にするとの提言がなされていますが、これまで庁舎建設基金が僅少であることに加え、学校校舎建設や環境関係施設等を優先に整備計画を進めてきたところもあり、具体的な庁舎建設時期及び場所等については、踏み込んだ検討をしてこなかったのが実情でございます。

のことから、平成23年度からスタートする第5次総合振興計画の中では、庁舎建設を重要施策の一つとして、第1期実施計画、これは平成23年度から平成26年度までの4年間ですが、において新庁舎建設検討委員会を設置し、新庁舎整備計画を策定するとともに、第2期実施計画、平成27年度から29年度までですが、において新庁舎を建設することにしています。

しかしながら、今度の平成23年度東北地区太平洋沖地震による大津波の被害状況に鑑み、今後津波対策を含め、新庁舎建設検討委員会で早急に検討していきたいと考えています。

次に、2の(2)についてでございます。

今さつきお答えいたしました2の(1)で御答弁申し上げましたとおり、御指摘の件を含め、今後新庁舎建設検討委員会で検討してまいりたいと思っています。

次に、3の(1)についてお答えいたします。

与論町における肉用牛生産の近代化を図るために、5年ごとに肉用牛生産近代化計画書を作成し、個々の畜産農家にあった経営体系による振興を図っています。これまでの肉用牛専作型から他の部会とともに連携しながら、さとうきびや野菜を組み合わせた複合型へと経営体系の切替えを推進していきます。このほかに、飼料代の節減のため飼料作物種子導入補助や有料素牛導入補助、新たに人工授精を精液補助と敷料供給による宿舎環境の改善を図り、畜産の振興に努めてまいります。

最後に4の(1)についてお答えします。

当協議会は、広域化のメリットやデメリットを含め、広域化の問題全般について協議するために設置されています。なお、協議会には幹事会及び専門部会を置くことになっていることから、今後多方面から検討していくことになるものと考えています。

○議長（町田末吉君） 5番。

○5番（喜山康三君） 質問に入る前に執行部と議会の皆さんには、私の一般質問資料を配布してありますが、これを傍聴者の方にも配布するよう議会事務局の方に要請しましたが、予算が、お金が掛かるということで拒否されたんです。議長、次からは傍聴席の方にも質問者の資料も提供するよう御配慮をお願いします。

早速ですが、第1の質問に入ります。

この医療費について、町長の方に資料を配ってありますが、診療費が国保の場合で約1,200万円、年間。それでほかの団体の分も合わせて2,400万円ぐらい年間掛かっているのではないかと、これが保護者が医療費として負担しているのではないかと。この全額を補助せよという意味ではなくて、義務教育の間における保護者への子育て支援ということで、何らかの形で取り組んでいただきたい。そういう意味で、この歯科及びこれについてこういう質問及び要望を行ったのですが、町長の子育てとか子供たちの出産支援とか、それに対する今後の考え方をお聞かせいただければ。

○議長（町田末吉君） 町長。

○町長（南 政吾君） 子供たちは島の将来を背負って立つ大きな何といいますか、希望であるわけでありまして、子供たちのためにやるというのはこれは当然のことですが、当然いろいろな財政面とか、いろいろな面がございまして、できるだけ子供たちの育つ環境を整備するということを第一義に考えてはいるのですが、実際満足してできないのが現状でございます。子供たちの成長を、例えば後からやるということはできないわけでありまして、できる限りのことを、今現在できるだけのことをやるという考え方をしているのですが、先ほど1の(1)の質問事項に対してでございますが、今後、医療費の増こうということで申し上げたのですが、そのことについては、今後医療制度が、今は市町村単位の保険者が市町村になっているのですが、これが県の広域事務組合かあるいは県になるということになれば、地方の負担がある程度軽減される可能性が十分にあると、それが絶好の機会ではないかと思っているのですが、その時期に徹底してこ入れをする必要があるのではないかと、今そのことを一生懸命勉強しているのです。今、75歳以上の後期高齢が国保の中に入ってくるのですが、それが今度は2年後には県の広域事務組合が保険者になるのです。国としては、その3年後に国保自体が保険者を県にということでやっていますが、県自体の首長さん方が今、それに二の足を踏んでいる状況にあるですが、私どもは県自体が保険者になるようにということで、今一生懸命お願いをしているところですが、そのチャンスを利用した形でまた新たにこ入れをしていきたいというふうに考えています。

○議長（町田末吉君） 5番。

○5番（喜山康三君） 町長、私は県とか国の施策がこういう形でいろいろ地方自治体に対しての配慮はもちろん求めていますが、今の与論町の財政の中で、子育てとか子供たちの特に歯科に関しては、後から取り返しがつかない点が多いのです。8020運動がありますように。

そして、今の生活の乱れとか家庭の鏡とか言われて、学校訪問でも子供の保健衛

生そのものが相当問題になっていることは町長も御存じだと思います。私が言っているのは、この限られた予算の中で子育て支援、子供たちに対してどれだけの支援をしてあげられるか、その知恵をみんなで絞ろうではないか。私が町長にお願いしているのはそこです。保険税が増こうするからでは子供たちはいらないと聞こえてしまうのです。町長の考えはそうではありませんが。

私がお願いしたいのは、今の老人保健とか様々なことを考えてみても、やはり子供たちへの配慮がなき過ぎる、少な過ぎる。今の民主党を見てください。子ども手当を出すと言ってから、政権を取るなりいきなり消費税は上げるというし、子育て支援は打ち切るというし、私もそれを信じて民主党を応援したのですから、とんでもない話です。詐欺師もいいところです。いいですか、要するに声の小さいところ、そういう子供たちにということは最初に全部けっ飛ばすわけ、町長、南町長はそうであってはいけないということです、町長。それをお願いしているのです。

だから、限られた予算の中でムイマイはどこまであるかということを私は聞いているのです。これを金額のどうのこうのの話ではないです。私は、それから子供がたくさん生まれると第5次振興計画に60万円、70万円、そういうのは出しますが、私はそれより、お母さんにすれば子供が生まれて毎日育てるのは大変は分かつています。しかし、一番大変なのは、病気したときです。病気したときだけでも治療費ぐらいは支援できる体制をなぜつくれないのか。島の場合は沖縄に連れていったり、鹿児島に連れていったり目に見えない経費がものすごく掛かるということは、一番町長が分かっているはずです。何で町長、私は全額やれとは言っていない。1割でもいい、2割でもいい、そういう補助制度をとることによって、県にも国にも私は言いました。少ない財政の中でも、1割でも2割でも貧しいけれど与論町は頑張っているんだと、子育てに。それを県に見せることによって、与論町がここまで頑張るなら、県も何とかしないといけないなとなるのではないか。私たちは、何もしないで何も出さないでから、県に金をくれ、国に金をくれと言ったって、それは話が違いますよと、そういう一つのスタート台として町長の子育て、子供たちに対するムイマイというものを僕は1%でもいい、5%でもいいから付けてください。それは、いかがですか。

○議長（町田末吉君） 町長。

○町長（南 政吾君） 本当に明るい島づくりの基本になる子供たちのために、本当にやるというのは、今議員がおっしゃったその情熱、非常に有り難く受け取りたいと思います。

確かに前は、私たちの与論町には産婦人科、小児科がないということで非常に困っていたのですが、少しでもその対策をということで議員の提案をいただいて、町

単独の出産支援金という制度をつくったのですが、それを極力県に主張することによって、県がその費用を出していただいたと、今回は23年度はまだはっきり通達は来ていないのですが、今までの運賃が船の運賃の計算をしたものですから、臨月を迎えた妊婦さんが船に乗れると思うのかということで、県に行って相当抗議したのですが、やっと聞き入れていただいて、飛行機での旅費ということになったのは、確かにそのとおりであります。

今、そのお陰様で、今度は子供たちに第1子は幾ら、第2子は幾らということです、子供たちに上げようということでやっているのですが、おっしゃるとおり病気したときが、子供が病気したときが親は一番心配する、我を忘れるぐらいに私も経験があるのです。それは十分に承知しているわけでありまして、できるだけ優先的にそれを検討してきましたし、また今後も検討してまいりたい。金額的に幾らということは、具体的にはいろいろな角度から検討した結果しか出せないということもあります。

また、実際問題としてすぐにできるかどうかということもやはり精査をしないことは、また先ほどおっしゃったように空手形になる可能性もありますので、きちんととした検討ができる時間を与えていただきたいと思います。

○議長（町田末吉君） 5番。

○5番（喜山康三君） 非常に前向きな答弁をいただいたと思っていますので、よろしくお願いします。

私は、子育てについては行政も国会や県も取り組まないのは、年寄りには投票権があるからです。子供に投票権がないからですよね。子供の投票分をお母さん方に与えたら予算配分ががらっと変わります。今からそういう法律も作った方がいいなと私は思っています。

次に移ります。

庁舎建設についてですが、このことについては町長、大変申し訳ないのですが、ころころ答弁が変わっているというか、町長自身がきっちりとした政策を持っていないのではないかという感じがするんです。

これは、平成15年1月の茶花市街地まちづくりトータルの計画書、これで500万円はお金を町費を使っていますよね、この計画書を作るために。

この中で、与論町役場についての場所は現在の場所を前提として、今、町長から答弁があったように、この庁舎自体が緊急時のときには避難場所として使えるような頑強なものを造ろうと、そういうことも述べられているのです。こっちの窓から見てもお分かりのとおり、たった3階建てですが、茶花の町を見渡せるほど高台なっているのです。ある意味では、役場をほかの場所に移転するというのは基本的に

私は反対です。その理由は、365日のうちで、役場にいる人間は昼間の時間ですよね、ほとんど。そして、それも土曜、日曜はいないですよね。そういうここにいる時間から比べてみても、役場だけは高い所、津波のことを考えてですが、高い所にいて役場職員だけは元気でいて、茶花の町は全滅してもいいやという感じで受け取れないことはないのです。

役場は災害のときには避難場所になり、指令センターとして活用するための基本的なもの、まちづくりをトータル的に考えた場合、庁舎建設の場所はここだと、それを私は町長から聞き出したいのですが、それは結構です、もう今までたくさん聞きましたので。

茶花の街について、コンクリート造りの建物を調べてみると現在約67、68棟ぐらいしかなく、個人住宅とかを合わせても、3階建てとか2階建てとか、屋上が利用できるとか、あるいは外階段があるとか、避難場所に適する家というのはそんなにないのです。

そういう意味では、地域防災計画の中でこの辺も検討する必要があると思うのです。いずれにしても役場の防災センターの代替施設を、今度ここに4階建てを、町長は建てるとおっしゃっていましたよね、あれはどうなっていますか。

○議長（町田末吉君） 町長。

○町長（南 政吾君） 実は、役場の位置というのは、先ほど議員がおっしゃった。茶花市街地計画の中では、茶花の方々が中心になって考えられてやった計画であります。庁舎となると全町的な問題になるということでありまして、それについては町民の考え方も含めて、総合的な判断が必要であると今まで思ってきたのですが、ただ、私は、今回の津波の件でびっくりしたのですが、想定外と「ティンヤウテュールチムイ、ジイヤフギュールチムイ」と昔からウヤビンチャがおっしゃったことがあるのですが、正にそのとおりの体験を、考え方もある程度の修正が必要ではないかと思っている最中でございます。

ただ、その前の考え方として、なぜこちらの方に防災センターを今建てるかということですが、今度の大震災は想定外とみんながおっしゃるのですが、ある程度想定した中での地域の方々の緊急避難場所、これを第一義に考えたのです。

それと日常生活の中で、台風とかいろいろな季節風の関係の防砂、砂を防ぐ形からしても非常に必要ではないかと、町の方からもそういう意見があったのですが、そういう考え方も含めて決心したわけであります。

ただし、この庁舎をこの場所にということになれば、予算的な問題やいろいろな考え方など、検討課題もいっぱいあるわけであります。隣に移るにしてもそういう問題がいろいろあるわけでありまして、またさらに島の中心にもっていくにして

も、更に大きな問題があるわけでありまして、それを検討しなければ実際に建てる段階では、いろいろな町民全ての考え方を網羅した形でやらないと、これは全くその一部の庁舎でありませんので、ただ今度建てるビルだけは、これは道を造るためにも今の防災センターの上にある機器を移す場所がないと、それを移す場所も必要だし、また造りが、庁舎が別になつても機能できるような造りにしたつもりです。

以上です。

○議長（町田末吉君） 5番。

○5番（喜山康三君） 私は、町長の話を聞くと町長はいったい何を考えているのかなど、茶花の中央通りの交差点改良事業をしながら、それを結局防災センターも撤去して、商工会ビルも撤去して、有村運送店の方も撤去して、これだけ県費も使うのです。いったいそれは何のためにやつたのかと。だって役場が最初にここにあるということを前提にして、この事業を全部進めているのですよね。

そして、ここに防災センターの代わりになる建物を4階建てを造る。そして、消防柵は津波の危険があるといいながら海岸べりに造って、要するにこの庁舎の移転については、平成20年度に質問してありますでしょう。このときにきちんと何でそういうことを言わなかつたのですか、今ごろになってからそういうことでは計画性がないのです。場当たり的です、これは。

○議長（町田末吉君） 町長。

○町長（南政吾君） 今、申し上げましたとおり、想定外の災難というものが目前に示されたということです。これは、例えば今度の災害でも町の中には緊急避難場所としては行政の庁舎以外にはないと、町の真ん中に緊急避難場所として個人でビルを建てるわけにはいかないので、行政で考えるべきだという意見もあったのです。

今、議員がおっしゃつたのも1つの意見で、それを私は否定するものではないです。私が言いたいのは最初からです。これは、一応町のあれからの意見として、その大震災が起こる前の意見として出てきたわけでありまして、今回の場合、それは与論だけではなくて全国的に、想定外のこととも考えるべきかどうかということまで議論しなければ決定できない問題だと申し上げているのです。

○議長（町田末吉君） 5番。

○5番（喜山康三君） 町長が想定外をどの程度、想定しているのか分かりませんが、10メートルの津波を考えているのか、100メートルの津波を考えているのか、それはきりがりがりますよ。

そして、私が指摘したいのは建設場所もともかくですが、この庁舎自身危険な建物ですよと、そのことについて一刻も早くやってくださいよと、それは平成20年度にちゃんと要望しております。

この間の2008年度の地震のときに、どれだけこの建物がダメージを受けたかということは分かります。

それで、与論で2008年7月に与論島地震が起きたんですが、この4月には沖縄県の宮古島近海でマグニチュード5の地震が発生しています。

そして、2008年7月には和泊、沖永良部の西海岸、西側の五、六キロメートル沖ぐらいの所で、マグニチュード6が起きて与論が震度5弱の地震が起きているのです。

そして、今年の2月27日にも、沖縄本島近海地震がマグニチュード7で出ているわけなのです。新燃岳とかトカラ列島でも今、相当地震が頻発していることは承知していますか。与那国島でも相当地殻変動が起きているということを測量範囲が倍以上伸びているということで、今、専門家の間ではかなり問題になっているのです。沖縄近海で極めて近いうちに大地震があるのではないかという話が来ているのは、町長も御存じのはずです。私がネットで調べてもこのことは出てきます。いずれにしても、役場職員の命をどう守るかということです。これについて町長はどうします、これ。

○議長（町田末吉君） 町長。

○町長（南 政吾君） 役場職員だけではなくて、町民の命を守るのが私の責任だと思っているのですが、先般2008年ですか、震度5の地震があった後から庁舎を建設業者にお願いして調べていただいたのですが、別に異常はないということでしたが、またいろいろと周りの状況を見ていろいろ心配になりました、また一級建築士をお願いして天井までみんな見てもらったのですが、庁舎自体には劣化は見られないと。ただ、外に出ている部分は非常に風雨で劣化はしているが、ただ昭和57年以降、建築法が改正されて、その前の建物であることも含めて、庁舎自体は議員に前にも指摘されたのですが、横には強いが縦には弱い、建物が劣化して弱いということではなく、設計自体にそういうあれがあるということで、それを解消するにはどうしたらいいかということで、いろいろと検討した結果、真ん中に柱を1本入れればある程度相当な対策にはなると聞いて、今それをやろうとしているところあります。

仮に役場を移して、どこかにもっていくとか、そうなると今日・明日でできる問題ではなく、非常に財政的には億単位に近い費用もかかるということで、あとでまたそういう必要はなかったでも困るので、徹底した調査を今やってるわけであります。

ただ、役場が老朽化しているのは、見てのとおりでありますので、早急にやらなければいけないという考え方を持っています。

○議長（町田末吉君） 5番。

○5番（喜山康三君） 先日、与論のある鉄工所に行ったら大きな鉄骨で支柱を7本ぐらい造っているもので、これはどこに使うかと聞いたら役場に使うということでお聞きしたのです。なるほどなど、考えそうなことだなと思ったのです。実を言うと。私、この役場庁舎を設計担当、その当時担当された方は、与論の大先輩の個人名も挙げて皆さん分かる方だから、竹内さんですが。この方にも平成20年度にこの庁舎がどういう状況になるかということを御意見を伺ったんです。率直な話、非常に心配していると、この建物の議会庁舎、この3階部分が町長が言われたように増築されたのです。増築された年に建築基準法が施行されて、その年の11月にこの庁舎ができているのです。その法律は4月からできているのですが、その前年度にこの建て替えについて申し込みさえすれば、これはパスだということになっているわけで、その前年度にこの庁舎の増築の方は建築確認の申請が出ているわけなのです。

要するに、耐震性の非常にまずい弱い以前の設計基準でこの家が建てられ増築されたことなのです。要するに、そういう法の抜け穴をくぐり抜けて急きょ慌ててこれは増築してあるという経緯があるのです。当時、今の耐震基準から言ったら全く話にならないということを私は伺いました。

そして、今、町長が支柱を造って中に梁をするつもりですが、これはこの間指摘したように建物というものは柱ではありませんよと、壁で建物は支えているでしょうということは言いましたですよね。この建物が危ないから真ん中に柱を立てておけばこの建物が大丈夫かという、この発想自体が怖いわけなのですよ、私は。

だから、沖縄の建物が怖いというのはピロティ建設ということで下駄履きの建物、中に壁のない建物が一番怖いということを指摘されているのです。壁を造るならいざ知らず棒を立てて、これは耐震構造でも何でもないです。この辺についての私は行政の皆さんがどういう考え方でこれをされているか分かりませんが、本当に大丈夫かな、この人たちのものの考え方、建設課長この考え方はどうですか。

○議長（町田末吉君） 建設課長。

○建設課長（高田豊繁君） 今鉄骨を発注してあるという話は、この場で初めてお伺いしました。

○議長（町田末吉君） 5番。

○5番（喜山康三君） こういう大事なことを、建設の専門家である建設課長にも相談しないで事業をしているんですか。これは、驚きびっくりです。簡単にお願いします、答弁を。

○議長（町田末吉君） 町長。

○町長（南 政吾君） 一級建築士の専門家がおっしゃったわけでありますので、これは私どもはみんな素人ですよ、どちらかというと。それはそこを信用して早急に今日起るかも知れない、明日起るかも知れないということで、少しでも安全性をということで早急に私の即決でやったのです。

○議長（町田末吉君） 5番。

○5番（喜山康三君） この建物はあまり傷んでもいない。耐震基準がどうのこうのということをおっしゃっていましたが、竹内さんにも伺ったら、海岸べりにあるし、塩害も強いし、当時の砂浜の浜砂利で建物も造っていると。骨材自体も信頼度は低いんだと、そして普通の建物より、経年劣化が非常に進んでいる建物だということ指摘されているのです。

だから、この辺も私、平成20年度に質問してから、3年間延ばしているのです、何もしないで。

そして、今の職員の方々のこういう状況で安心して仕事に取り組める状況ですか。それらを踏まえて、この仮移転等についてでも早急に取り組む時期ではないですか、いかがですか。

○議長（町田末吉君） 町長。

○町長（南 政吾君） 先ほども申し上げましたが仮移転といつても財政的な面も大きくありますし、ただこの庁舎の役場職員も、私としては安心して働く場所を造りたいという思いは誰にも負けないぐらい持っているのです。

しかし、この近辺にいらっしゃる方々もみんな町の人も同じなのです。役場職員だけが特別ではない。だから、それを総合して先ほども申し上げましたとおり、第5次振興計画の中で順位を立てて、私としては先ほども議員がおっしゃったように子供が一番大切だと、大きな未来を開く大きな力だとおっしゃったような同じような考え方だから、学校からやろうということで今までやってきました。ところが、ああいう震災が起こればどういうふうにするかと順序もきちんとして、いろいろな意見を集めてやらないと、1人や2人の意見で、はいそうです、右です、左です、そんな簡単なものではありません。そういう点をまた議員の持っている知識も十分横から指導をいただいて、そして間違いないような方法ができるだけ早急に問題点から解決していくみたいと、これを第5次振興計画の第1期計画の中に入れますということをはっきり申し上げたのです。

[「そのとおり」と呼ぶ者あり]

○議長（町田末吉君） 5番。

○5番（喜山康三君） 子供たちの命だとか、そういうすり替えのことを言ってるのでなくて、地震が起きたときに、まず今一番懸念されるのは津波以前に建物の倒壊

です。倒壊した場合、役場職員の生命が一番懸念されると、学校については、那間小学校が一番危ないのだと、そういうことで那間小学校については、前回の委員会の中でも調査し、早く那間小学校は手掛けてくださいよと、それは要望をしてあるのです。それはしないで住宅の方を手掛けているのです。話がつじつまが合わないではないですか。住宅は止めて那間小学校を先にやるべきではないですか。

○議長（町田末吉君） 町長。

○町長（南 政吾君） 住宅は、那間小学校以上に非常に老朽化しているわけなのです。並行して進めることで、学校が遅くなつた理由は宇和寺住宅の問題だけではないのです。それは全く関係ないとは言えないのですが、総合的な立場からやはり考えていかないと、それは即決でそうします、ああします、という問題ではないといふうに思います。

○議長（町田末吉君） 5番。

○5番（喜山康三君） 総合的に考えたら那間小学校から先だと私は考えるんですが、町長がそうおっしゃるならしようがないでしょう。

この庁舎についてはもう時間もないし、次に移りたいと思います。

与論町の畜産振興についてですが、町長が考える畜産振興の未来図について伺いたい。

与論町の畜産を10年間でどうしていきたいのか、町長の政策を聞きたいのです。お願いします。

○議長（町田末吉君） 町長。

○町長（南 政吾君） 今の畜産の方は、私ども農業関係の産業の一番の柱になっているのです。これと、きびと合わせて始めて、与論の農業政策が成り立つのではないかと思っているわけですが、この畜産については、土地の面積とかいろいろな問題もありまして、ただ数を増やせばいいということではなく、高価な子牛を育てるという考え方をしています。そういう点では、先ほど申し上げましたとおり精液の問題とか、あるいは子牛の環境です。今回22年度の事業の中に入れているのですが、子牛の死亡率が非常に高いということから、非常に子牛が神経質になっているということで敷料の問題とその点を考えて、今もう既に建物の基礎を打っているわけですが、工事を始めているのです。質を上げていくという考え方をしています。それと粗飼料が非常に高くなり高止まりをしていますので、飼料対策をやっていきたいと考えています。

○議長（町田末吉君） 5番。

○5番（喜山康三君） そういう案件のことについて、町長がおっしゃっている高価な子牛を育てることとか、畜産の環境衛生のことだと思いますが、この辺についての

ことを指摘されて、私はそれは同感です。でしたら、高価な子牛を育て子牛を生産する環境を整えるためには、どういう政策を考えているのですかということを聞いているんですよ、どうですか。

○議長（町田末吉君） 町長。

○町長（南 政吾君） おっしゃっている政策というのがよく分からぬのですが、そういう子牛を育てるにはそれに必要なものをそろえる以外にはないわけで、それをやるための準備をしているということです。

○議長（町田末吉君） 5番。

○5番（喜山康三君） 私が言っているのは、結論から言いましょう。畜産の集約と団地を検討したらどうか。もちろん畜産団地とか畜産の集約を図るという意味については、経営の在り方について協業組合だととか、いろいろな形態がありますが、その形態は別として一定の例えば500頭規模の畜産団地をつくって、それを町や国や県で公費でその施設を造る。あるいは高額な補助をもらって建てる。そして、その畜産で将来頑張りたいとか、あるいは和牛組合の方々に希望者を募って、そこに畜舎の部屋を、私は50頭飼いたいから50頭分けてくれと、それをレンタルするなり20年、30年の長期契約。あるいはその中で、牛飼いをしている畜産農家が病気やけがやいろいろな問題で、それをリタイアしたときにそういう設備に対する金利だとか後年度負担、後年度のリスクを回避するためにそういう設備について大きな政策をもっていただけませんか。そういうことによって、周りの防疫態勢やふん尿の処理問題、地下水汚染などが問題になっていますよね、この辺もこの集団化、集約化することで解決がつくのではないかと、省力化すること。それで畜産農家の所得向上をして畜産だけでも私は食べていいけるんだと、そういう畜産農家を100世帯でも150世帯でも今、少子高齢化になっていきますよね。20年後はもう4,000人を切るのですから、その時に子供たちがきちんと自分なんかの生活基盤を、行政が首領をとってつくってあげられるか、私はそこを問うているのですが、町長どうですか。

○議長（町田末吉君） 町長。

○町長（南 政吾君） 今のところは、そういう考え方にはつきり言って持っておりません。と言いますのは、そういう大きな考え方で構想改善事業を導入したのですが、なかなか目的が達せられない点があります。これは島民性もあるかと思いますが、そういう事業については、その関係者の方々の意思の統一をするのが一番でありまして、こういうことでやりたいということであれば、それは行政は率先してその手助けはします。

しかしながら、ある程度は行政も指導する形で行わなければならないとは思いま

すが、時と場合によるとは思いますが、現在の畜産の場合は、できるだけ費用を掛けないような形での飼育というのが最良ではないかと私はそう思っています。その関係者が何十人か集まって、こういうふうに効率的にやりたいということであれば、それは率先して進めます。

○議長（町田末吉君） 5番。

○5番（喜山康三君） 私は行政がこれをつくって、ああせい、こうせいということを命令してということではなくて、将来10年、20年後に向かって、今畜産をしている若い世代の方々が安心して畜産に携わるための基盤を、政治的に政策的に何ができるか。私は、必ずそれをやれとか、必ずこういう形をやれとは言っていません。ほかにいろいろな選択肢とかいろいろな計画ができるかも知れません。私が言っているのは、そこをもっと行政主導でやるべきではないかと。町長が何のために町長になっているかといったら政策を実現するためであって、そういう産業に対しての南町長の政策はどうなのか。その政策を実現して、町民の所得を向上してあげるんだと、そういう強い考え方のもとで政策を考えてほしいし、それを推進するために頑張っていただきたい、それを要望しているのです。

それから、今問題になってるのは、きび畠と飼料畠の奪い合いみたいな状況になっているのは否めない現実なのです。製糖工場、さとうきび産業も育成しないといけない。畜産農家も育成しなくてはいけない。でもその中で、限られたほ場の中でどうするのか、結局、次はどうなるかということを町長はどう考えていますか。

○議長（町田末吉君） 町長。

○町長（南 政吾君） 今のところきびも大切ですし、畜産も大切ということで非常に板挟みになって困っているのですが、今年も3万4,000トンは大丈夫だと思っていたところが、2万9,000トンということで大変苦慮しているところであります。その問題について、土地の奪い合いという形の解消については、何といいますか、粗飼料の種を優秀なものをやって、面積を小さくしても効率的にできるような飼料畠の苗の方の導入を図っていきたいという考え方を今持っているのです。

○議長（町田末吉君） 5番。

○5番（喜山康三君） 町長のおっしゃることもよく分かるのですが、私は今のは場整備、耕地整理の在り方そのものが大きな問題だと、欠陥だらけの整備事業だと、もっと小規模で細切れ状態で整備して、将来に対して合理化も省力化もできない畠を固定化した形になっているのです。だったら県に対して、今のは場整備の在り方はもっと再整備、再編計画も出したらどうか。要するに私が言っているのは、現在行われているは場整備は細切れ、そしてその1事業区内だけの集約となっているし、東区に住んでいながらでも茶花に農地を持っている人だっているかもしれないわけ

でしょう。島全体を一元化した形でのほ場整備での集約ということをやるべきです。そういうのをなおざりにしておって細切れ状態の整備をしてて、これでは農家の省力化にも畜産の省力化にもならないと思うんです。

そして、北海道なんかでも見れば分かりますが、モザイク状の形でというか、パッチワークみたいな形でうたっていますが、少々斜めになつたっていいのではないかというところもあると思うのです。私は素人で、農業に関わったことがほとんどないもので分かりませんが、今あるほ場整備のやり方ももっとこの辺を見直して、県に働き掛ける必要があると、それを逆転するべきではないですか、いかがですか。

○議長（町田末吉君） 町長。

○町長（南 政吾君） 全くその点はおっしゃるとおりだと思います。

私も町長になって非常にびっくりしたのが、構造改善事業の目的は土地の面積がないから、山を畠に変えて耕地面積を増やすと、それ以外に土地の集約というのが一番大きな目的ではないかという思いでやつたのです。やはりやってみると、これはなかなか難しい。それも言葉で言うのと県も目的はそうです。土地集約して茶花に東区にある土地を茶花を持ってきてと、それが目的でやつたらしいのですが、それが与論ではできないと。それは土地の面積が非常に小さいですからなかなかそれができないというのが、それを必ず無理やりにでもやるということになれば、それはやるなということになるので、結局耕地面積を増やすことすらできないという形で今までやってきているのです。ですから、最終的には小さい面積をいかに効率的にやるかという、その条件をどう整備するかというのに今、一生懸命頑張っているところです。

○議長（町田末吉君） 5番。

○5番（喜山康三君） 土地、換地委員の方々とか、農業委員の方々が非常に難儀していると、そのことは普段からよく聞いています。

しかし、こういう少子高齢化になって20年、30年前にこういう事業をはじめた時代とは大きく様変わりしています。そういう意味では、その辺を将来に向けた形で段取りした形でこの事業を進めるという形で、是非社会情勢も違っていますので、新たなほ場整備の在り方について検討をするよう県にも強く要望をしていただきたい。是非お願いしておきます。

先ほど子牛の病症発生状況について、非常に与論は多いということを指摘されていましたが、これは共済組合の方で先日調べてきましたら、やはり9月、10月が一番で、600頭ですか、1000分の1に対してなのですが、これは3月は300で、一番多いのはやはり冬場の2月、3月と夏の暑い時期、やはり牛を特性とか

があつて暑さに弱いと、そういう牛の病症発生状況等から考えても、やはり牛の育てる環境を改善、さっきの話に戻りますが、是非畜産農家の集約、そこに独立経営を持ち込んだ形の集約。そして、自分が頑張った分は自分に報酬は返ってくると、そういう形のものもいろいろな、これだけではないと思います。その辺も畜産農家と考えていただきたい。もちろんおっしゃったように、そうすることによってトレーサビリティとか、子牛の価格も高くして歩留りを上げて、少頭でも農家所得を上げる、そういう経営戦略自体も根底から考え直す必要があるのではないかと、その点を指摘して、産業課長も是非お願ひしたいと思います。

時間も少ないので、次に移ります。合併問題ですが。これは、もうこれで3回目です。そろそろ町長もこれにきっちとした方向を示していただきたい。そして、また近いうちに沖永良部で消防議会があるのですが、いろいろ事務方の方でも私、説明をしていますが、これについて簡単に町長の考え方だけお聞かせください。

○議長（町田末吉君） 町長。

○町長（南 政吾君） この問題については、議員も消防議員のお一人ですので、よく内容を御承知の上での質問だと思いますが、合併してのデメリット、またしない場合のデメリットということをきちんと掌握して、これは合併問題と一緒です。市町村の合併問題と一緒にできちゃんと精査をした上で判断するということで、今この協議会ができたというのは合併するという協議会ではないのです。これは、するべきかするべきではないかのメリット・デメリットを拾い出して、それを協議する。それで始めてやるかやらないかを決めるのであって、この段階ではこれはもうやるべきだと。その結果、検討した結果これは右か左かは、また町民の方々にも諮ってやらないと大きな問題になるのではないかと思っています。

○議長（町田末吉君） 5番。あと5分です。

○5番（喜山康三君） これは町長、町民に諮るも諮らないもないです。私が聞いているのは、今までこの合併について何年間話し合ってきましたか。昨日、今日の話ではないです。与論町にとって得か損か、負担は多いか少ないかということについては、もう結論は出ているから、私があえてこれだけ言っているわけであって、もういいです、町長。

今回の答弁もいつも全部堂々巡りで、きちんと決断していただきたい。私は決断を求めるためにこれを出したのですが、まず広域について一番問題なのは、事務関係、広域連合で補うかどうかということの論点と。今度は、デジタル化に向けてどういう形でやるかという2つの論点なのです。

先日、沖縄のうるま市の消防本部長に会ってきました。それは、沖縄県が最初は当初は全県一つの消防本部でやろうという話になっていて、去年9月沖縄の県庁に

私、行ってきました。その時には、もうそういう結論になったという話を聞いたんですが、2月に琉球新報で浦添市とうるま市と宮古島市がそれから離脱したという新聞報道がありまして、私も個人的な用事があったためにうるま市まで、昔の前の石川市ですが、まで行ってきました。

その時に消防本部長と、突然電話をかけてお願いしたにもかかわらず、2時間近くじっくり話し合いをすることができたのです。要するに広域連合はどういうことかというと、広域連合とはお金と人は各市町村が出しなさい。けれどこの運営については、広域連合がやりますという、この広域連合は何かということは、県からの天下り先なのです。はっきり言いたいのですが、この天下る県の団体は何かということまで全部聞いてきたのです。沖縄の場合はですよ。

要するに市町村自治体に全部お金は出させてから、天下り先をつくって、簡単な話がそういうことをしようと、まずデジタル化の問題。昨日も総務課長にも資料を出しましたが、無線の中継局を沖永良部には4局つくるのです。与論には1局しかつくらないです。そして、向こうは大山に中継局をつくるのです。中継局をつくると、そこには発電機を置いたりとか、中継局と消防本部をNTTのラインでつかむ、第2コストとか、向こうは4個で与論は1個の消防本部、消防分遣所に1個だけしか無線機を置かないのです。5分の1の設備をするにもかかわらず、3分の1の設備投資費用を和泊、知名は与論町に要求するのです。

それから、8年から9年ぐらいしたらこの設備というのは、更新時期がきますよね、遅くとも10年したら。その時には、その分をまた与論町に負担を求めてくるのです。

私は当初から、消防事務組合については、離脱したらどうかということでお願いしたのです。分遣所の職員の給与は知名町役場職員と同じです。相当なラスパイレス指数で92%、与論町役場は91%か92%です。

[「80」と呼ぶ者あり]

○5番（喜山康三君） ごめんなさい、81%ぐらいですよね。これだけの給与格差があるのです。それを与論町は、一般財源でまた負担金ということで送っているのです。役場職員のやる気だって下がりますよ、これ。もちろん僕は分遣所の職員に対しては申し訳ないが、やはり与論町で公務で仕事をする以上、そういう公平性はあるべきです。それがないから人事交流もできない状況になっていますがね、町長どうですか。

○議長（町田末吉君） 町長。もう時間です。

○町長（南政吾君） もう時間がきていますが、簡単に申し上げたいと思いますが、合併してメリットがあるか、デメリットになるかを調べる機関が協議会ですので、

それは今合併しないという宣言はできないです。それだけははっきり御理解いただきたいと思います。

それと、今言われた格差、確かにおっしゃるとおり給与の格差があつて、今はもう異動ができないという形になっているのですが、あれは今回だけが特殊な事例であつて、次からはまたできるという形になっている。それは、消防議員でありますので、この前の説明で御理解いただいたと思うのですが、今後ともかくメリットになるか、デメリットになるか、それをきちんと把握した上で決断をさせていただきたいということです。

○議長（町田末吉君） 5番。まとめてください。

○5番（喜山康三君） もっと一般質問の時間があったら、もっとじっくり踏み込んで論議もしたいのですが、この合併問題については、町長もきちんと決断していただきたい。町長の立場もあるのはそれは分かりますよ、十分。しかし、あくまでも与論町の利益代表ですから、きちんと方向性を示していただきたい。

それから、今事務組合の給与のことを申しましたが、同じ組織の中に入っていて、ここの職員は給与が安くて、ここの職員は給与が高いということ自体がまた法令にも反するのではないか。男女で差別したり、年齢で差別したり、そういうことで給与の格差をつけること自体が、それもおかしい話なのです。だから与論町は、与論町だけでもう消防本部を立ち上げなさいと、与論町に消防課をつくって課長が消防本部長になればいいのです。そういうやり方を是非検討していただくよう要望して、私の一般質問を終わります。お疲れ様です。

○議長（町田末吉君） 以上で、5番、喜山康三君の一般質問を終わります。

御苦労様でした。

ここで、10分間暫時休憩します。

-----○-----

休憩 午前11時01分

再開 午前11時11分

-----○-----

○議長（町田末吉君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、1番、川村武俊君に発言を許します。1番。

○1番（川村武俊君） おはようございます。

[「おはようございます」と呼ぶ者あり]

○1番（川村武俊君） 日本共産党の川村武俊です。

まず始めに、3月11日の東日本で起きた大地震で被災された方々に心よりお見舞い申し上げます。

新自由主義の破たんは、リーマンショックを契機にした世界的な経済危機として現れた。日本では、構造改革の名によって貧困と格差が広がり、地域が疲弊したその結果、政権交代が起こった。民主党政権によって進められようとしている消費税増税は、財界大企業の意向を受けた法人税減税と引き換えに増税するという大企業優遇措置だ。環太平洋連携協定TPPへの参加は、食、農業、雇用や環境を市場任せにするものだ、結局は一部の輸出大企業の利益を最優先にする政策に過ぎない。

新自由主義の破たんの結果誕生した政権によって、再び新自由主義が息を吹き返そうとしている。このことを踏まえて、2011年第1回定例会において、先般の通告に基づいて質問します。

1 TPP（環太平洋連携協定）について

- (1) TPPが締結されると、基幹産業である農業は壊滅状態となり、本町の将来が危惧されるが、町長はどのように考えているか。

2 農業の振興対策について

- (1) TPPを始めEPA（経済連携協定）オーストラリアとの経済連携協定や、FTA（自由貿易協定）アメリカとの自由貿易協定が締結されようとする中で、どのように農業の振興を図っていく考え方あるかお伺いします。

- (2) さとうきびの年内操業は経済の循環効果をもたらし、島の活性化につながると考えるが、なかなか実現できない理由はどこにあるのか。

3 副町長の配置については、配置することに賛否両論あるわけだが、昨年度、予算計上までしながら配置を見送ったのはどのような理由からか。

○議長（町田末吉君） 町長。

○町長（南 政吾君） ただいまの御質問にお答えいたします。

まず最初に1の(1)についてお答えいたします。

国境措置撤廃による農産物生産等への影響は、国の試算によると水産物、林産物は含まない農産物減少額だけを見ても4兆1,000億円程度とされ、農林水産省の年間予算2兆5,000億円をはるかに上回り、このほかにも食糧自給率の低下、農業の多面機能の喪失、関連産業への影響など、国内農林水産業を崩壊させるものであります。このため、県や関係機関一体となって断固反対し、政府に対し、TPP参加検討の撤回を求めてまいります。

次に2の(1)についてお答えいたします。

本町の農業は、さとうきびと畜産を柱とした経営がなされており、TPP参加や自由貿易協定が締結されると、本県の試算では砂糖は輸入にとって代わられ100%の減少、380億円の損失、県産牛肉のうち肉専用肥育牛の3等級以下が外国産に置き換わり、1,414億円の損失となるなど、関連産業や地域経済への影響を

合わせると合計で、5,667億円になるとされています。

このような中で、唐突にTPPへの参加検討を表明したのは民意の全くの無視であり、本町農業の振興を図る上でも断固反対・撤回を求めてまいります。

今回求められていることは、TPP参加検討などではなく、将来を見据えて外国とも競争できる農業を目指し、そのための政策を樹立することであり、努力してまいります。

次に、2の(2)についてお答えします。

さとうきびの年内操業は、さとうきび生産者のみならず畜産農家の粗飼料確保の面からも期待が寄せられており、経済の循環効果、活性化は計り知れないものがあります。また、すべてのさとうきび生産者が年内操業を望んでいるものの、年内操業ができない理由は、生産量が一定量確保できないことがあります。

本町の場合、耕地面積が小さい上に、畜産の飼料畑との競合で面積確保が難しいのが現実です。

今後、これまで以上に工場側にも年内操業に向け協力をお願いするとともに、生産者・関係機関一体となつたさとうきび増産と、12月操業の実現に向け取り組んでまいります。

最後に、3の(1)についてお答え申し上げます。

御指摘の件につきましては、平成21年第2回定例会及び第3回定例会においても御質問をいただいたところであります。平成22年度当初予算に予算計上するなど、多方面から検討してまいりましたが、諸般の事情を考慮し、配置を見送った次第であります。

○議長（町田末吉君） 1番。

○1番（川村武俊君） このTPPについてですが、1点目にこのTPPは農産物を含めて、全ての品目の関税をゼロにするという協定でございます。関税がゼロとなれば、やはり食糧自給率は現在の40%から13%に急落するということが農林水産省の試算で明らかになっています。

また、先ほども町長が御答弁されていましたように、4兆5,000億円、こういったのもまた減少し、やはり本町の基幹作物であるさとうきびは全滅します。

そして、畜産においても50%と言われていますが、それ以上の壊滅的状態になるかと思います。

2つ目は、TPPに参加するには全ての交渉国の同意、これが必要であります。米国については、議会の同意を取りつけることが必要だということが明記されています。これから参加する国は、やはり米国の要求を一方的に飲むしかないということであり、TPPは食料だけでなく、やはり金融、保険、そして医療、国の公共事

業の参入、あるいは看護師などの労働力の自由化。こういったことも交渉内容とされています。これらに係る日本の経済主権を全て米国に委ねるというアメリカとのFTA、2国間のFTAにほかならないということです。

この世界の経済化が進む中で、やはり貿易の拡大はもとより、当然の流れでございます。しかし、食料とか環境、医療、雇用などは市場任せにしてはならない分野であり、自由化一辺倒であってはならないということは、これは国民の認識するところであります。

先ほどの町長の御答弁にもありましたように、このTPPに対しては断固反対し、日本のTPP参加の撤回をしていかなくてはなりません。

それで、今後どのような行動をとられるのかお聞きしたいと思います、いかがでしょうか。

○議長（町田末吉君） 町長。

○町長（南 政吾君） このTPPの問題については、私ども農業で成り立っているところは本当にそれこそ致命的な問題だと考えています。このことは、知事も絶対にこれは認めるわけにはいかないということで、県を挙げてやっているわけですが、私どもが県にお願いしているのは、反対運動をやっているのはやっているわけですが、できるだけ連携をした形で、何といいますか、力のある反対運動をしていただきたいということで、今お願いをしているのですが、これはもう何が何でも撤廃しないと大変なことになると。これは農業だけの問題だけではなくて、その相手国を見たときに、やはり少なくとも日本が工業製品を輸出できるのはアメリカだと。ところが力の差が相当ありますので、いろいろな対策、例えばドル安政策なんかとられると一遍で全部万歳をするという形になりますので、これは全ての面からも農業だけではなく、全ての面からこれは絶対反対していくべきだと、声を大にしてやつていきたいと思っていますし、また今やっている最中です。

○議長（町田末吉君） 1番。

○1番（川村武俊君） 私は、町民の理解といいますか、そういったのを計りながら町民と足並みをそろえて行動する必要があると考えています。こうしたことでのこのTPPについての町民への広報といいますか、そういったのは今後どのような取組を計画されておられるのかお聞きしたいと思います、いかがでしょうか。

○議長（町田末吉君） 町長。

○町長（南 政吾君） 新聞等で今相当騒がれて、ほとんどの町民がもう御承知のとおりだと思うのですが、改めて私ども町としての町民へのアピールといいますか、そういうことはやっていないのですが、今後週報とかいろいろなところで内容を説明してまいりたいと思っています。

これは今のところは県と各市町村議会関係、これが大騒ぎをして今相当やっているのですが、まだ町民にまで及んで声が出ているというのは非常に少ないのでないかと思っていますが、今後またその点もやっていきたいと思います。

○議長（町田末吉君） 1番。

○1番（川村武俊君） 奄美大島の本島では、このTPP断固反対総決起大会実行委員会をつくりまして、内容としては少し読み上げますが、「政府はTPPへ参加する方針を固めていますが、関税の例外措置を全く認めず、労働や金融市場においても規制を緩和するものです。完全失業率が4.9%と高い水準にある中、TPPへの加入は安い労働力の流入を招くほか、人件費の安い途上国から安い商品が大量に流れ込み日本の物価を押し下げます。そして、物価が下がることによって企業収益が落ち込み、雇用環境をさらに悪化させる可能性があります。

また、JA県中央会の試算では、農業生産額は1,813億円の減少となり、関連産業や地域経済に与える影響を合わせると、5,667億円もの損失となります。奄美の基幹産業であるさとうきびは壊滅するほか、畜産業は約50%の減少となり、奄美農業は壊滅的な打撃を受けます。我が国のTPPへの参加を断固として阻止しなければならないとの強い危機感から、この度実行委員会を発足させ反対の意向を政府へ明確に示すべく、決起大会を開催するということで呼び掛けを行っているところです。」

これは、農業関係だけではなく、各市町村議会、奄美大島本島の町村会、JA、大島支庁、製糖会社、建築協会、建設業協会、奄美群島振興会、紬組合、医師会、商工会、漁協といった数多くの団体が参加して、TPP断固反対決起大会ということを進めて、5月に行われます群島議員大会に提出する予定ということあります。

やはり、私ども徳之島を含めた南三島も、このような団体を組織し、これに加わり奄美一体となった反対運動をしていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（町田末吉君） 町長。

○町長（南政吾君） 全くおっしゃるとおりで、議員が読み上げられたことについては、私も勉強不足で今初めて議員から資料をいただいて分かったわけですが、2、3日うちにその決起大会があるということあります。

この件については、私ども沖永良部、与論の場合は連絡を受けていないわけですが。ただ、この首長の団体には入っているわけなのです。連絡は受けてはいないのですが、そのほかに私どもとしては農業関係の団体いわゆる土改連とか、そういうふたつの団体でまとまって別の行動も起こしていまして、結局全部相談してやって

いるところですが、いろいろな面で共に声を出して反対していきたいと思います。

○議長（町田末吉君） 1番。

○1番（川村武俊君） 是非、奄美群島、そしてまた日本全国一致団結して、この民主党政権の進めるＴＰＰを断行阻止にもっていきましょう。

続きまして、畜産の振興対策についてお伺いしたいと思います。

これまで、優良牛対策を始めとして、飼料作物の種子購入費、また今回から計上されます人工授精用精液代の助成というのが図られており、生産農家からは本当に喜ばれています。

今、徳之島では毎月の競り開催に向けた実施場所の整備が進んでいます。本町においても、適齢期での出荷、あるいは生産農家の経費削減。また競りが多く開催されると、島内経済の好循環を図ることからなるべく競り開催数を増やしていくべきだと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（町田末吉君） 町長。

○町長（南 政吾君） そのとおり頑張っていきたいと思います。

○議長（町田末吉君） 1番。

○1番（川村武俊君） これまでの農業政策というのは、規模拡大一辺倒の施策でございまして、どうしてもこういった規模拡大一辺倒の施策は本町の農業環境には即さないと私は思っています。

このBSEあるいは口蹄疫、こういった疫病等に対して経営リスクを最小限にするため、市場経済の中で足腰の強い本町の環境に合った畜産経営体系を私はつくる必要があると思います。これについて町長のお考えはいかがでしょうか。

○議長（町田末吉君） 町長。

○町長（南 政吾君） 与論の場合はいろいろな面で条件が制限されている。何をするにしてもありますので、その点はそれを乗り越えるには質を上げるということ以外に方法はないのではないかと思っています。ですから、子牛についても母牛とか精子の優良精子とかそういった点でのこ入れが非常に必要ではないかと、前のBSEの時に母牛を全部入れ替えようということで、牛が値段が下がったときに良質の母牛をということで、町からも特別に予算を組んでみんな回ってお願いをした経緯がありますが、そういう点は平常でも少しずつ検討していく必要があるのではないかと思っていますので、それもまた頑張っていきたいと思っています。

○議長（町田末吉君） 1番。

○1番（川村武俊君） 是非とも御検討をお願いしたいと思います。

本町の農業の将来を考えたときに、この担い手の問題というのは避けて通れないと思っています。

町長の方もこの点に対しては、お考えかと思いますが、この対策をしっかりとしていくことこそが、足腰の強い農業政策ができるのではないかと思っています。その点に対してはいかがでしょうか。

○議長（町田末吉君） 町長。

○町長（南 政吾君） その点については、いろいろな面で内容を充実することで担い手が生まれてくるということで、幸いに畜産の場合は、漁業と畜産の場合は元気が非常にありますので、それをそぐことなく、やはりこ入れをずっと続ける必要があるのではないかと考えています。

今度の予算を補正でお願いしたのですが、二軸揉摺機の問題です。敷料の問題ですが、それも思い切って畜産対策が主ですが、それも急きよ導入したのは、県の御好意で非常に補助金も倍にしていただいたものですから、早急にそれをやろうということで、今はもう工事に入っている段階であります。頑張りたいと思います。

○議長（町田末吉君） 1番。

○1番（川村武俊君） やはり近年、農業は6次産業ともうたわれています。また、さとうきび、畜産を核とした野菜、あとは花き、こういったものを組み合わせた複合経営や観光業、漁業等他の産業との連携も必要だと言われています。こういったことについて、町長のお考えはいかがでしょうか。

○議長（町田末吉君） 町長。

○町長（南 政吾君） 確かにおっしゃるとおりで、特に観光については農業・漁業が伴わないと、足腰の強い観光地ができないというのが過去の歴史でもあります。私ども与論町も実際にその経験をしてきています。昭和53、54年のピーク、あれを考えたときになぜあれだけのものから急に下がったかと、その反省の1つが1つは農業関係、食です。特に果物等とか、食のそういったようなものが全くなかったというのが1つと、漁業の方で魚の毎日新鮮なものが食べられるということでは、少し風が吹くと全くないというような食の問題が一番大きな原因であると言われているのですが、正におっしゃるとおりで総合的な振興を図っていく必要があると思っています。またやっていきたいと思っています。

○議長（町田末吉君） 1番。

○1番（川村武俊君） 今、町長がおっしゃいましたように本当に連携というのは必要だと思っています。

ただ、問題はこれをどのように実施していくか、行政がどう関わっていくかということであります。それには、まず足腰が強く経営が成り立つようなモデルをつくったらいかがかなと思っています。そういったモデル事業にきちんと支援していく必要があるのではないかと思っています。そのようなモデル事業というのができない

かどうか、お伺いしたいと思います。

○議長（町田末吉君） 町長。

○町長（南 政吾君） その件については、モデル事業ということを具体的に今まで考えたことが、考えたというかやってきたことはないのですが、今後は検討してまいりたい。

○議長（町田末吉君） 1番。

○1番（川村武俊君） このモデル事業を将来希望の持てる農業、あるいは夢のある農業へと発展させることが担い手問題を解決し、また足腰の強い本町経済の要ではないかと思っています。

続きまして、さとうきびの年内操業についてですが、町長の答弁にもありましたように、さとうきび生産、この年内操業というのはさとうきび生産のみならず、畜産農家の粗飼料の確保の面からも期待が寄せられているわけであり、経済の循環効果、活性化が図れるのではないかと、町民の方も同じ認識でございます。

この年内操業問題は、年内操業がなぜできないかという点なのです。町長が言われているのは、1つ目には生産量が一定確保できないということと、2点目には早期高糖品種がないということを、林議員の質問があったときにそういった御答弁をされています。

まず、1つずつお聞きしたいと思いますが、この生産量が一定確保できないということですが、操業期間を前倒ししても期間というのは一緒ではないですか。早く始めて、遅く始めても私は一緒だと思います。だから、どういうことなのでしょうか。

○議長（町田末吉君） 町長。

○町長（南 政吾君） 全くおっしゃるとおりの疑問で、相当なやり取りをこの3、4年間やってきています。

なかなか私どもが考えていることと、また会社側の考えていることは相当行き違ひと言ったらおかしいですが、両方とも納得がいかないような感じで、10日早くやれば10日早く終わるのではないかということで、期間をずらして前にやればそれで済むことではないかということで、相当やり合いをしてきました。農家の方とか農協さんとかは、どうしても年内でやっていただきたいというのは、ずっと前からの希望で、それを町としても一緒にになってお願いをしてきたのですが、来年から9月にはつきりいろいろな状況を相談して、何月何日からやると、みんなが納得いくようなやり方をしないと、もう町としても協力できないということではつきり言ってあります。それで9月にはやりましょうということで、農協と農家代表と町で会社側と日程の打合せを9月にやることまでは、話し合いを済ませてあります

す。

それから、早期の高糖品種です。これについては今、着々とそれを進めています。来年当たりは大丈夫ではないかと思っているのですが、それもまた今ある中で、何というんですか、ローテーションの組み方でちゃんと都合できるではないかということを今までずっと申し上げてきているのですが、その点もまた年を追って解決していくのではないかと、来年はきっと解決したいと思っています。

○議長（町田末吉君） 1番。

○1番（川村武俊君） 是非とも年内操業できるようにお願いしたいと思いますが、1つちょっと疑問に思ったことが、年内操業した場合に高糖品種、これと現在の品種とでは、どれくらいの度数の差があって、その差によって幾らぐらいの減額になるのかということを少しお聞きしたいと思います。

○議長（町田末吉君） 町長。

○町長（南 政吾君） その差額は、よく私どもも聞いてはいるのですが、すぐ忘れて会社側しか分からぬのですが、それも聞いているのですが、基本というのが13.1度になっていて、その値段がそうなっているのですが、それが中止になった形で、今まで去年は14度しか、少し糖度が去年上がったのですが、今年は糖度が下がっているのです。1度下がると相当な値段の差があるということで、それが一番年内操業に関係しているのではないかと考えています。

○議長（町田末吉君） 1番。

○1番（川村武俊君） 製糖会社の方は、1度でもすごく経営が厳しくなるというのは当たり前でございますが、数字をきちんと把握されて、そういった中でやり取りしていくかないと、こういった「何々がこうだからできません。」という、そういった逃げ道ばかりつくられてもらっても、私は困ると思うのです。

だから、するからには町としては何々ができる、その代わり製糖会社に対してもこれをやってくださいと、そういった話し合いというのがあるべきだと思っています。いかがでしょうか。

○議長（町田末吉君） 町長。

○町長（南 政吾君） そのように実現するよう努力してまいりたいと思っています。

○議長（町田末吉君） 1番。

○1番（川村武俊君） 話合いをされるのは、今年の9月ですかね。3者で話をされるのは9月ですか。

[「そうです」と呼ぶ者あり]

○1番（川村武俊君） 是非、もちろん年内操業と併せて、もう1つだけお願いしたいのは、与論製糖株式会社でございますから、製糖の本社を与論の方へ移転していた

だきたいと思います。こういう要望を併せてしていただきたい。このように思います、いかがでしょうか。

○議長（町田末吉君） 町長。

○町長（南 政吾君） 池田専務理事と二人がいつも顔を会わす度にそれを言うものですから、非常に会社が困っていまして、会う度にそれは二人で言っているのです。是非実現させたいと思っているのですが、頑張りたいと思っています。

○議長（町田末吉君） 1番。

○1番（川村武俊君） ひとつよろしくお願ひしたいと思って、企業は社会性を持って与論のためにやりますと公に語っているのですから、是非ともこういったことは会社の方にも認識していただいて、お願ひしたいと思います。

続いて、副町長の配置の件についてですが、これは町長が御答弁されていますよう に2回ほど、2回の定例会で福地議員、あるいは喜村議員からもこの配置についてはどうなんだと、こういうふうに出されています。その中で町長の答弁の中に、その点は町長としては、副町長が置かれても町長ができない部分をお願いするという形になって町長としては、そんなに変わりはないわけですが、副町長の部分を総務課長か各課長さんに非常に負担をかけるというのが1点と。それからもう1つは、町民の方に非常に不便を来すのではないかという2点を考えたと答弁しています。

私は、町長というのは選挙で選ばれるのです。ですから職員とは役割が違うということは認識していただきたい。町長は、町民の負託を受けて政治理念、方針をしっかりと職員に伝えなければいけない、このように思います。135日、福地議員が調べたのでは135日の出張が常時あるとあります。やはり、この出張回数からすれば、こういった理念が十分に職員に伝わってないのではないかと思います。その点をカバーするのが私は副町長だと思います。この副町長を職員に代行させるこというわけには私はいかないと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（町田末吉君） 町長。

○町長（南 政吾君） 前回、御質問いただいたときに、私ども各課長さんを中心としていろいろと検討したのです。その結果副町長は置いていただきたいという希望が出たわけで、そのときに置きますということで予算まで認めていただいたのですが、まだその任期が1年足らずの半年ということでなかなかお願いするというときに、私の任期がこの9月で終わるわけでありまして、中途半端な点が考えられてなかなかお願いできなかったというのが事実であります。

今回は、また任期の間できるということであれば、誰が町長になってもまたお願いできるのではないかというふうに考えています。

○議長（町田末吉君） 1番。

○1番（川村武俊君） やはりメリハリのきいた行政運営をしていくためには、私は副町長という職が必要になってくるのではないかと思っています。是非そういった点も考えて、今後対応をしていただきたいなと思っています。

以上で、私の質問を終わらしていただきます。ありがとうございました。

○議長（町田末吉君） 以上で、1番、川村武俊君の一般質問は終わりました。

御苦労様でした。

ここで昼食のため、休憩しますが、午後から8番、喜村政義君。3番、供利恭伸君の一般質問がありますが、諸般の事情、庁内の行事等もございまして、2時30分から開会したいと思いますので、よろしくお願ひします。

なお、傍聴の方々もよろしくお願ひいたします。

ここで暫時休憩します。

-----○-----

休憩 午前11時47分

再開 午後 2時24分

-----○-----

○議長（町田末吉君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問の続行であります。

8番、喜村政吉君に発言を許します。8番。

○8番（喜村政吉君） たくさんの御婦人の方々が、傍聴にいらっしゃっておりまして、大変緊張しておりますし、思いの半分も申し上げられないと思いますが、よく御理解をいただきますようにお願ひ申し上げたいと思います。

まず、質問の前に余り前置き、能書きは好きではありませんが、東北関東の未曾有の大災害に関しまして、少し触れさせていただきたいと思います。本当にこの度の未曾有の大震災で亡くなられた方々に心から御冥福を申し上げるとともに、また被災者の方々に心からの見舞いを申し上げたいと思います。

町長も午前中に触れておられましたが、義援金はもとよりですが、是非可能な限りの支援策を町長、議長リーダーシップを發揮していただいて同じ日本人として、そしてまた同じ人間として是非支援の手を差し伸べていただければと思います。

それでは、質問をさせていただきます。

1 役場庁舎の建て替え及び移転について

(1) 庁舎の老朽化が進み危険性が増して、地震を始めとする内外の様々な災害の実情を見聞きするにつけて、早急な対応策が求められていると思いますが、町長の見解をお伺いいたします。

2 格差問題について

- (1) 格差社会の問題が取り上げられて久しいが、本町の格差問題をどのように認識し、その是正策をどう講じていくお考えであるか。
- (2) 本町における官民の格差をどのように認識し、その是正策をどう講じていくお考えであるか。
- (3) 役場の正職員と臨時職員の格差是正については、どう考えておられるのか。以上であります。

○議長（町田末吉君） 町長。

○町長（南 政吾君） ただいまの喜村議員さんの御質問にお答え申し上げます。

まず最初に1の(1)についてお答え申し上げます。

役場庁舎は、昭和42年3月の完成以来、43年が経過していますが、その間増改築や補修等を行なながら、現在に至っています。近年、天井スラブや軒先スラブのはく離等が見られることから、1、2階の天井スラブの点検や、軒先スラブのはく離部分の応急処理などを行ってきました。

また、ニュージーランド南島のクライストチャーチで発生した地震により日本人留学生を含む多くの犠牲者が出たこともあり、建築の専門家を招へいし、役場庁舎の安全性等について検討を行っていたところであります。

しかしながら、今度の平成23年東北地方太平洋沖地震による大津波の被害状況に鑑み、津波対策を含め新庁舎建設検討委員会で早急に検討していきたいと考えています。

次に、2の(1)についてお答えいたします。

日本における格差社会は、江戸時代の士農工商、古代から昭和初期まで続いた貴族社会など古くから存在しておりましたが、多くの先人たちの身命を賭（と）した戦いにより、広く人間の自由や平等をうたう民主主義が実現したものと理解しています。

また、小泉政権当たりから勝ち組、負け組、下流社会、ワーキングプア、新自由主義など現代における格差社会を象徴する言葉がマスコミ等で取り上げられるようになりました。なお、御指摘の本町における格差問題については、所得における格差だと認識しているところです。一般に格差には、上が良くなる上放れと、階層が更に落ち込む底抜けがあると言われていますが、第5次総合振興計画等で計画されている各種施策を速やかに遂行することにより、所得の向上を図っていきたいと考えています。

次に、2の(2)についてお答えいたします。

本町における官民の格差を図る客観的指標がないことから、一概に断定すること

はできないところですが、地方公務員法等の関係法令を遵守するとともに、第5次総合振興計画等で計画されている各種施策の遂行と、公共の利益の増進を目指し、全力で職務に精励することにより是正されるものと考えています。

最後に2の(3)についてお答えいたします。

定員適正化計画に伴う職員の数の減や地方分権の推進による権限移譲からくる職員の事務量の増加により、住民サービスの低下等が見込まれる部署においては、やむを得ず臨時職員を採用して対応しているところであり、今後臨時職員は重要な役割を担うことになるものと考えています。現在、臨時職員の雇用については、与論町臨時職員の雇用等に関する取扱規定の定めるところにより執り行っていますが、今後、島内の各事業所や他市町村の状況等を把握しながら、検討していきたいと考えています。

○議長（町田末吉君） 8番。

○8番（喜村政吉君） 新庁舎建設検討委員会というものがあるようですが、その構成メンバー何人なのか。

そしてまた、これまで何回ぐらい、どういう観点、どういう視点からどのような議論がなされたのか御説明をいただきたいと思います。

○議長（町田末吉君） 総務企画課長。

○総務企画課長（元井勝彦君） この件につきましては、新しく策定しました第5次与論町振興計画で新たに計画をしておりまして、第6章の行財政の段で新庁舎につきましては、第1期で委員会を設置しまして、計画を策定すると。第2期で庁舎の建設はするということでございまして、これから具体的な人選につきましては4月から始まることになっています。

○議長（町田末吉君） 8番。

○8番（喜村政吉君） まだこれからだということですが、是非あらゆる観点から当たって、検討委員の方々を選んで十分検討をいただきたいと思います。

庁舎の基金というのがありますが、今幾らぐらいたまっているのか。そしてまた、幾らぐらい将来ためればできるのか、その総工費等についてもお伺いをしてみたいと思います。

○議長（町田末吉君） 総務企画課長。

○総務企画課長（元井勝彦君） 今は、純粹に庁舎のみの基金でございますと、2,271万5,650円となってございます。どれだけ掛かるかということでございますが、与論小学校の校舎が1工区、2工区で5億3,300万円掛かってございます。したがいまして、それから計算すると少し足りないということでございます。与論小学校校舎が5億円ぐらい掛かっていますので、非常に厳しいと思っていま

す。

○議長（町田末吉君） 8番。

○8番（喜村政吉君） その役場庁舎に対しては、いわゆる全額自己資金でしかできないのか。またあるいは、国や県からの何か補助とかそういうものも引き出せるものかどうか、その点をもう少しお伺いしてみたい。

○議長（町田末吉君） 総務企画課長。

○総務企画課長（元井勝彦君） これは庁舎整備事業債というのがあります、これは75%の充当ができますが、全額一般財源で返していくことになりますので、一般の債務と一緒にございます。国保の交付金とかで見返りがあるということではございません。ですから、全額自己負担、一般財源ということになります。

○議長（町田末吉君） 8番。

○8番（喜村政吉君） どこかに移転するにしても、あるいはまたここに再度建築するにしても相当な資金が要るということですので、やはり相当な行政改革を進めながらきちんと基金を積み立てていくということが、まず一番求められるのではないかと思います。

そこで、様々なことをこれから検討委員会でなさるということですが、町長のお考えとしては、この場所に造った方がいいと考えておられるのか、どこか移転した方がいいと考えておられるのか、町長のお考えをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（町田末吉君） 町長。

○町長（南政吾君） 東北の地震が起きる前までは、この近く、この場というよりは、この近くに造るべきだと。といいますのはこの場所となりますと、今度は位置を移転して何千万という億に近い単位の費用が要るということですので、この近くに建てるのが一番正当ではないかと思っていました。

しかし、先般の想定外の大災害が起きました、この想定という線をどういうふうに引くかというのが非常に問題であると考えています。現時点で考えています。したがいまして、その場所については改めて検討する必要があるのではないかと、先ほど課長が言いました計画の中で、大いに検討して各地域の方々の意見を取り入れた形で、必要であれば住民投票ぐらいにもっていく可能性もあるのではないかと考えています。それは、その審議の中で論じていくべき問題だと。

それと、先ほどの庁舎資金にても非常に微々たるもので非常に申し訳なく思っているのですが、公債費が非常に大きかったものですから、年々1億円から2億円の事業を削減して公債費を下げるということで、借金を減らすというので、今まで一生懸命努めた関係もございまして、なかなか庁舎資金をためることができなかつたという状況にあります。今後もその借金を減らす方法と両方を検討しながら進め

ていきたいと、できるだけ早く庁舎ができるような方策を模索してまいりたいと考えています。

○議長（町田末吉君） 8番。

○8番（喜村政吉君） 庁舎の新築移転に関しては、町民それぞれいろいろな議論があろうかと思います。

そしてまた、地域の活性化や経済的な利害等いろいろな観点、争点があろうとは思いますが、私はまず一番考えなければならないのは、今回の東北の大震災でも分かりますように、安全対策というものが一番重要視されなければならない。まして役場はある意味では、与論町民の一つの心臓部と申しましょうか、頭と申しましょうか、そういう非常に重要な部分でありまして、ひと度未曾有の災害が起ったときには、正に島の行政機能は麻痺して大変な混乱に陥ると思うのです。そういう観点からすれば、津波とかの警報で避難しなければ、いち早く避難しなければならない場所に与論町の一番重要な司令塔を置くというのは、私は少し安全性又は町民の生命と財産を守るという政治行政の究極の立場、力関係から考えても、私は別の場所に、きっちりと安全な場所に正に町民の財産、町民の命を守る場として、考えるべきではないかと思っていますが、町長はどうお考えでしょうか。

○議長（町田末吉君） 町長。

○町長（南 政吾君） 今、おっしゃったとおりだと思いますが、また私の立場から申し上げさせていただければ、先般の大災害の中での専門家の話の中には、いろいろ意見があったわけですが、町を遷都、いわゆる都を移すことが非常に難しいと、山のてっぺんに町を移して漁業の人たちが、町の人たちがそこでやって、またその度に降りてくるというのも大変な面がある。それを考えると緊急避難ができる場所を、行政が街の中に造るべきではないかという意見もありました。

それに対して、また今度は津波が起きてきたときに、そこに行って指令はできないのではないかと。どういうふうにして指令をするかという問題もあったのです。これはどちらが正しいとか悪いとかという問題ではなくて、想定をどの程度に想定してやるかという問題から始めないと、あっちがいい、こっちがいいということですぐ決断を下すような問題ではないという、大きな1つの勉強させられたという思いに至っています。

それと、もう1つは、昔から与論はさんご礁で、遠浅で守られているから津波は来ないというあれがありました、南相馬市は遠浅で私も4、5回行っていますが、非常に遠浅なのです。だからリアス式海岸の東北の中で津波が来ないのは、この南相馬市だけだという話を聞きながら何回か聞いたわけですが、今回は相当な被害を受けたということでありまして、津波に対する概念も改めてこれは考え直す必

要があるのではないかと、もうろろの角度から検討に検討を重ねた上で、町民の判断をいただいて決断すべきではないかと考えています。

以上です。

○議長（町田末吉君） 8番。

○8番（喜村政吉君） 午前中の議論の中でも町長が言われておりました。「ティンヤウテュン、ジイヤフギュン」と、正に自然の猛威というものは人知を超えた計り知れないものがあろうかと思います。人間の営みというものはせいぜい生きても100年前後ですが、この何億年、何万年という自然や宇宙の営みから考えれば、我々の計り知れない動きというものはあると思うのです。だから可能な限りそういう最悪の事態にも耐えうる機能というものを役場庁舎、政治というものは確立しておかなければ私はならないと思います。

そういう観点から、もちろん十分に町民の意見も聞きながら検討に検討を重ねてやっていただくとは思いますが、新築するにしても、ここにするにしても、あるいはまた別にするにしても、いずれにしても、しばらくその間は移転せないかんのです、どこかに、仕事をしながらしか建築はできないですから、だからそういう観点から考えたときに、私は非常にいまだに2,200万円ぐらいしかないと、5億円以上はかかるんだということになれば、これはもう本当に相当な行政改革をして、目的意識を持って積み立てていかなければなかなか厳しいのではないかと思います。

また、ある意味では、必ずしもこの役場が1つの場所に1つの機能としてあるのが正しいのか。あるいはまた分散して、既存の施設を利用するということもありますし、また、これは私の考えなのですが、例えば総合グラウンドの上にあります屋内ゲートボール場、あそこは場所的にも少し高台だし、そしてまた金がないならばあそこを改築するというのも1つの安くあがる方法ではないかと思います。金が裕福にあるならばまた別ですが、もちろん今も屋内ゲートボール場として、それなりの機能は果たしているとは思いますが、これから人口減少社会に突入して、ますます厳しい財政状況等を考えた場合、可能な限り経費の節減を図るという点からそういう方法も考えられるのではないかと思いますが、その点に関しては町長はどうお考えでしょうか。

○議長（町田末吉君） 町長。

○町長（南 政吾君） その件は、私ども地域の行政機関というのは非常に資金的な問題をまず頭におかなければ何も身動きできないという条件がありまして、それは第1に経済的な面を考えていく必要があるのではないか。言い換えれば、なかなか「ああです」「こうです」と言えないのが一番根本にあるのが、そういう資金的な

問題があつて、言えないということもあるのです。ですから、そういうのも含めた形で全てを網羅した形で検討していきたい。ただ基本的に、どういう災害をどのぐらいの程度の災害を設定するかと、琴平神社のてっぺんまでもつてつて造るのか、ある程度中央公民館辺りでいいのか、いやまたこっちでいいのかということから。これは、想定する最大規模をまずは話し合って決めないことには論議にならないのではないかと思っているのです。そのたたき台を出すのが、先ほど申し上げた審議会ということになるかと思いますが、早急に検討してまいりたいと思っています。

○議長（町田末吉君） 8番。

○8番（喜村政吉君） いずれにしても今抱えている借金も返していかなければいけないし、庁舎の建設に向けてお金もためていかなければいけないわけでありますので、是非ともそうした目的のある基金のためには、町長も自ら身を削ってやっていくんだという観点で、まず何事を始めるにも「塊（かい）より始めよ」という言葉がありますので、是非町長自らも自分の給料の何パーセントかでもカットし、それを3役、そして我々議員も一つの目的のために話し合って協力するのであれば協力して、そういうふうにして削るべきところは削って、お互に辛抱しながら建てる、町民の大きな財産でありますので、そういう方法も是非考えていただきたいと思います。

私は行政改革というのは、まず自らが身を切り、自らが痛みを感じることなくしては危機感はなかなか共有できるものではないと思います。特にリーダー的立場にある方が自ら身を削る、町民とともに泣き町民とともに笑うという、そういう観点に立って是非取り組んでいただきたいと思いますが、町長はこの件に関してはいかがなお考えでしょうか。

○議長（町田末吉君） 町長。

○町長（南 政吾君） 御承知のように鹿児島県で今私どもは何といいますか、ラスパイレス指数は最低です。8.5ということで。

[「8.3」と呼ぶ者あり]

○町長（南 政吾君） 失礼しました。8.3.2ということで今最低であります。おっしゃるとおり町長の給料ほか管理職の給料も大島郡では最低であります。ただ、下げればいいという問題ではなくて、私は下げるだけ下げる検討はしないといけないとは思いますが、一緒に職員まで下げるという形に、平均した形で検討も何回かしたのですが、そこまでいくと、今の8.3%のラスパイレス指数で、土・日も出てきて仕事をしているというのは与論町だけなのです。ほかの地域はもう一切ない、私は職員に非常に無理を強いて、今、与論町は、何と言いますか。イベントが

非常にほかの地域と違つて多いものですから、無理をかけているということもあつて自分だけ下げればいいということではなくて、全体的な立場から仕事の量とか、いろいろな面からの検討をやるということで、余り急に下げるということはできないと思いますが、今議員のおっしゃった気持ちはそのとおりでありますので、検討はしてまいりたいと思います。

○議長（町田末吉君） 8番。

○8番（喜村政吉君） 町長の言われることもよく分かるのですが、町民はまたなかなかそういうふうには理解していないと思います。よくラスパイレス指数というものが言われるわけですが、それもなるほど1つの指標であります。

しかし、役場の職員、我々議員というものは、本町のことに携わっているわけでありますし、国の公務をやっているわけでもありませんし、1番考えるべきは、次の格差の問題にも絡んでくるのですが、町民との比較で私は考える。例えば、「イチャリドウエイジラサ」といった言葉が与論にあります。昔、観光が盛んな頃、経済が裕福な頃は、町民がやれ議員を減らせ、議員の給料が高い、公務員の給料が高い、そういうことはまず聞いた覚えがございません。しかし、世の中が厳しくなればなるほど我々議員とか、町長とか、公務員とかに対する町民の目というものは厳しいわけであります。そういう意味からすれば、正に我々は本当に自ら可能な限り町民の所得向上に向かって努力していく、町民がまた「イチャリドウマージン」と、また給料もアップして、そういうようにお互いが共感できるような社会というものを、やはりつくっていく必要があるのではないかと思いますが、いかがでしょうか、町長。

○議長（町田末吉君） 町長。

○町長（南 政吾君） おっしゃるとおりで、ラスパイレス指数は国家公務員を100としたときに、100円としたときに83というと83円をもらっているということになるわけで、その金額というのは確かに与論が一番最も低いわけですが、ただ問題は地域の経済力です。それに比較してどうかという問題があります。ですから、それらに従つた形で今まで検討してやってきたのですが、今後も地域の経済力に応じた形の検討はどうしても進めていく必要があるのではないかと思っています。

○議長（町田末吉君） 8番。

○8番（喜村政吉君） 是非、町民の本当の意見も声も十分聞いていただきたい、そういう方向でしっかりと行革も進めていただきたいと思います。

また、次の格差の問題にいたしましても、これは何をもって格差というのかなかなか私もはつきり分からぬ部分もあるのですが、要は一番大事なことは政治や行

政の力による不公平感だとか、そういうものをできるだけ取り除くと、菅総理が最小不幸社会とか何とかみたいなことを言っておられましたが、できるだけ町民の不公平感をなくす視点ということがあろうかと思います。人間は一番、誰でも一番我が身がかわいいんです。我が身がかわいいし、「ドウダキナリボーナマン」みたいな、本当の人間の本能にはそういう我欲みたいなものがあるわけですが、政治、行政に携わる人間は自らのそういう本能的な欲望を自覚しながら、それを少しでも乗り越えることが、いかに自分の欲望を乗り越えて全体のためにやるかということが、一番私は心の持ち方として重要な視点ではないかと思いますので、人間の競争意識というのは非常に重要ですが、トップリーダーである町長はそういう町民の今の大変な状況というものをしっかりと認識していただいて、範を示していただきたいと思いますが、町長どうでしょうか。

○議長（町田末吉君） 町長。

○町長（南 政吾君） 今後は、これまでもそのつもりできたわけですが、なお一層検討し行動に移してまいりたいと思います。

○議長（町田末吉君） 8番。

○8番（喜村政吉君） 朝から庁舎の議論もいろいろお聞きしましたし、くどくど申し上げるのも何ですから、後は要は立派に町長がリーダーシップを発揮して、やり遂げるか、できないかの問題だと思いますのでぼちぼち終わりたいと思いますが、是非、東北関東の未曾有の大災害というものを対岸の火事として見るのではなく、正に他山の石として、一つの教訓としてしっかりと受け止めて取り組む必要があるかと思うのです。

本当にある意味では、私は台風、あるいは様々な温暖化の問題と、いろいろ人間社会に襲いかかる自然の災害を見るときに、ある意味ではこの人間の物質、文明の発達、豊かな暮らし、便利さのみを求めてきたこの人間の営みに対する自然からの大きな警告ではないかとも受け止められるのです。自然に対してもっと畏敬の念を持ち、感謝の心を持ちながら、自然と共に共存をしていくというこれからの人間の営みの在り方、そしてまた、島づくり、まちづくりの在り方というものが問われているのではないかと思いますので、是非しっかりと他山の石として、教訓を教訓として受け止めてこれから島づくりのために町長がすばらしいリーダーシップを発揮していただくことをお願い申し上げて、私の質問を終わりたいと思います。

○議長（町田末吉君） 以上で8番、喜村政吉君の一般質問は終わります。

御苦労様でした。次に進みます。

次は、3番、供利泰伸君に発言を許します。3番。

○3番（供利泰伸君） 平成23年第1回定例会において、先般通告しました一般質問

を行います。

1 施政方針について

(1) 町長の任期も残すところ6か月余りとなる中で、町長は今後の町政運営については、第5次総合振興計画にのっとって諸施策を推進すると明言しておられます。これまでの12年間の実績を踏まえて、来る町長選挙に立候補し、今後とも町政運営の先頭に立ってこれを進めていく考えはあるのか伺います。

2 第5次町総合振興計画について

(1) スポーツ振興及び競技力の向上を図るため、海中公園跡地を活用して、芝生張りの運動公園を整備する考えはないか伺います。

(2) 水産業の振興策として、豊かな海づくりのため海底耕うん等、また海底耕起等により、力強く豊かな藻場の造成を行うとしているが、どの程度の規模等を考えているか。

3 少子化対策について

(1) 町民は町内の医療機関に産婦人科医師が常勤していることを望んでいるが、その対策はどうなっているか。

(2) 島外での出産に対する費用の一部助成を行っているが、家族の旅費についても、補助の対象とする考えはないか伺います。

以上です。

○議長（町田末吉君） 町長。

○町長（南 政吾君） ただいまの御質問にお答えいたします。

まず最初に、1の(1)についてお答えいたします。

平成11年9月、町民各位の厳正なる審判を受け、深い御理解と御支援のもと町長に選任され、町政を担当させていただきました。以来3期12年間、島に元気と人の輪をモットーに若者が帰って来れる魅力ある島、そして全ての町民が希望を持って安心して住める実りある島づくりを政策の柱に掲げ、町民各位の御協力のもと議会の皆様方の御指導をいただきながら、職員と一丸となって公約・政策の実現に全力で取り組んできたつもりであります。

施政方針でも申し上げましたが、「人と自然が輝くオンリーワンの島づくり」を基本理念に1期目に策定した第4次総合振興計画に基づいて、おおむね目標を達成することができたものと総括しています。

さらに、平成23年から今後10年間の道標となる第5次総合振興計画が新たにスタートいたします。当計画においては、「共に創ろう未来への架け橋～元気・チャレンジ・感動～」を基本理念に、町民の発意と創意・工夫により、産業を基本とした活力のあるまちづくり、町民が島の可能性を強く信じながら、元気で新たな未

来に向けて果敢にチャレンジし、感動と希望を共有できるまちづくりを進め、新たに過疎地域に指定されたことに伴う過疎計画とも連動させながら、町の将来像である南の島の豊かな心と自然がつくる、活力と希望のある町の実現を目指すこととしています。

このような重要な時期に当たることから、町民各位から4期目の負託を受けられるならば、自立した持続可能なまちづくりのため、引き続き全力を傾注してまいりたい所存であります。誠心誠意取り組んでまいりますので、御理解を賜りますようお願い申し上げたいと思います。

次に、2の(1)についてお答えいたします。

スポーツ振興及び競技力向上を図るためには、体育施設の充実は必要不可欠なものであり、平成22年度には結囲公園運動広場（第2グラウンド）の合理的な活用を図るため、テニスコート2面を整備しました。

平成23年度は、大島地区大会のゲートボール競技とバドミントン競技を誘致していますので、多目的屋内運動場の補修を始め、老朽化した部分及び整備が必要な箇所を隨時補修するとともに、平成24年度にはB&Gプールの温水化（総事業費5,000万円）を計画しています。海中公園跡地の芝生張り、運動公園の整備については現在検討はしておりますが、財政面も考慮しながら関係各課と検討していきたいと考えています。

次に、2の(2)についてお答えいたします。

海底耕うんは、ホンダワラ等の藻場形成種が定着するために、砂やさんご藻などに被覆された基面を露出させることを行なうものであり、その海域の現状に合わせた方法で行なうため、決まった施工法はありません。漁民の経験では、浚渫工事翌年の藻場の造成が確認されており、離島漁業再生支援事業における漁業集落の活動においても、礁内における藻場造成の有効な方法の1つとして考えられています。ほかに、母草を設置し種付けする方法もあり、両方を同時進行することでより効果が上がるものと思われます。

御質問の規模等につきましては、方法として人力による海底の岩石の反転やさんご殻の掘り出し、磯磨きなどを行うと同時に、島に合うホンダワラ母藻を設置し、海藻の繁茂を促進します。まず、効果を見るために50メートル×50メートル程度を3箇所の水域で行い、追跡調査等を行いながら規模を広げていく考えであります。

次に、3の(1)についてお答えいたします。

御指摘のように、町内の医療機関には、町民の強いニーズがあるにもかかわらず、常勤の産婦人科医師がいないため、与論徳州会病院による毎月2回程度の特別

診療等で対応している現状であります。全国的な問題とされる医師不足や医師の偏在は、この産婦人科や小児科等において特に顕著になっており、その背景として、訴訟問題のリスクや医療行為にかかる負担感の増大、女性医師の占める割合が増えたことにより、結婚や出産を機に職を離れてしまう、あるいは臨床研修制度の導入等による制度的な課題などに原因がある、と言われています。

いずれにいたしましても、このような情勢の中で、産婦人科に係る常勤医師の確保については、町内の医療機関が民間施設という事情とも併せて、今後とも極めて厳しい事態が続くものと考えています。

このため、当面の行政課題といたしましては、特別診療等の頻度を増やしていただくなどの措置をお願いしながら、妊婦健診や離島地域出産支援事業の拡充、遠隔妊婦健診を行う地域ＩＣＴ利活用広域連携、これは安心・子宝事業への新たな取組などにより、妊婦や御家族の皆様が安心できる医療環境の整備に努めてまいる所存であります。

最後に3の(2)についてお答えいたします。

島外での妊婦健診や出産等を行う際に、公費助成を行う離島地域出産支援事業につきましては、御案内のように鹿児島県の平成23年度予算において、航空機往復分の費用が新たに補助基準額として算入されると聞いております。事業の詳細につきましては、まだ通知等が届いておりませんが、県に強い要望を続けてこられた皆様の御努力のたまものであり、改めて敬意と感謝を申し上げたいと存じます。

御提案の付添いを余儀なくされる御家族の費用等についても補助の対象とする、更なる支援の拡充につきましては、タイミング的に直ちに実現は難しいものと考えますが、今後とも県に対する働きかけの機会を積極的につくっていく努力をしてまいりたいと考えています。

○議長（町田末吉君） 3番。

○3番（供利泰伸君） 今、町長の施政方針を伺いました。

町長は、平成11年に就任され、今まで12年間町政を運営され、数々の実績を積み重ねて、その中でも大きな実績を見ますと、茶花小学校の体育館、そしてプール、与論小学校の校舎整備、そして町民の長年の課題であった火葬場、リサイクルセンターや企業誘致など、いろいろな17項目の目に見える大きな仕事をされてきました。

第4次振興計画の8割は達成できたと思うとおっしゃっておられました。

問題は、重要課題としての人口減と観光振興の2点と思います。それと町民から町長は続けてやりますかとの質問を受けますが、「公式の場で明快な答弁は聞いておりません」と私は答えています。

そこで、この質問をさせていただきました。これから町政運営の中で第4次振興計画の反省点も踏まえ、第5次総合振興計画が絵に描いた餅でないよう、継続していただき問題の解決に努めていただきたいということです。

そこで、町長が第4次振興計画でまだなし得なかった点を反省点で言わされました。この2点について、1つは人口減と観光客の減の問題ですが、これは大変難しい問題であります。それは分かっていますが、これを第5次振興計画の中でどのような4次計画の反省点を踏まえて、第5次計画の中で振興されていくのか伺います。

○議長（町田末吉君） 町長。

○町長（南 政吾君） この12年間いろいろなことをしてきたのですが、やはり少子高齢化、あるいは過疎による人口減の解決に一番大きな効果があるのは、やはり観光だという思いで今考えています。

過去8年間は、私は観光の要素をつくるということで、最初は4年間ができるものと思っていたのですが、島の状況を見たときに観光ができる状況ではないという思いに至ったのです。といいますのは、年を追って畜産が増えることによって、ふん尿の問題、そしてハエの問題とかいろいろな衛生問題が、環境問題が非常にのしかかってきたと、これをいかに解決するかというのがなかなか自分の考えたとおりにはいかなかった、8年間かかったという思いがしています。

それともう1つは、観光の面、一番重要な食べ物について、まず果物が1つもないと、こんな観光地はないという思いがありまして、果物についてもできるだけの応援をしてきたつもりであります。

そういう条件をそろえて去年「観光元年」という言葉を出しまして、どうしても観光元年ということで原点に立ち返って、観光を見直して、観光を進めることによっていろいろな問題が解決されるという思いに至って、今、進めているわけであります。

今年は、もう既に2月の終わりに観光ルネッサンスという、今までの与論の観光を検証して、これからどうすべきかという指針を専門の先生方をお願いして作成したわけですが、今後はそれを町民に御理解いただきながら実践していくというのが、今後の大きな観光振興の中心になる。そのことによって、人口増もできる。企業誘致も確かに人口増とかいろいろありますが、1つや2つの企業では専門になりますので、なかなか離れますと専門でなければ立ちゆかないという点もありますし、誰もがその職業に適合するというわけにはいかない。ごく限られた人数しか雇用ができないという条件もありまして、やはり産業を興す以外に方法はない。

観光産業をもう一度興す以外にないということで、この5次計画もその考え方で

計画をしてございます。それを始める年ということになりますので、この4年間はそれこそ命懸けで、自分が果たせなかつた分を果たしていく責任があるのでないかという思いで、もう1期またお願ひができれば、頑張ってみたいという思いに至つたわけであります。

以上です。

○議長（町田末吉君） 3番。

○3番（供利泰伸君） 答弁の中で重要な時期に当たることから、4期目の負託を受けられればと町長は答弁していますので、これははつきり出るということで私は理解していいのですね。それをはつきりしないと、私は町民に返事ができないのです。ひとつお願ひします。

[「はい、分かりました」と呼ぶ者あり]

○議長（町田末吉君） 3番。

○3番（供利泰伸君） 皆さん聞きました。もう明日からいいですよ。

それでは、町長が再度頑張るということで決意が聞けましたので、次は2番目の何といいますか、営農、大変な問題を抱えました海中公園跡地の問題に少し入っていきます。

前回の社会体育の振興等、経済効果ということで私が少し触れたわけですが、前回的一般質問の答弁では、現在策定中で第5次総合振興計画においても検討中ですが、施設の整備等につきましては、財源措置も必要であることから、今後関係課で検討していきたいと考えていますと答弁されました。今回は現在検討しておりますがと回答がきていますが、非常に何か一歩下がったような気がしていますが、そこら辺の検討はどうされましたか。

○議長（町田末吉君） 町長。

○町長（南政吾君） 実は、あの地域の土地を今お願ひをして、どれだけ求められるかというのが、まだはつきり地主さんの判断がちょっとまだはつきりしないものですから、最終処分場を建てる分はありますが、そのほかの分がどれだけの面積が確保できるかという問題が解決されていないということあります。

公園化しようという基本的な考え方は全く変わっていないのですが、実際に面積等、また、今度最終処分場を建てる面積等をきっちりとした配置が決まってから、関係者の御意見を賜りながら、どうするかを検討していきたいということあります。そのように御理解いただければ有り難いと思います。

○議長（町田末吉君） 3番。

○3番（供利泰伸君） この問題はただの、何と言いますか小さな問題ではなくて、いろいろな大会誘致や島内の誘客や交流人口の増加対策として、各エージェント等へ

の積極的なアプローチや各種イベントの内容の充実、インターネットを活用したPRを行い、各種団体と連携し、文化交流やスポーツ活動との地域間交流が必要だと思われます。

そこで、生涯スポーツ活動の推進や、また競技力の向上、スポーツ交流の推進という観点からも運動公園の整備が必要と思われますので、こういう質問をしていますが、かなりしつこくこれはしよう思っています。それで運動公園を整備することで、一般やスポーツ少年団、中・高生の競技力向上にもつながると思われます。小・中学生が郡体、県体等に出場し、競い合うためには同様の環境で、芝生の環境で練習しない限り、頑張っても県体等ではなかなかいい結果が残せません。後世に励みになり、誇りを持たせるためにも環境整備が、私は必要だと考えます。

そのためには、海中公園跡地の利用対策として、今町長の方から用地交渉のことでありましたが、これは是非とも大変なことですが、また青少年スポーツ振興のためにも整備を私はいつも望んでいるのですが、将来用地交渉とか、そういうことを前向きに町長は考えていらっしゃいますか、どうですか、お伺います。

○議長（町田末吉君） 町長。

○町長（南 政吾君） その件につきましては、海中公園の場所という指定はしていないのですが、島の中でどうしてもサッカー場といいますか、ある程度基準にマッチした施設は整備しなければならないと思っています。今までの施設は、大変恐縮ですが、私に非常に責任があるのですが、中途半端な感じがしていまして、きちっとしたものを作りた必要があるという思いは変わりありません。是非実現させるよう頑張りたいと思っています。

○議長（町田末吉君） 3番。

○3番（供利泰伸君） はい、分かりました。

それでは、北側の最終処分場のことですが、環境課長も後ちょっとで課長を辞められるのですが、その対策についてはどう考えておられるか。南側の有効活用をどう考えておられるか、少しお伺いします。

○議長（町田末吉君） 環境課長。

○環境課長（港 沢勝君） 私は最終処分場のことばかりが頭にありましたのですが、やはりさすが議員さんにおかれましては、社会教育、スポーツの方面にまで目が行き届いて非常に敬服いたしています。ということで、私の方はやはりあれだけの土地でございますし、将来は運動公園化して青少年の健全育成に活用できる施設ができれば、非常に私もすばらしいと思っています。味気ない最終処分場の館ばかりをそこに造っても何か足りない感じがしますので、そこに青少年のスポーツの場として利活用できる施設ができればいいなど、私自身は思っています。

以上です。

○議長（町田末吉君） 3番。

○3番（供利泰伸君） 残念ながらもう辞められますので、どうしようもありませんが、次の部下にはちゃんとそういうことを伝えてから退職してください。

先ほど町長からありました施設の老朽化の問題ですが、これは昨今の施設は、老若男女を問わずスポーツを楽しみ、継続的な活動をするためにも、各スポーツ施設の整備は絶対必要だと思います。そこで、ちょっとグラウンドゴルフとか、そういう年配の方々の健康維持もまた大事なことですので、各施設にこれは町民の要望なのですが、必ず1組は洋式トイレをつくってくださいと。そして競技には非常に参加したいのだけれど、どうしてもそういう面で不自由を感じると、そういうことで参加がしづらいから、誰もが参加しやすいようなそういうことはできませんかということで受けていますが、どうですか町長。

○議長（町田末吉君） 町長。

○町長（南 政吾君） その件は、非常に私も考えて、前に議員さんからも指摘されたんですが、やはりそれを考えてやらないと、何かしらあったときにイベント等があったときに男性の所は空っぽで、女性はずっと整列しているという問題が多々見受けられますので、もうその点は今後の施設については、考慮の第一としてやっていきたいと思っています。

○議長（町田末吉君） 3番。

○3番（供利泰伸君） この件は、高齢者の方々のスポーツの継続ということにも関わってきますので、みんなが参加しやすいような環境整備を図ってほしいと思っています。

次に、水産業の振興策として基本方向としまして、5次振興計画では捕る漁業から、つくり育てる漁業へ、また観光と漁業の連携を図り、観光漁業の推進とうたっています。つくり育てる漁業といたしまして、藻場の再生、海藻が成育しやすい環境づくりのため、人為的な手法により繁殖を促すうたっています。そこで、海底耕うんを、耕起をするとありますが、これは前日の議案審議のときに山下さんから説明がありましたが、これは人為的にやると、漁業集落事業をお願いして、海底の耕起をすることになりましたが、この答弁書を見ますと、決まった施工法はありませんということで書いてあるのです。そこで私も分かっていますが、航路等の浚渫をしたり、またそういうことは重機を使った後は、必ずよく生えるのです。例えば、もずくとか藻とかも、だけれどこの何というのかな、石をひっくり返しただけで生えるという現実はあるのですか。

○議長（町田末吉君） 産業振興課長。

○産業振興課長（鬼塚寿文君） お答えいたします。

鹿児島大学の水産学部の先生によりますと、手袋をはめた手で海底の基盤をこするだけ、堆積物を取り除くだけでも効果があるということでございました。ですから、ここにございます人力によるやり方ですが、この方法でも十分効果はあると考えられます。

○議長（町田末吉君） 3番。

○3番（供利泰伸君） では、50メートルを手袋で全部磨いて、磯磨きということをやるという回答ですよね、これはね。

○議長（町田末吉君） 産業振興課長。

○産業振興課長（鬼塚寿文君） とりあえずはその方法でやりたいと思います。これが成功したら、だんだん広げていこうという考え方でございます。よろしくお願ひします。

○議長（町田末吉君） 3番。

○3番（供利泰伸君） これはもう是非参加したい事業でございますが、もしこれが成功した暁には、藻が生えるわけだし、藻が生えた場合にはシラヒゲウニとか、いろいろと海産物にはいい環境ができると思いますので、ひとつこれは初めてのことだと思いますので、やってみないと分かりませんから、思い切って重機でも使うぐらいの気持ちで、是非ともチャレンジしてほしいと思うことあります。

それと、あと1点はまたふるさと雇用再生特別基金事業が今年から始まります。その内容はこういう事業だと思うのですが、アンテナショップを与論で2、3回展開するとありますが、週2、3回というのはちょっとどうですか、できますか。

○議長（町田末吉君） 総務企画課長。

○総務企画課長（元井勝彦君） 漁協の方に、緊急雇用事業で事業委託してございますので、それを活用してやるものと理解しています。

○議長（町田末吉君） 3番。

○3番（供利泰伸君） これができたら最高にすばらしいことだと思います。

できれば、与論の特産品開発というのは、簡単に口では言いますが、簡単にできないのがこれなのです。私たちは、隠岐島の方に所管事務調査に行きましたが、隠岐島の海士町というところではカレーの具にサザエを入れることで、サザエカレーという特産品を作り出したのです。だけれど、そこの作り出した地元の方々がおっしゃるには、そういう特殊な品物を作るためには若者の力、よそ者の力、最後にはか者の力もいるそうです。そういうことで、研究熱心なのがばか者だそうです。そういう悪い言葉になりますが、そういう若者、よそ者という、もう一人の者も据えてこの企業は、雇用に対してはある程度目線の違った研究熱心な特産品を開発でき

るよう、私はそれをお願いしたいと思います。どうですか、元井課長。

○議長（町田末吉君） 総務企画課長。

○総務企画課長（元井勝彦君） 特產品につきましては、今与論町で一番大事な問題と捉えておりまして、緊急雇用事業という1億円を今回いただいているが、この事業等を導入しまして今後進めてまいります。例えば、ショウガを活用したジンジャーエールを作っています。既に販売を始めています。そういった特產品につきましては、今あります緊急雇用事業を大きく利用しまして、進めていきたいというふうに考えています。

○議長（町田末吉君） 3番。

○3番（供利泰伸君） 是非隠岐島の海士町の小さい町で取組が成功しているのですから、与論でちょっと工夫をしたら足元の品物でも結構できると思いますので、ひとつこういう事業もしながら前に進めてほしいと思っています。

次は、町長も朝から大変だから早目にいきましょうね。

少子化対策であります。

今、私がこの問題を出したのは、島外における妊婦健診、出産費用に対する県単補助事業、公費支援制度、航空機代の支援です。これは、出産時一時金、妊婦健診委託料、乳児健診、乳幼児医療費助成事業、子宝事業などいろいろな助成を行っていますが、常勤の妊産婦医師がいれば、一番の解決策につながると思うのですが、常勤はなかなか難しいものと思いましてこの質問をしたのですが、もし常勤の医師が困難なら、いろいろな町内の医療機関にも相談して、少しでもいいから給与の助成を行い、現在行われている診療をさっき町長も回答になりましたが、頻繁に来てもらうとか、そういうことを考えた方がこれは非常にいい案ではないかなと思って、私はそれを提案するのですが、どうですか。

○議長（町田末吉君） 町長。

○町長（南政吾君） その件なのですが、今はお願いをして何とか定住でおいでいただくということをお願いし続けるのが、一番ベターではないかと考えているのですが、前に診療所を閉じる前に産婦人科の先生がお願いできれば続けたいという思いでずっと訪ねて回って沖縄の隅々から、鹿児島の医師会から全部回ったのですが、ただ一人だけ「行ってもいいよ」という方がいらっしゃったのです。ところがその先生は「小児科はあるでしょうね」と、「小児科がなければいきませんよ」と言われまして、産婦人科と小児科は一緒というふうな考え方でないと、今は。また、後で聞いてみて初めて分かったのですが、一緒でないとほとんど訴訟問題等が必ずあるものですから、一緒にやらないとお願いはできないよということで、これは既にできた病院にお願いをして、何とかできるだけ回数を多くしてだんだん定住してい

ただくような方法しかないのではないかと思っているのです。

それまでの苦肉の策として、今まで町で出産手当という形でやってきたのを県にお願いして、今までは船ということだったものですから、あってないような、言い過ぎかもしれません、そういうあれがあつたのですが、今回は飛行機でちゃんとその費用はみるということありますので、ある程度安心しているのですが、その代わりまた別の方法で応援をしたいということで、新しくまたこの前条例をお願いした事業を始めるということで、今きているのです。今後とも病院に何とか充実していくようお願いをし続けてまいりたいと思っています。

○議長（町田末吉君） 3番。

○3番（供利泰伸君） この問題は、一番常勤にできれば解決できる問題はいっぱいあるのですが、まずこういうことを言うのは、例えば島外にいる子供たちが与論でも出産はできるのではないかと、もしまだできた場合に母子ともに体力がある程度回復するまで、また親の方でも面倒を見てある程度、成長といいますか、「チューラチカラ」と言いますか、そういうことをしたらまた親の方も安心して、こういうのが一番いい形ではないかなと思っての質問でしたが、とにかく何とか1日、2日でやっているのを、例えば1日でも延ばしてもらうとか、回数もちょっと増やしてもらうとか、そういうようなお願いを是非ともして、妊婦の方々が安心してできるようなことにしてほしいと思っています。

もうそれはいいです。

次の問題ですが、少子化対策であります。

先ほどから午前中も喜山さんがかなり頑張っておられましたが、医療費の助成は家族でもできないかということですが、これはこの問題を出したのは、例えば初産とか、例えば異常出産とかありますよ、逆子とかいろいろな。そういう場合はどうしても家族の付添いが絶対必要です。妊婦さん一人で行ってそれでできることではないから、必ず誰か家族か、誰かが付かないといけないと思いますので、その辺の全額とは言いませんが、せめて船代だけでも、飛行機代でも、そういう心配りの助成があれば、家族の方もどうせ行きますので、そういうのができないかなという質問でこれはしたのですが。答弁によりますと、家族の旅費等についても補助の対象とするという、町長の前向きな考え方ですので、これは是非そのようになるようにお願いといいますか、進めてほしい思っています。

それと、一番の少子化対策として、私だけの考えかもしれません、非常に町内に独身者が多い、役場にもいますよね、何人かね、いるのは事実です。

そこで、今回新しく第5次振興計画に大々的に載っています。縁結び事業というのが載っていますが、これは一番大事なことだと思います。

昔は、自分でもらいきれなかつたら親がでも相談してくれるという時代もあったそうですが、今はなかなかそういうのは聞かないと思いまして、これは大事な事業でありますので、後ろに地域女性団体も見えてますので、是非町長の方からもお願いして、キューピット事業とも連携して強力にこの縁結び事業を進めてほしいと思いますが、いかがですか。

○議長（町田末吉君） 町長。

○町長（南 政吾君） 傍聴の方々にも是非御協力をお願いしたいと思いますが、実はこれは何回もこの議会に出てきてなかなか実現できないというのが、現状ですが、どうしてこんな立派な方がどうして結婚しないのか、不思議でたまらないというのが本当の実感であります。そういうことで、いろいろとやってその機会をつくっているということで、つい先般も商工会に補助金を出して商工会の青年部の方でいろいろやっていただいたりしたのですが、なかなかですね。今まで先輩方が何回も役場だけではなくて農協さんとかいろいろやって1組もまとまらない。隣の沖永良部へ行って聞いてみたら、外国がいいと最初話を聞いたものですから行ったら、そこもまた1件、2件はまとまって、何千万か使って2件まとまってから、すぐ駄目になって、本当にそれこそどうしたらいいか分からぬ状況にあるのです。テレビや、新聞等を見ていますと、女性の方が男性に手料理を教えるということで、料理学校という名目でやれば成功する率があるのではないかということをつい最近聞きました、是非今日皆さんおいでいただいておられる方々にお願いしないといけないのではないかなと思っているのですが、是非今後とも協力をお願いして、みんなでしかこの問題だけは、町民挙げてしか解決できないような気がしてなりませんので、是非お願ひしたいと思います。

○議長（町田末吉君） 暫時休憩をします。

-----○-----

休憩 午後 時 分

再開 午後 時 分

-----○-----

○議長（町田末吉君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

3番。

○3番（供利泰伸君） 町長も朝から答弁でお疲れでしょうが、私もそろそろ疲れてきましたが、最後に、元気で全てのことにチャレンジできる感動を与えてくれる自立した持続可能なまちづくりに全力を挙げて、施政方針が達成できるよう第5次振興計画が達成できるよう、期待して一般質問を終わります。

○議長（町田末吉君） これで、3番、供利泰伸君の一般質問は終わりました。

御苦労様でした。

以上で、一般質問は終わります。

-----○-----

○議長（町田末吉君） 以上で、本日の日程は、全部終了しました。

次は、3月18日、本会議であります。日程の都合により、特に午後3時に繰り下げる開くことにします。定刻まで、御参集ください。

本日は、これで散会します。御苦労様でした。

傍聴いただきました方々、どうもありがとうございました。

最後まで御協力ありがとうございました。

-----○-----

散会 午後3時36分

平成 23 年第 1 回与論町議会定例会

第 3 日

平成 23 年 3 月 18 日

平成23年第1回与論町議会定例会会議録
平成23年3月18日（金曜日）午後3時24分開議

1 議事日程（第3号）

開議の宣告

- 第1 同意第 1号 監査委員の選任について
第2 議案第 8号 与論町出産支援条例を廃止する条例（総務厚生常任委員長報告）
第3 議案第 9号 与論町子育て支援金条例の制定について
第4 議案第14号 平成23年度与論町一般会計予算
第5 議案第15号 平成23年度与論町国民健康保険特別会計予算
第6 議案第16号 平成23年度与論町と畜場特別会計予算
第7 議案第17号 平成23年度与論町農業集落排水事業特別会計予算
第8 議案第18号 平成23年度与論町介護保険特別会計予算
第9 議案第19号 平成23年度与論町後期高齢者医療特別会計予算
第10 議案第20号 平成23年度与論町水道事業会計予算
第11 陳情第 1号 大幅増員と夜勤改善で安全・安心の医療・介護を求める陳情書（総務厚生常任委員長報告）
第12 発議第 1号 大幅増員と夜勤改善で安全・安心の医療・介護を求める意見書（麓 才良議員ほか3人提出）
第13 発議第 2号 東日本大震災の復興を支援する決議
第14 閉会中の継続調査について
　　総務厚生常任委員会、文教経済常任委員会、議会運営委員会、議会議員定数等調査特別委員会

2 出席議員（12人）

1番 川村武俊君	2番 林 隆寿君
3番 供利泰伸君	4番 福地元一郎君
5番 喜山康三君	6番 本畑敏雄君
7番 坂元克英君	8番 喜村政吉君
9番 野口靖夫君	10番 麓才良君
11番 大田英勝君	12番 町田末吉君

3 欠席議員（0人）

欠員（0人）

4 地方自治法第121条による出席者（12人）

町長	南政吾君	教育長	田中國重君
総務企画課長	元井勝彦君	会計管理者兼会計課長	佐多悦郎君
税務課長	猿渡ケイ子君	町民福祉課長	沖野一雄君
環境課長	港沢勝君	産業振興課長	鬼塚寿文君
商工観光課長	久留満博君	建設課長	高田豊繁君
教委事務局長	野田俊成君	水道課長	池田直也君

5 議会事務局職員出席者（2人）

事務局長	川畑義谷君	係長	朝岡芳正君
------	-------	----	-------

開議 午後3時24分

-----○-----

○議長（町田末吉君） これから、本日の会議を開きます。

-----○-----

日程第1 同意第1号 監査委員の選任について

○議長（町田末吉君） 日程第1、同意第1号、監査委員の選任について同意を求める件を議題とします。

本件について、提出者の説明を求めます。町長。

○町長（南 政吾君） 同意第1号、監査委員の選任について提案理由の説明を申し上げます。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第196条第1項の規定により、嶺島忠夫氏を監査委員に選任したいので、議会の議決を求めるものであります。

御審議され、議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（町田末吉君） 提出者の説明は終わりました。

これから、質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（町田末吉君） これで、質疑を終わります。

お諮りします。

同意第1号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（町田末吉君） 異議なしと認めます。

したがって、同意第1号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから、討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（町田末吉君） 討論なしと認めます。

これから、同意第1号、監査委員の選任について、同意を求める件を採決します。

この採決は起立によって行います。本件は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（町田末吉君） 起立多数です。

したがって、同意第1号、監査委員の選任について同意を求める件は、同意する

ことに決定しました。

-----○-----

日程第2 議案第8号 与論町出産支援条例を廃止する条例

日程第3 議案第9号 与論町子育て支援金条例の制定について

○議長（町田末吉君）　日程第2、議案第8号、与論町出産支援条例を廃止する条例及び日程第3号、議案第9号、与論町子育て支援金条例の制定についてを一括議題とします。総務厚生常任委員長の報告を求めます。10番。

○総務厚生常任委員長（麓 才良君）　ただいま議題となり、本委員会に付託されました「議案第8号、与論町出産支援条例を廃止する条例」、「議案第9号、与論町子育て支援金条例の制定について」、当委員会における審査の経過と結果について御報告いたします。

本委員会は、3月16日の午後4時から、全委員出席のもとに第1委員会室で開催いたしました。

なお、当日は沖野町民福祉課長の参与を求めて、説明を受け質疑を行いながら、審査いたしました。

「議案第9号、与論町子育て支援金条例」は、子どもが増えるごとに支援金が増額となる仕組みとなっており、請求時期は出生時、小学校入学時、中学校入学時、中学校卒業時の4回となっていて、支援金の額は別紙議案第7条のとおりであります。

また、支給要件としては、養育者が児童の出生日より前1年以上継続して与論町に住所を有している者であり、児童の出生日から引き続き6年以上与論町に住所を有することを確約できる者に支給することとなっており、宣誓書を出してもらうとのことであります。

この条例制定は、町民や議会からも要望していたものであり、全会一致で採択すべきもの決定いたしました。

この条例の採択を受けて「議案第8号、与論町出産支援条例を廃止する条例」も全会一致で採択すべきものと決定いたしました。

以上で、本委員会に付託されました議案の審査の経過と結果についての報告を終わります。

○議長（町田末吉君）　総務厚生常任委員長の報告は終わりました。

質疑はありませんか。5番。

○5番（喜山康三君）　これについて何点かお聞きしたいと思います。3条の中で遅滞なくその内容を審査しなければならないあるのですが、この審査内容についての項目はどのような形で審査されたのか。

それと、この資金を請求したときの資格についてですが、いわゆる今の子育て支援とか、いろいろについての問題で、現在法律上は世帯となっているが、例えば子供を連れて別居していて、お父さんが支援金を受け取ったりとか、それみたいな事案が出ていますが、それについての対策はどのように考えられているのか。

次の点は、この宣誓書とあるのですが、将来にわたり与論町に定住することを宣誓しますという宣誓書を要求していますが、これは憲法に定められた居住権の侵害に当たらないか。与論にずっと住む方に対して与論町の大切な財政で支援するという趣旨は分かるのですが、このあたりは法律上、いわゆる法制化上問題はないのか。

○議長（町田末吉君） 10番。

○総務厚生常任委員長（麓 才良君） 当委員会においては、今質問がありました第1条の要件については、意見がなく審査をしておりません。

次の第2点目についても意見がなく、審査に上がっておりません。法律要件についても意見がなく、審査をいたしておりません。以上です。

○議長（町田末吉君） 5番。

○5番（喜山康三君） 次の点は、いわゆる次に条例で提案された与論町税等の滞納に対する行政サービスの制限措置は、継続審査になっておりますが、もし今この条例ができた場合に、子育て支援における条例の中に滞納金納付同意書を添えて請求いたしますとか、それから滞納金納付同意書、いわゆる支援金の中から滞納税を差し引きますよということではないかと思いますが、こういうことをしてはいけないから、こういう制限サービス条例をつくろうではないかと、きちんと税金をちゃんと誠実に払っている方にサービスをすることであって、納税に対するモラルの崩壊を招かないためにこの制限サービスの条例をつくろうとしている中で、滞納したら後で支援金から払ってもいいですよという形で、制限サービスの条例といわゆる趣旨がそぐわない。この条例の本来の目的を損なうような在り方ではないか。

私は、そういうことを抜けがけみたいなことを、ずるいことができないために制限サービスについて提案したのであります。きちんと一生懸命納税している方にはちゃんと支援しましょうと、そういう意味で基本的に当初からいわゆる与論町子育て支援金の条例は、滞納していない方を原則とすべきであって、そういう意味で私はこの条例は進めるべきではないかと思いますが、その点についてはいかがですか。

○議長（町田末吉君） 10番。

○総務厚生常任委員長（麓 才良君） その点についても特段委員会の中では意見がなく審査をしておりません。以上です。

○議長（町田末吉君） これで、質疑を終わります。

これから、議案第8号、「与論町出産支援条例」を廃止する条例について、討論

を行います。討論はありませんか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

○議長（町田末吉君） 討論なしと認めます。

これから、議案第8号、与論町出産支援条例を廃止する条例を採決します。

本案について委員長の報告は、原案可決です。

お諮りします。

議案第8号は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（町田末吉君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第8号、与論町出産支援条例を廃止する条例は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第9号、与論町子育て支援金条例の制定について、討論を行います。

○議長（町田末吉君） 5番。

○5番（喜山康三君） 先ほど質問した内容のとおり、この税金の支援金の支給は、基本的に条例で定めた方々で滞納していない方を前提とすべきということであり、この条項を削除しないことには反対でございます。

○議長（町田末吉君） 8番。

○8番（喜村政吉君） 私は、賛成の立場から討論を申し上げたいと思います。この条例は、第5次総合振興計画の大きな柱であります。与論の少子高齢化対策の一環として、ぜひ進めていただきたいという観点から、そしてまたこの条例は、あくまでも善意の趣旨をもって立てられたものであります。あらゆる悪意を想定して考えた場合にはなかなか前向きに進めることができませんので、そういう部分に対してはとの運用の面で規則等でやっていかれたら十分だと思います。そういう意味で、是非ともこの条例は成立させていただきますよう、私は賛成を申し上げます。

[「そのとおりえらい、よし」と呼ぶ者あり]

○議長（町田末吉君） これで討論を終わります。

これから、議案第9号、与論町子育て支援金条例の制定についてを採決します。

この採決は、起立によって採決します。

この条例に賛成の方は起立を願いします。

[賛成者起立]

○議長（町田末吉君） 起立多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第4 議案第14号 平成23年度与論町一般会計予算

日程第5 議案第15号 平成23年度与論町国民健康保険特別会計予算
日程第6 議案第16号 平成23年度与論町と畜場特別会計予算
日程第7 議案第17号 平成23年度与論町農業集落排水事業特別会計予算
日程第8 議案第18号 平成23年度与論町介護保険特別会計予算
日程第9 議案第19号 平成23年度与論町後期高齢者医療特別会計予算
日程第10 議案第20号 平成23年度与論町水道事業会計予算

○議長（町田末吉君） 日程第4、議案第14号、「平成23年度与論町一般会計予算」から、日程第10号、議案第20号、「平成23年度与論町水道事業会計予算」までの7件を、一括して議題とします。

予算審査特別委員会の審査の結果は、お手元にお配りしました委員会審査報告書のとおりであります。

これから、議案第14号について討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（町田末吉君） 討論なしと認めます。

これから、議案第14号、平成23年度与論町一般会計予算を採決します。

この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は、原案は可決です。

議案第14号、平成23年度与論町一般会計予算は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（町田末吉君） 起立多数です。

したがって、議案第14号、平成23年度与論町一般会計予算は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第15号について討論を行います。

討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（町田末吉君） 討論なしと認めます。

これから、議案第15号、平成23年度与論町国民健康保険特別会計予算を採決します。

本案に対する委員長の報告は、原案は可決です。

お諮りします。

議案第15号は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（町田末吉君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第15号、平成23年度与論町国民健康保険特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第16号について討論を行います。

討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（町田末吉君） 討論なしと認めます。

これから、議案第16号、平成23年度与論町と畜場特別会計予算を採決します。

本案に対する委員長の報告は、原案は可決です。

お諮りします。

議案第16号は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（町田末吉君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第16号、平成23年度与論町と畜場特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第17号について討論を行います。

討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（町田末吉君） 討論なしと認めます。

これから、議案第17号、平成23年度与論町農業集落排水事業特別会計予算を採決します。

本案に対する委員長の報告は、原案は可決です。

お諮りします。

議案第17号は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（町田末吉君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第17号、平成23年度与論町農業集落排水事業特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第18号について討論を行います。

討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（町田末吉君） 討論なしと認めます。

これから、議案第18号、平成23年度与論町介護保険特別会計予算を採決します。

本案に対する委員長の報告は、原案は可決です。

お諮りします。

議案第18号は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（町田末吉君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第18号、平成23年度与論町介護保険特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第19号について討論を行います。

討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（町田末吉君） 討論なしと認めます。

これから、議案第19号、平成23年度与論町後期高齢者医療特別会計予算を採決します。

本案に対する委員長の報告は、原案は可決です。

お諮りします。

議案第19号は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（町田末吉君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第19号、平成23年度与論町後期高齢者医療特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第20号について討論を行います。

討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（町田末吉君） 討論なしと認めます。

これから、議案第20号、平成23年度与論町水道事業会計予算を採決します。

本案に対する委員長の報告は、原案は可決です。

お諮りします。

議案第20号は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（町田末吉君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第20号、平成23年度与論町水道事業会計予算は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第11 陳情第1号 大幅増員と夜勤改善で安全・安心の医療・介護を求める陳

情書

○議長（町田末吉君）　日程第11、陳情第1号「大幅増員と夜勤改善で安全・安心の医療・介護を求める陳情書」を議題とします。

総務厚生常任委員長の報告を求めます。10番。

○総務厚生常任委員長（麓 才良君）　ただいま議題となり、本委員会に付託されました陳情第1号「大幅増員と夜勤改善で安全・安心の医療・介護を求める陳情書」について、審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本委員会は、3月16日に午後4時から、全委員出席のもとに第1委員会室において開催し審議をいたしました。

本陳情の医師、看護師、介護職員等の長時間過密労働といった労働環境を改善するため、医療社会保障予算を増やし、医師、看護師、介護職員等を大幅に増やすことによって安全・安心の医療・介護を実現しようとするものであります。

安全・安心の医療・介護を実現することは、本町の町民福祉の向上に寄与するものであることから、本委員会においては、全会一致で採択すべきものと決定いたしました。

以上で、本委員会に付託されました陳情の審査の経過と結果についての報告を終わります。

○議長（町田末吉君）　総務厚生常任委員長の報告は終わりました。

質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（町田末吉君）　質疑なしと認めます。

これから、陳情第1号「大幅増員と夜勤改善で安全・安心の医療・介護を求める陳情書」について、討論を行います。

討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（町田末吉君）　討論なしと認めます。

これから、陳情第1号「大幅増員と夜勤改善で安全・安心の医療・介護を求める陳情書」を採決します。

この陳情に対する委員長の報告は、採択です。

お諮りします。この陳情は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（町田末吉君）　異議なしと認めます。

したがって、陳情第1号「大幅増員と夜勤改善で安全・安心の医療・介護を求める

る陳情書」は、採択することに決定しました。

-----○-----

日程第12 発議第1号 大幅増員と夜勤改善で安全・安心の医療・介護を求める意見書

○議長（町田末吉君） 日程第12、発議第1号「大幅増員と夜勤改善で安全・安心の医療・介護を求める意見書」を議題とします。

本件について、趣旨説明を求めます。10番。

○10番（麓 才良君） 発議第1号。提出者、与論町議会議員、麓才良。賛成者、与論町議会議員、野口靖夫。同じく賛成者、与論町議会議員、喜村政吉。賛成者、与論町議会議員、福地元一郎。

大幅増員と夜勤改善で安全・安心の医療・介護を求める意見書について、別紙のとおり、与論町議会会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出をいたします。提案理由を申し上げます。

日本の医療現場は、長時間・過密労働に加え、医療技術の進歩や医療安全への期待の高まりなどで、看護職員などの労働環境は厳しさを増し離職者も多く深刻な人手不足になっており、かつてなく過酷なものになっています。看護師など夜勤交替制労働者の労働条件を抜本的に改善し、人手を大幅に増やして、安全・安心の医療・介護を実現することが強く望まれます。

以上のことから、大幅増員と夜勤改善で安全・安心の医療・介護を求めるため関係行政庁に意見書を提出しようとするものであります。

意見書案については、お目通しをください。

○議長（町田末吉君） 趣旨説明は終わりました。

これから質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（町田末吉君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

発議第1号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（町田末吉君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第1号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから、討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（町田末吉君） 討論なしと認めます。

これから、発議第1号「大幅増員と夜勤改善で安全・安心の医療・介護を求める意見書」を、採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（町田末吉君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第1号「大幅増員と夜勤改善で安全・安心の医療・介護を求める意見書」は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第13 発議第2号 東日本大震災の復興を支援する決議

○議長（町田末吉君） 日程第13、発議第2号「東日本大震災の復興を支援する決議」を議題とします。

本案について、趣旨説明を求めます。10番。

○10番（麓 才良君） 発議第2号。提出者、与論町議会議員、麓才良。賛成者、与論町議会議員、野口靖夫。賛成者、与論町議会議員、福地元一郎。賛成者、与論町議会議員、喜村政吉。

東日本大震災の復興を支援する決議を、別紙のとおり与論町議会会議規則第14条の規定により提出します。

提案理由を申し上げます。東日本大震災の想像を絶する惨状に鑑み、本庁として可能な限りの支援を講じるため、決議しようとするものであります。

決議案を申し上げます。

東日本大震災の復興を支援する決議。

平成23年3月11日午後1時過ぎに発生した東北地方太平洋沖地震は、マグニチュード9.0の巨大地震で、想像を絶する大津波及び原子力発電所災害まで発生し、時がたつにつれて報道される惨状は筆舌に尽くし難く、我が国は正に未曾有の危機にあります。

家族を思いやる悲痛な叫びや避難所での不自由で不安な窮状を訴える声などが、数限りなくある一方で、国内外から寄せられる支援の広がりには、心を揺さぶられるものがあります。

ここに犠牲になられた皆様に心から御冥福をお祈り申し上げますとともに、被災者の皆様及び災害対策や救援に当たっておられる皆様に、心からお見舞いと敬意を表す次第であります。

未曾有の困難に立ち向かうには、全国民が一つにまとまり、日本の底力を發揮す

るしかないとされています。とりわけ本町は、「東洋の海に浮かび輝く 1 個の真珠」とうたわれ、全国から観光やヨロンマラソン等で御来訪いただき、かねてから大変お世話になっていることは町民が等しく感謝してやまないところであります。

既に与論町においても、救援金の募金や支援物資の提供の動きをはじめとして、避難者の来島や問い合わせがあるなど、各方面で支援や受け入れの態勢が取られつつあります。

本町としてこの国家的危機に立ち向かい、被災地への支援、被災者・避難者の受け入れなどを、可能な限りの支援を講じるため、一元的な対策窓口の設置を求めるとともに、島ぐるみで一丸となって取り組むことを決議する。

平成 23 年 3 月 18。与論町議会。

以上です。

○議長（町田末吉君） 趣旨説明は終わりました。

これから質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（町田末吉君） これで質疑を終わります。

お諮りします。

発議第 2 号は、会議規則第 39 条第 2 項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（町田末吉君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第 2 号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから、討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（町田末吉君） 討論なしと認めます。

これから、発議第 2 号「東日本大震災の復興を支援する決議」を採決します。

この採決は起立によって行います。本案は、これに賛成の方は起立を願いします。

[賛成者起立]

○議長（町田末吉君） 起立全員です。

したがって、同意第 2 号、「東日本大震災の復興を支援する決議」件は、議決することに決定しました。

-----○-----

日程第14 閉会中の継続審査・調査について

○議長（町田末吉君）　日程第14、閉会中の継続審査・調査についてを議題とします。

総務厚生、文教経済、議会運営、議会議員定数等調査特別委員会の各委員長から、お手元にお配りしました申出書のとおり、閉会中の継続審査・調査の申し出があります。

お諮りします。各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査・調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田末吉君）　異議なしと認めます。

したがって、各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査・調査とすることに決定しました。

-----○-----

○議長（町田末吉君）　これで、本日の日程は、全部終了しました。

会議を閉じる前に、これまで役場の課長として、特に最後初代環境課長として御尽力いただきました港沢勝課長がこのたび御勇退になりますので、ここで一言御挨拶をいただきたいと思います。

○環境課長（港　沢勝君）　ありがとうございました。大変高い所から恐縮でございますが、一言お礼を申し上げさせていただきたいと思います。

私は、役場に入る前は、地元の建設会社において、ちょうどオイルショックの後の時代で建設業の仕事がほとんどない時代でした。建設機械の燃料を買うのも券が必要で非常に制限される時代でした。

当時、中央公民館長でありました町田議長さんに役場に来ないかということで、お誘いを受け役場職員となることになりました。ありがとうございました。それから、52年4月に本採用となり総務課をスタートいたしまして、用地管理課、税務課、耕地課、産業振興課、そして現在の環境課とお世話になり、34年間を役場職員として過ごさせていただきました。もともと余り才のない私でございまして、どれだけ与論町の皆様方に貢献できたかというの非常に気にかかるところ、疑問にあるところでございますが、その間歴代の町長さん、そして議長さん、議員の皆様そして教育長先生、そして役場の職員の皆様方のおかげさまで大過なく何とか過ごさせていただき深く感謝申し上げます。本当にありがとうございました。最後は環境課ということで、初代ということで務めさせていただきまして、非常に環境問題についていろいろと勉強させていただき、いろいろなことに挑戦させていただき本当にありがとうございました。退職後は、私の周りは牛飼いがいっぱいいるので

ですが、私には牛飼いはできそうにもありませんので、さとうきび作りでもさせていただき糖業振興の一助を担えれば幸いかなと思っております。本当にありがとうございました。

また、皆様方におかれましては、今後とも健康にはくれぐれも御留意され、町政発展のために御尽力くださいますよう御祈念申し上げまして要を得ませんけれども、私の挨拶に代えさせていただきます。

大変ありがとうございました。

[拍手]

○議長（町田末吉君） どうも、長い間御苦労様でございました。

これで会議を閉じます。

平成23年第1回与論町議会定例会を閉会します。御苦労様でした。

—————○—————

閉会 午後3時57分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

与論町議会議長 町田末吉

与論町議会議員 喜山康三

与論町議会議員 麓才良